

(仮称)秋田市こども計画

(令和8年度～令和11年度)

【原案】

令和7年12月

秋 田 市

目 次

第1章 こども計画の策定に当たって

1	これまでの市の取組	1
2	こども基本法の施行について	2
3	新たな計画の策定	2
4	計画の位置付け	3
5	計画の対象	4
6	計画の期間	4
7	計画の推進体制と評価	4

第2章 こども・若者・子育て家庭を取り巻く現状

1	人口と世帯の状況	5
2	婚姻の状況	7
3	出生の状況	10
4	「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果から	11
5	「子どものいる世帯の生活状況に関する実態調査」の結果から	15
6	「こども調査」「若者調査」の結果から	17
7	いじめや不登校の状況	21

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	23
2	基本的な視点	24
3	基本目標と施策体系	25

第4章 施策の方針

○基本目標1 未来世代の参画と挑戦を支える環境づくりの推進

基本施策1-1	こどもの権利の尊重と主体的参画の推進	31
基本施策1-2	こどもの視点に立った居場所づくり	40
基本施策1-3	シビックプライドの醸成と地元でチャレンジできる 機会づくり	44

○基本目標2 ライフステージに応じた支援の充実

基本施策2-1	【ライフステージⅠ】 生まれる前から幼児期までのこどもへの支援	59
基本施策2-2	【ライフステージⅡ】 学童期・思春期におけるこども・若者への支援	68
基本施策2-3	【ライフステージⅢ】 青年期の若者への支援	91

○基本目標 3 様々な状況にあるこども・若者が健やかに成長できる支援の充実

基本施策 3-1	こどもの貧困の解消に向けた対策	97
基本施策 3-2	障がい児等への支援の充実	102
基本施策 3-3	児童虐待防止対策の充実	105

○基本目標 4 子育て当事者が安心して子育てできる環境づくりの推進

基本施策 4-1	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	109
基本施策 4-2	ひとり親家庭の自立支援の推進	111
基本施策 4-3	地域における子育て支援の充実	114
基本施策 4-4	仕事と子育ての両立支援	117

第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策

1	教育・保育の量の見込みと確保方策	121
2	地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策	131

第1章

こども計画の策定に当たって

1 これまでの市の取組

(1) 秋田市子ども・子育て未来プラン（秋田市子ども・子育て支援事業計画）

我が国では、1990年代から「少子化」が政策課題として認識され、平成6（1994）年12月に策定された「エンゼルプラン」では、保育の量的拡大、多様な保育（低年齢児、延長保育等）の充実などが掲げられ、政府は少子化対策をスタートさせましたが、施策の内容は保育対策が中心のものとなっていました。

2000年代に入ると、対策の分野は保育だけではなく、雇用、母子保健、教育等にも広がり、平成15（2003）年には少子化社会対策基本法の制定とともに、次世代育成支援対策推進法が制定されました。このような中、本市では、平成17（2005）年3月に同法に基づく「秋田市次世代育成支援行動計画」を策定し、また、翌年の平成18（2006）年には本市初の議員立法による「秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例（以下「秋田市子ども条例」という。）」の制定を受け、平成22（2010）年3月に策定した「子ども・子育て未来プラン（秋田市次世代育成支援行動計画後期計画）」において、同プランを秋田市子ども条例第15条に規定する推進計画として位置付ける改編を行い、以来、約20年間にわたり、子どもの健やかな成長を支えこどもを生み育てやすい環境づくりに取り組んでまいりました。

現在は、令和6（2024）年3月に策定した「第4次秋田市子ども・子育て未来プラン（第3期秋田市子ども・子育て支援事業計画）」（以下「第4次プラン」という。）において、子ども・子育て支援策を推進しています。

(2) 秋田市子どもの未来応援計画～子どもの貧困対策

我が国では、平成25（2013）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、国・地方公共団体・国民それぞれの責務と、子どもの貧困対策として、教育、生活、就労、経済的支援など多面的な取組を進めるための基本的な枠組みが示されました。

本市では、平成29（2017）年3月に「秋田市子どもの未来応援計画」を策定し、貧困状況にあって困難を抱えている子どもや子育て家庭への支援に取り組んでまいりました。そして、令和4（2022）年3月には、令和元年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において、国・地方公共団体が、子どもの状況を把握しつつ、教育・生活・就労などを切れ目なく支援する責務を負うことを明確にされたことを踏まえ、後継の計画として「第2期秋田市子どもの未来応援計画」（以下「第2期貧困計画」という。）を策定し、本市における子どもの貧困対策を推進してきました。

2 こども基本法の施行について

令和5（2023）年4月に施行された「こども基本法」は、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来に渡って幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現に向け、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法では、こども施策の基本理念のほか、大綱の策定、こども等の意見の反映、市町村こども計画の策定などについて定められました。

これを受け政府は、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を統一的に定めるため、こども施策に関する「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」および「子供の貧困対策に関する大綱」の3つの大綱を一元化した「こども大綱」を策定し、令和5（2023）年12月に閣議決定しました。

「こどもまんなか社会」とは

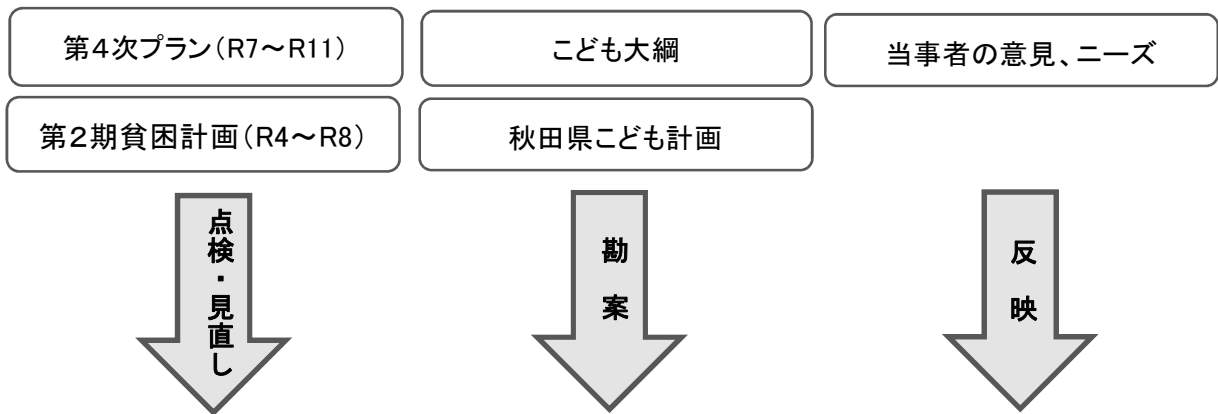
全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状態、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。（こども大綱（令和5年12月閣議決定）より）

3 新たな計画の策定

こども基本法では、「市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱および都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（市町村こども計画）を定めるよう努めるものとする」と定められています。

本市ではこれまで、こどもや若者、子育て当事者を支援する施策を第4次プランおよび第2期貧困計画等に基づき推進してきましたが、こども基本法に基づく各種施策との整合性を図りながらこども施策をさらに充実させるため、こども大綱および秋田県こども計画を勘案した新たな計画（以下「本計画」という。）を策定します。

こども計画の策定に当たっては、既存の各法令に基づく計画と一体のものとして作成することができることとされていることから、本市では、第4次プランおよび第2期貧困計画の施策について、こども大綱の視点や直近の市民ニーズを踏まえた点検・見直しを加えて、両計画を本計画に引き継ぐとともに、子ども・若者育成支援推進法に関する事項を含むものとしします。



秋田市こども計画として一体的に策定する計画			
計画名	主な内容	有識者会議	
子ども・子育て未来プラン	子ども・子育て支援事業計画	教育・保育の充実 地域の子育て支援	社会福祉審議会 児童専門分科会 (子ども・子育て会議)
	次世代育成支援行動計画	少子化対策	
	子ども条例推進計画	子どもの育成に関する基本的な計画	
子どもの未来応援計画	子どもの貧困対策	子どもの未来応援ネットワーク会議	

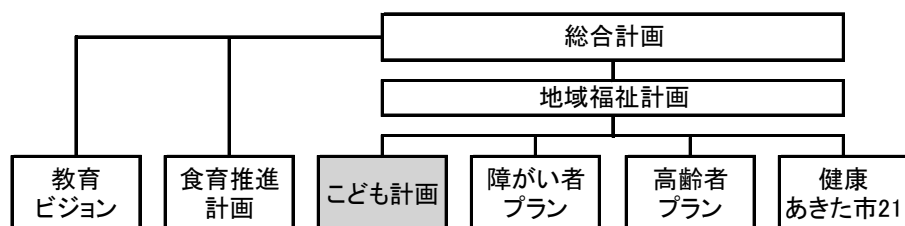
4 計画の位置付け

(1) 各法令等に基づく計画との関係

本計画は、既存計画（子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、子ども条例推進計画、子どもの未来応援計画）に加え、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」として位置付けるとともに、こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月閣議決定）に位置付けるものとします。

(2) 市の関連計画との関係

本計画は、総合計画のもと、地域福祉計画と共通する理念を示しながら、関連諸計画とも整合性を図っていきます。



5 計画の対象

本計画では、こども（生まれてから円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程にあるすべての人）、子育て当事者、これから子育て当事者になる人、こども・若者と子育てを取り巻くすべての関係者を対象とします。

また、各ライフステージの定義については、生まれてから義務教育年齢に達するまでを「幼児期」、小学生年代を「学童期」、中学生年代からおおむね18歳までを「思春期」、おおむね18歳から29歳までを「青年期」、思春期から青年期を「若者」としていますが、社会的自立に困難を抱える方など30歳代以上の方についても施策に応じて「若者」の対象とします。

6 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度に策定し本計画に引き継ぐこととした第4次プランとの整合性を図るため同プランの終期に合わせ、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。令和12年度からの第二期以降は5年を一期として策定します。

7 計画の推進体制と評価

本計画は、計画期間中における本市のこども・子育て施策の方向性を示す「基本計画」と施策達成のための個別の取組・事業を取りまとめた「実施計画」で構成し、次のとおり推進していきます。

(1) 推進体制

計画の推進にあたっては、秋田市社会福祉審議会児童専門分科会（秋田市子ども・子育て会議）および庁内関係課所室において、毎年度、実施状況や課題・改善点等を踏まえた評価を行い、その結果を公表します。

(2) 計画の評価

ア 基本施策の評価

毎年度、基本施策ごとに目標指標や各取組・事業の進捗状況を踏まえ、評価します。

イ 計画全体の評価

計画期間の最終年度（令和11（2029）年度）に、基本施策の進捗状況や意識調査等を踏まえ、評価します。

(3) 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の見直し

教育・保育および地域子ども・子育て支援事業について、利用状況や利用希望が本計画における「量の見込み」と大きく乖離する場合は、中間年度（令和9（2027）年度）に見直しを検討します。

第2章

こども・若者・子育て家庭 を取り巻く現状

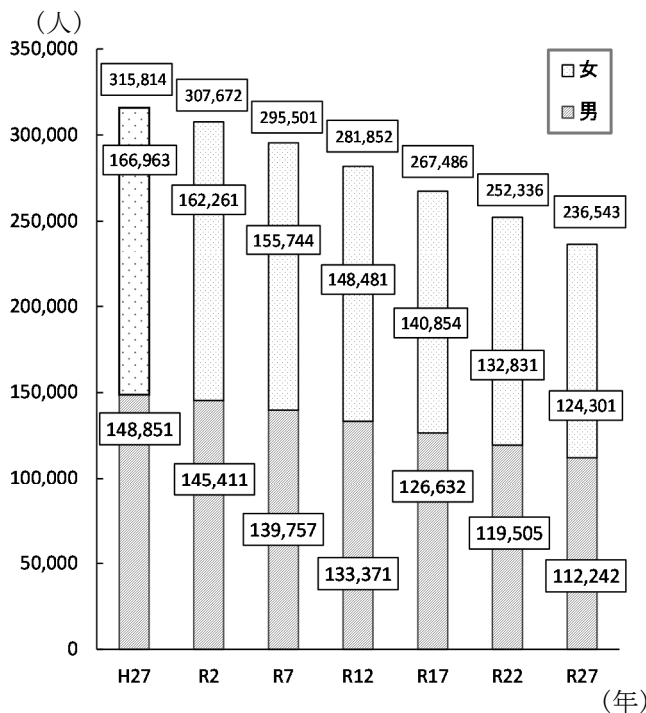
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口と将来推計人口

国勢調査の結果によると、本市の令和2（2020）年の総人口は、307,672人であり、平成27（2015）年の315,814人から8,142人減少しています。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和12（2030）年の総人口は281,852人減少し、年少人口（0～14歳）の比率は、令和2（2020）年の10.9%から8.9%に低下することが見込まれており、人口減少および少子化が一層進む見込みとなっています。

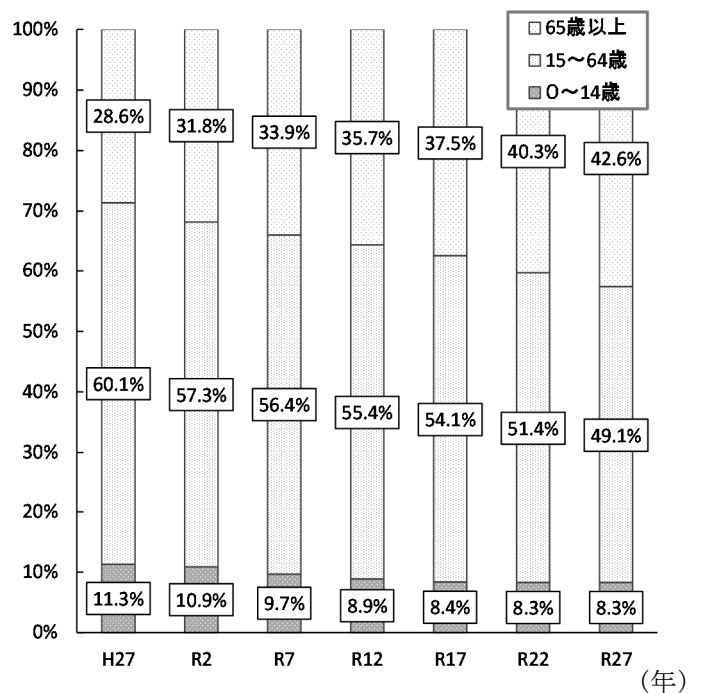
【図表 2-1】

総人口の推移（秋田市「国勢調査」）



【図表 2-2】

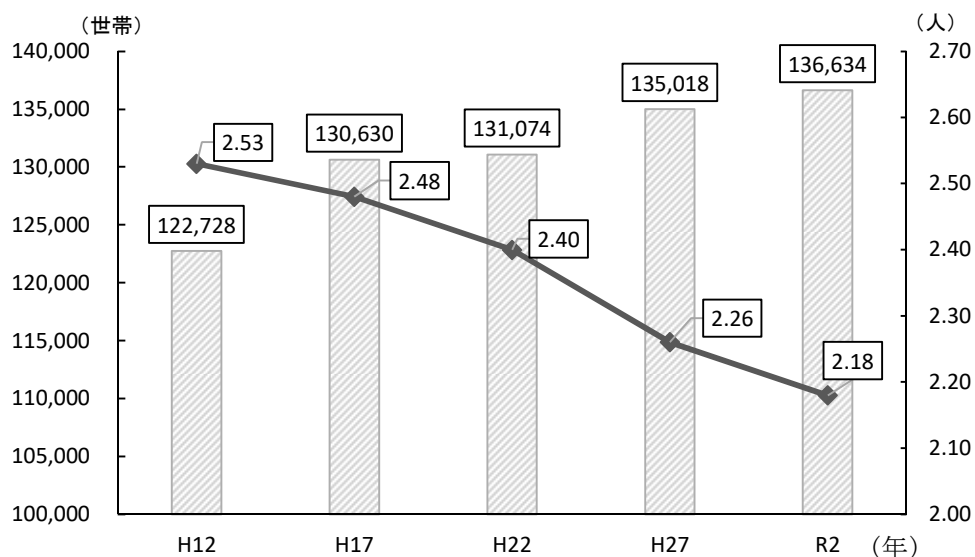
年齢3区分別割合の推移（秋田市「国勢調査」）



(2) 世帯数の推移

国勢調査の結果によると、長期入院患者や社会施設の入所者などの施設等の世帯を除いた本市の一般世帯は、令和2（2020）年で136,634世帯であり、平成27（2015）年の135,018世帯から1,616世帯の増加となっています。一方で、一般世帯の1世帯当たり人員については、2.26人から2.18人へと減少し、全国的な傾向と同様に世帯規模が縮小しています。また、一般世帯を家族類型別にみると、単独世帯の増加傾向が続く、親族のみの世帯は市町合併のあった平成17（2005）年以降、減少傾向となっています。さらに親族のみの世帯に占める核家族世帯の比率は増加傾向となっています。

【図表 2-3】世帯数と1世帯当たり人員の推移(秋田市「国勢調査」)



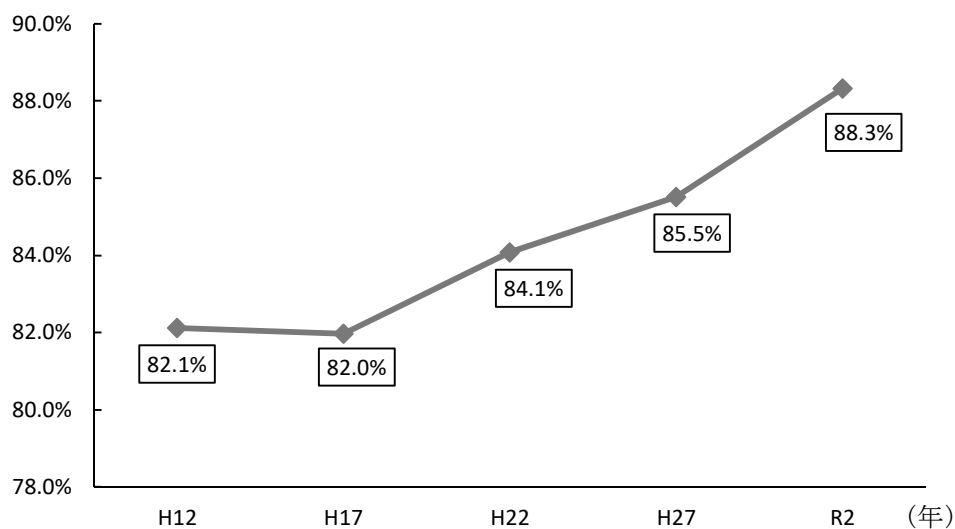
【図表 2-4】世帯の家族類型別一般世帯数の推移(秋田市「国勢調査」)

(世帯)

世帯の家族類型 (7区分)	平成12年 (2000)年	平成17年 (2005)年	平成22年 (2010)年	平成27年 (2015)年	令和2年 (2020)年
一般世帯数 総数※	122,728	130,630	131,074	135,018	136,634
親族のみの世帯	85,719	91,159	90,325	86,650	85,698
核家族世帯	70,389	74,724	75,942	74,097	75,691
夫婦のみ	24,327	26,870	28,204	28,726	30,381
夫婦と子ども	36,668	36,460	35,255	33,173	32,259
男親と子ども	1,071	1,290	1,453	1,529	1,672
女親と子ども	8,323	10,104	11,030	10,669	11,379
その他の親族世帯	15,330	16,435	14,383	12,553	10,007
非親族世帯	363	510	980	819	1,020
単独世帯	36,646	38,961	39,727	47,053	49,576

※家族の類型「不詳」を含む

【図表 2-5】親族世帯数に占める核家族世帯数の比率の推移(秋田市「国勢調査」)

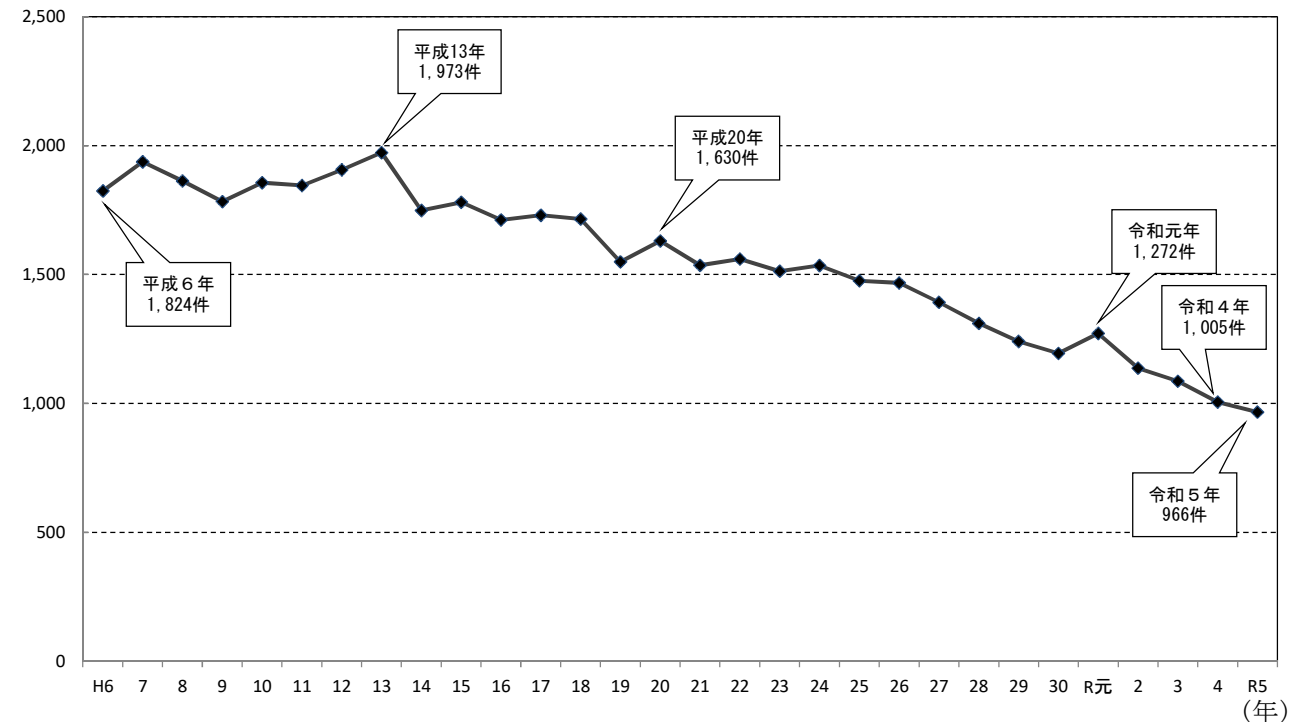


2 婚姻の状況

(1) 未婚化の進行

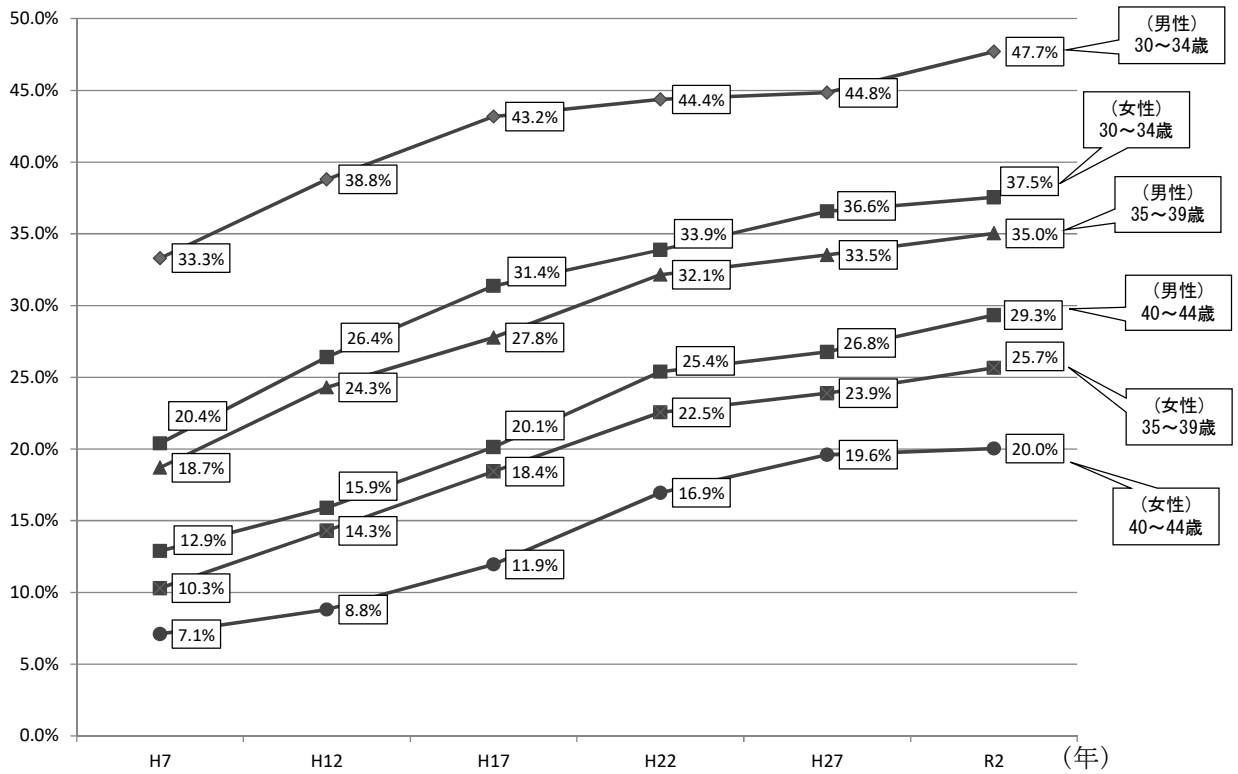
本市の婚姻件数は、減少傾向が続いており、令和5（2023）年は966件で、前年の1,005件から39件の減少となっています。

【図表 2-6】婚姻件数の推移（秋田市「人口動態統計」）



また、国勢調査によると、未婚率は男女ともに上昇傾向が続いており、令和2（2020）年は、30～34歳では、男性が47.7%、女性が37.5%、40～44歳では、男性が29.3%、女性が20.0%となっています。全国的な傾向と同様、本市においても未婚化が進行しています。

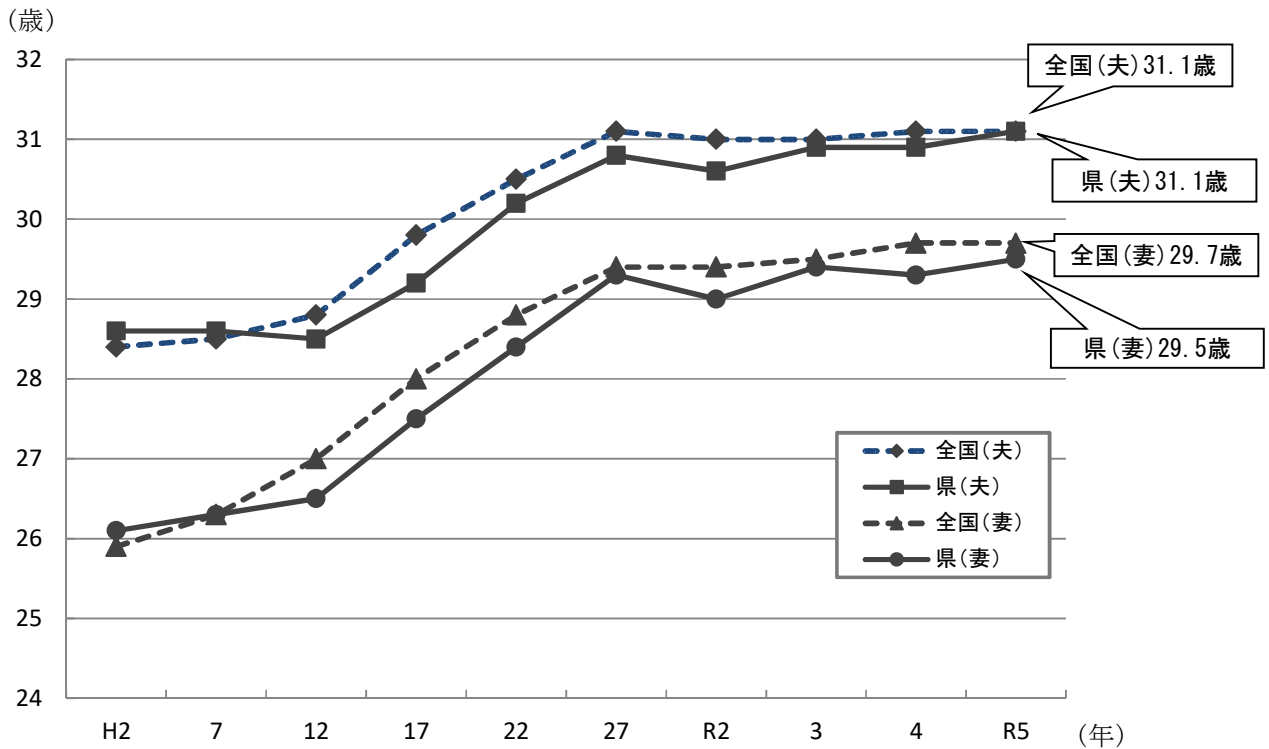
【図表 2-7】 年齢階級別の未婚率の推移(秋田市「国勢調査」)



(2) 晩婚化の進行

秋田県内における平均初婚年齢は、全国的な傾向と同様に推移しており、令和5(2023)年では、夫が31.1歳、妻が29.5歳となっています。

【図表 2-8】 平均初婚年齢(全国・秋田県「人口動態統計」)

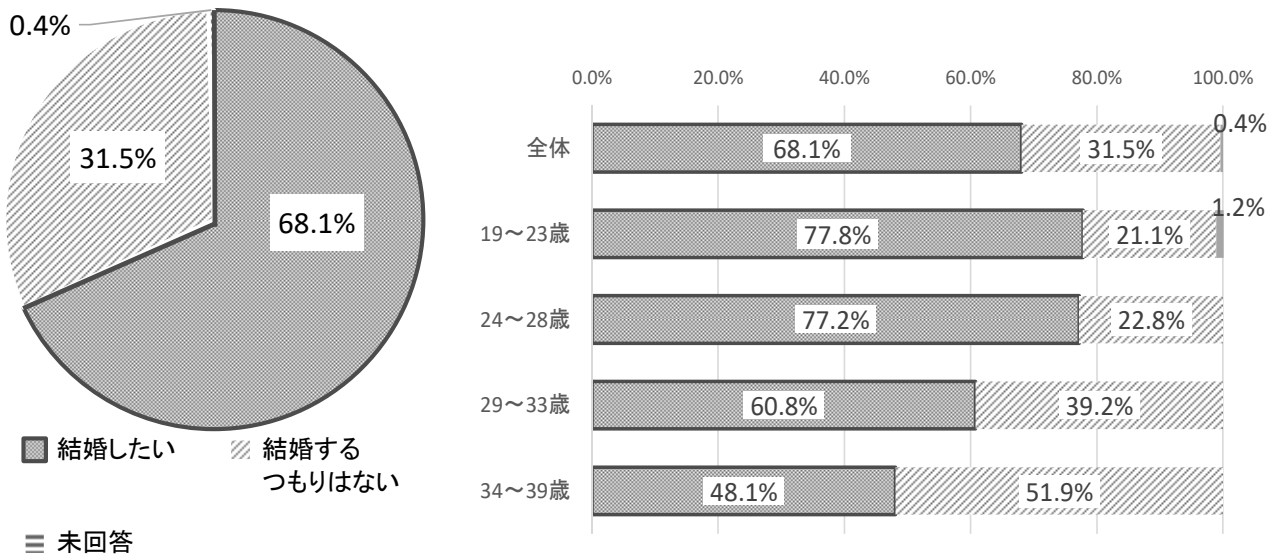


(3) 結婚の意思

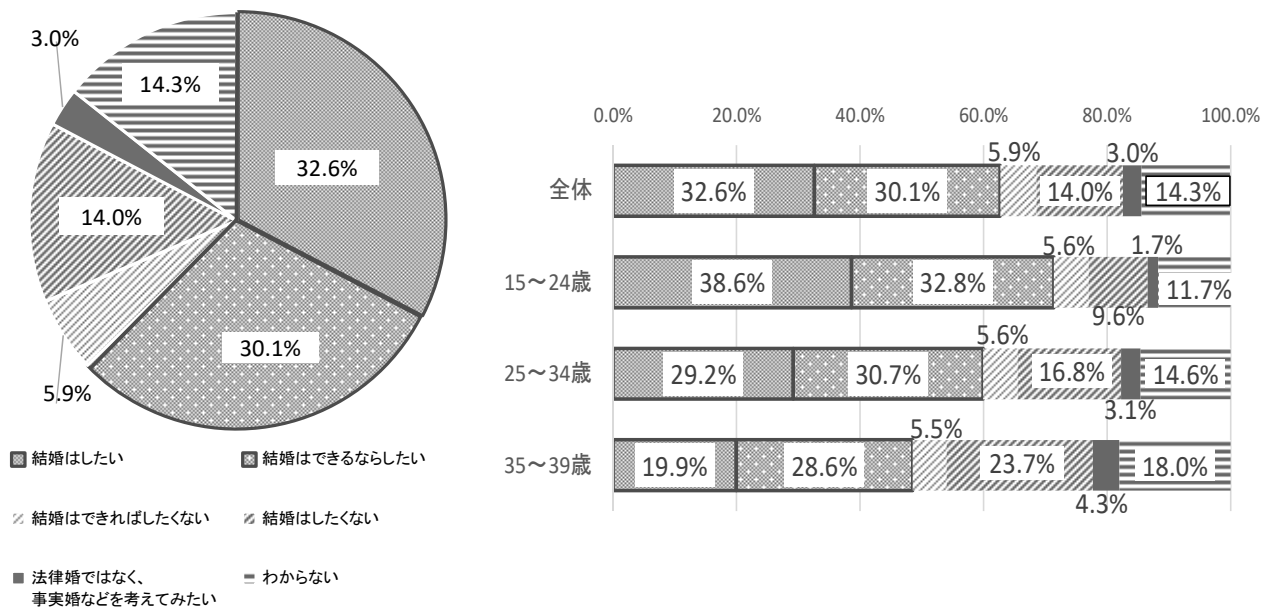
結婚の意思について、本市の結婚していない若者（19～39歳）の68.1%が「結婚したい」、31.5%が「結婚するつもりはない」と回答しています。全国では、結婚していない若者（15～39歳）の62.7%が「結婚はしたい（32.6%）」又は「結婚はできるならしたい（30.1%）」と回答しています。

本市の34～39歳（全国では35～39歳）の年齢層では、結婚に対する前向きな意思を示す人が約半数となっています。

【図表 2-9】結婚したいと思うか（秋田市「若者調査」）



【図表 2-10】結婚したいと思うか（全国）



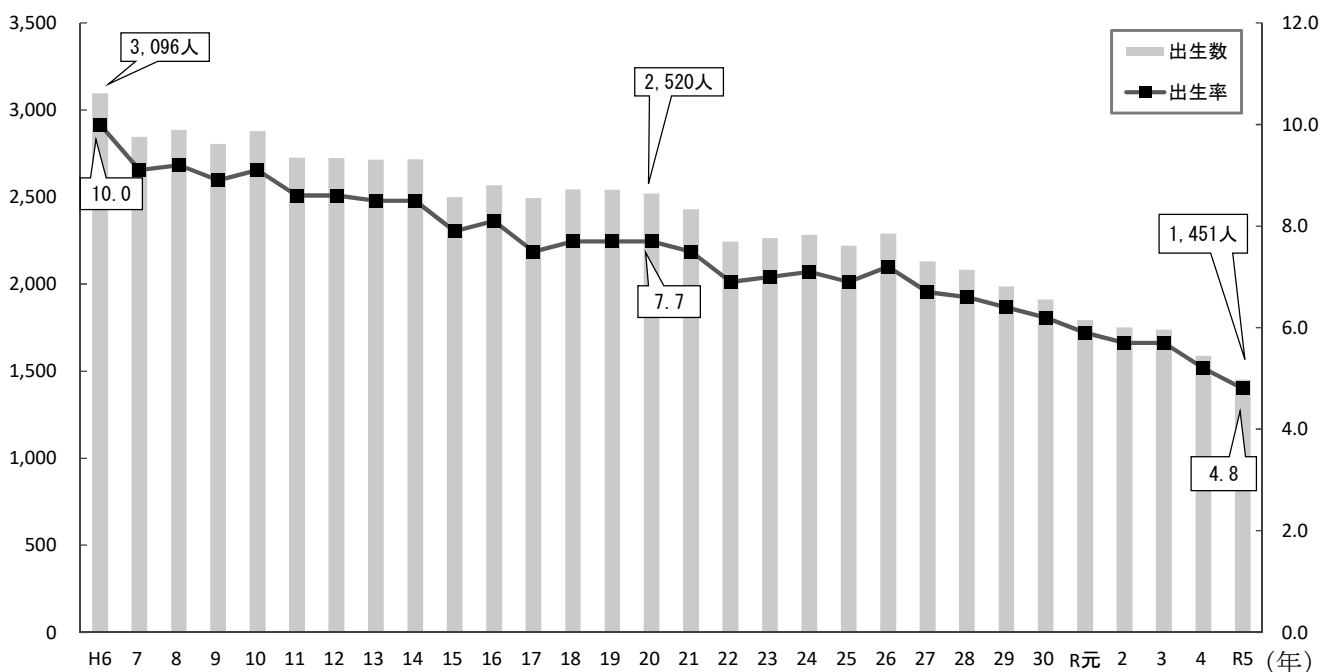
【資料】「若者のライフデザインや出会いに関する意識調査（令和6年こども家庭庁）」より作成

3 出生の状況

(1) 出生数と出生率の推移

令和5（2023）年の本市の出生数は1,451人で、前年の1,589人から138人減少し、出生率（人口千対）は4.8で、前年の5.2を0.4ポイント下回っています。近年は、出生数・出生率ともに低下傾向が続いています。

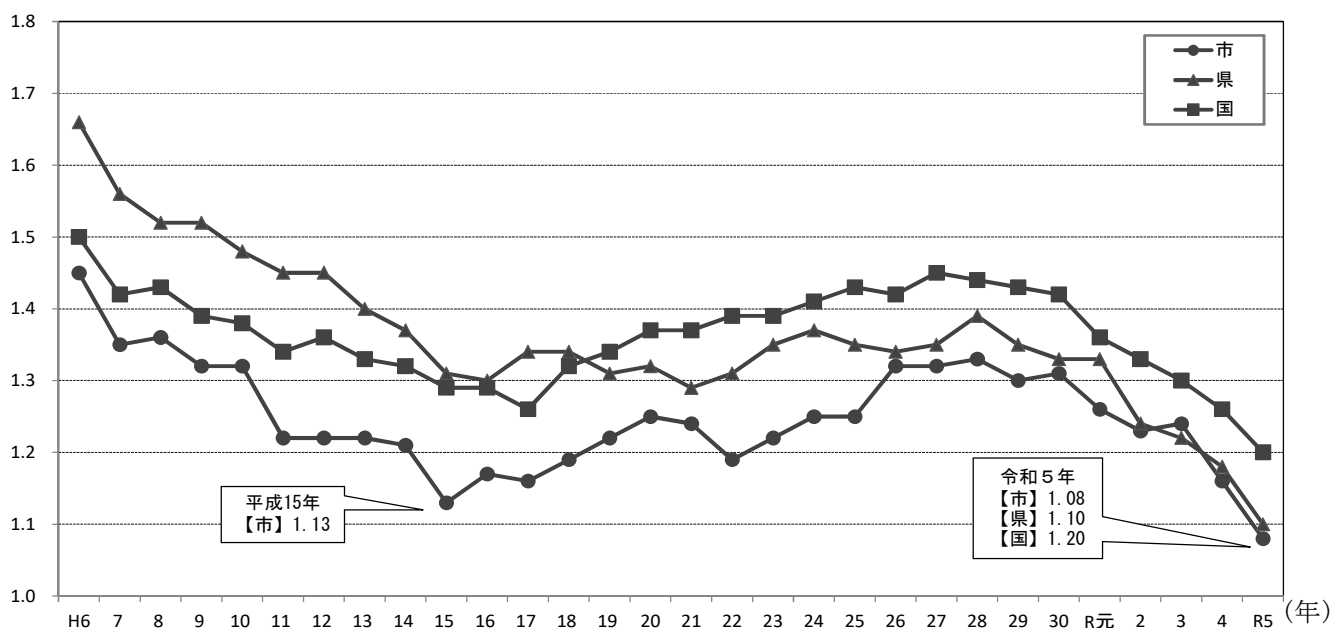
【図表 2-11】 出生数と出生率の推移（秋田市「人口動態統計」）



(2) 合計特殊出生率の推移

1人の女性が一生に産むこどもの人数とされる「合計特殊出生率」の推移を見ると、本市は平成15（2003）年の1.13以降、上昇傾向となったものの、近年は低下が続き、令和5（2023）年は1.08で、過去最低の数値となっています。

【図表 2-12】 合計特殊出生率の推移（秋田市「人口動態統計」）



4 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果から

第4次プランの策定にあたり、基礎的なデータを収集することを目的として、「秋田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）を実施しました。ニーズ調査では、教育・保育、地域の子育て支援についての利用状況や利用希望に関するもののほか、子育てに関する不安感や負担感などについても調査しました。

(1) 調査の概要

	就学前児童の保護者	小学校児童の保護者
対象者数	2,220件	1,780件
回答時期	令和6年2月中旬～3月中旬	
回答数	817件	738件
回答率	36.8%	41.5%
調査方法	郵送およびインターネットによる無記名式アンケート	

(2) 子育てに関する意識

「子育てに関しての不安感や負担感」については、「非常に感じる」と回答した人の割合は、前回の平成31（2019）年2月調査（以下「平成31年調査」という。）時と比較して、就学前児童の保護者、小学校児童の保護者ともに増加しています。

「子育てに関して日常悩んでいることや特に不安に思っていること」については、就学前児童の保護者では、「子育てで出費がかさむこと」「病気や発育・発達に関すること」「自分の自由な時間が持てないこと」「食事や栄養に関すること」が上位を占め、小学校児童の保護者では、「子育てで出費がかさむこと」「子どもの教育に関すること」「子どもの友達づきあいに関すること」などが多い状況です。

子育てに関する不安感や負担感を感じている割合は依然として高いことから、子育て家庭の負担の解消を図り、ゆとりを持って子どもと向き合うことができるよう、ニーズに合った相談支援や、子育てを地域社会全体で支援していく取組を推進することが必要です。

【図表 2-13】子育てに関しての不安感や負担感などについてどのように感じていますか（無回答除く）

選択肢	就学前児童		小学校児童	
	H31	R6	H31	R6
非常に感じる	14.1%	16.0%	17.3%	21.9%
ときどき感じる	67.9%	62.7%	58.0%	56.0%
あまり感じない	15.4%	17.5%	21.5%	18.4%
全く感じない	2.4%	3.5%	2.7%	3.7%
その他	0.2%	0.2%	0.5%	0.0%

【図表 2-14】子育てに関して悩んでいること、特に不安に思っていることはどのようなこと
ですか（複数選択） (％)

選択肢	就学前児童		小学校児童	
	H31	R6	H31	R6
病気や発育・発達に関すること	38.2	44.0	24.9	31.7
食事や栄養に関すること	40.1	42.0	21.8	29.7
育児の方法がよくわからないこと	10.5	10.8		
子どもとの接し方に自信が持てないこと	24.7	23.9	16.4	22.5
子どもと接する時間を十分にとれないこと	32.7	37.9	28.1	32.5
子どもが言うことをきかないこと	26.5	26.5		
話し相手や相談相手がいないこと	5.6	6.1	6.9	7.0
自分の自由な時間が持てないこと	38.4	43.0	24.5	31.5
子どもの教育に関すること	36.3	33.8	49.9	50.5
子どもの友達づきあいに関すること	15.5	17.1	31.6	36.5
子どもが幼稚園や保育所等に行きたがらないこと	2.8	5.3		
不登校等に関すること			4.5	8.5
家族の協力が少ないこと	8.9	7.8	8.2	10.6
幼稚園や保育所等に、希望した時期に入れられないこと	5.0	3.2		
子どもを叱りすぎている気がする	38.4	36.9	36.4	35.4
子育てに関して家族と意見が合わないこと	8.8	7.6	9.3	8.5
自分が子どもを虐待しているのではないかとということ	2.8	4.7	2.9	3.5
家族が子どもを虐待しているのではないかとということ	0.7	0.6	0.6	1.1
住居が狭いこと	14.3	13.0	10.4	8.2
子育てで出費がかさむこと	42.4	49.2	55.6	60.7
子育てにかかりきりになり、家事が滞ること		21.5		7.1
その他	6.4	4.2	5.0	5.7

※表中の「就学前児童」は就学前児童の保護者、「小学校児童」は小学校児童の保護者

※表中の「 / 」は、設問のない項目

(3) 子育て家庭の就労状況

ア 現在の就労状況

平成31年調査時と同様、父母ともに「フルタイム就労中」が最も多くなっています。

また、母親の育児等による休業中を含めた就業者の割合は、就学前児童の母親で83.6%と平成31年調査時の74.6%から9.0ポイント増加し、小学校児童の母親では86.8%と平成31年調査時の80.7%から6.1ポイント増加しています。

【図表 2-15】現在の就労状況（無回答除く）

（％）

選択肢	父親				母親			
	就学前児童		小学校児童		就学前児童		小学校児童	
	H31	R6	H31	R6	H31	R6	H31	R6
フルタイム就労中	98.2	96.8	98.1	96.4	40.3	47.9	42.1	52.1
フルタイム就労中 （産休・育休・介護休業中）	0.0	0.8	0.3	0.5	11.2	14.2	1.4	0.6
パート・アルバイト就労中	0.8	1.6	0.7	1.9	21.0	20.4	36.9	33.1
パート・アルバイト就労中 （産休・育休・介護休業中）	0.0	0.0	0.0	0.2	2.1	1.1	0.3	1.0
以前就労していたが、現在就 労していない	0.9	0.8	0.8	1.1	23.9	16.0	17.3	12.6
就労したことがない	0.1	0.0	0.1	0.0	1.5	0.4	2.0	0.7

イ 母親の今後の就労希望（現在就労していない場合）

就学前児童の母親では、「子どもが□歳になったころに就労したい」という将来的な希望が多く、小学校児童の母親では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」という希望が多くなっております。

また、就労を希望する時期として、就学前児童の母親では、一番下の子どもが「3～5歳」と回答する割合が最も多く、次いで「6～8歳」となっています。

【図表 2-16】現在就労していない母親の今後の就労希望（無回答除く）（％）

選択肢	就学前児童の母親		小学校児童の母親	
	H31	R6	H31	R6
子育てや家事に専念したい （就労の予定はない）	20.4	22.7	36.8	37.0
1年より先、一番下の子どもが □歳になったころに就労したい	44.2	48.5	22.4	23.9
すぐにでも、もしくは1年 以内に就労したい	35.4	28.8	40.8	39.1

【図表 2-17】就労する場合、一番下の子どもの年齢（希望する時期）（無回答除く）

選択肢	就学前児童の母親		小学校児童の母親	
	H31	R6	H31	R6
1～2歳	15.0	3.2	0.0	4.5
3～5歳	48.7	46.9	24.3	13.6
6～8歳	29.2	42.2	39.4	36.3
9～11歳	7.1	6.3	6.0	22.7
12～14歳	0.0	1.6	18.2	18.1
15歳以上	0.0	0.0	12.1	4.5

(4) 仕事と子育ての両立支援について

育児休業の取得状況は、母親では、「取得した（取得中）」が65.5%となっており、平成31年調査時の49.0%から取得率が上昇しているほか、父親においても、「取得した（取得中）」が19.8%と、平成31年調査時の4.1%から取得率が上昇しています。

また、「取得していない」理由として、母親では、「職場に育児休業の制度がなかった」が最も多く、父親では、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」という回答が最も多くなっており、それぞれ平成31年調査時から選択率が上昇しています。

育児休業の取得率に関しては、男女ともに上昇していますが、男性の取得率が低い状況にあることから、企業等において育児介護休業法や次世代育成支援対策推進法に基づく両立支援の一層の推進が必要となっています。

【図表 2-18】 育児休業の取得状況(就学前児童の母親および父親) (無回答除く) (%)

選択肢	父親		母親	
	H31	R6	H31	R6
取得した（取得中である）	4.1	19.8	49.0	65.5
取得していない	94.8	78.2	14.4	8.5
働いていなかった	1.1	1.9	36.6	26.0

【図表 2-19】 「育児休業を取得していない」理由（複数回答） (%)

選択肢	父親		母親	
	H31	R6	H31	R6
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	34.7	49.0	22.7	23.5
仕事が忙しかった	37.1	48.6	16.6	15.7
（産休後に）仕事に早く復帰したかった	0.6	0.9	12.3	5.9
仕事に戻るのが難しそうだった	3.2	4.9	12.9	13.7
昇給・昇格などが遅れそうだった	5.7	6.2	0.6	0.0
収入減となり、経済的に苦しくなる	31.5	36.0	23.9	11.8
保育所（園）などに預けることができた	4.0	1.7	14.7	5.9
配偶者が育児休業制度を利用した	37.2	41.6	0.0	2.0
配偶者が無職など、制度を利用する必要がなかった	26.9	15.1	4.9	2.0
子育てや家事に専念するために退職した	0.7	0.2	25.8	23.5
職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	9.3	9.6	20.9	29.4
有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	0.8	0.6	8.6	9.8
育児休業を取得できることを知らなかった	1.9	4.1	0.6	0.0
産前産後の休暇を取得できることを知らず退職した	0.0	0.0	0.6	3.9
その他	6.2	6.6	19.0	13.7

5 「子どものいる世帯の生活状況に関する実態調査」の結果から

本計画の策定にあたって、本市における子どもの世帯の生活状況を把握するため、令和6年（2024）年11月に、0歳から18歳までの児童がいる保護者を対象としたアンケート調査（以下「生活状況実態調査」という。）を実施しました。生活状況実態調査では、子育て世帯の家計の状況、子どもの生活の様子、子どもの勉強や進学に関する状況、親の健康状態や就労状況などについて調査しました。

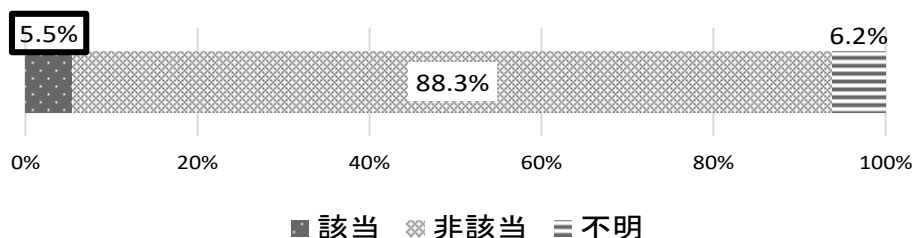
(1) 調査の概要

対象者	0歳から18歳までの児童がいる保護者
対象者数	3,000件
回答時期	令和6年11月
回答数	1,394件
回答率	46.5%
調査方法	郵送およびインターネットによる無記名式アンケート

(2) 貧困線を下回る水準の世帯の割合

国が公表している「貧困線」（等価可処分所得の中央値の半分の値）を下回る水準の世帯は、5.5%となっています。

【図表 2-20】 貧困線を下回る世帯の割合

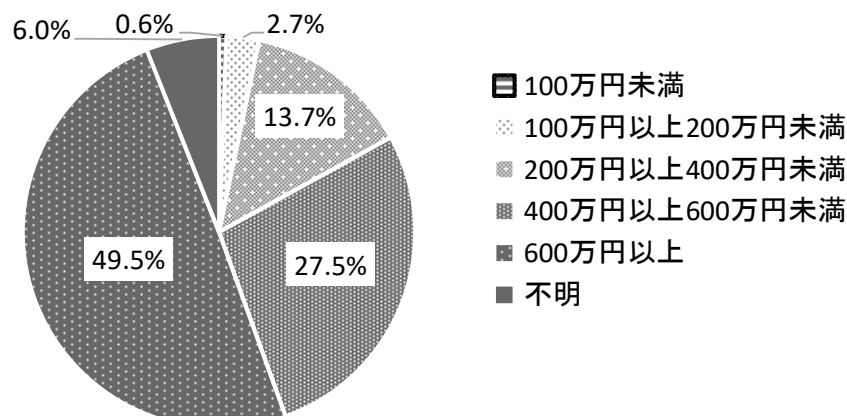


※「該当」は、等価可処分所得（年収（手取収入）を世帯人員の平方根で割ったもの）が、我が国における令和3年の貧困線（127万円）を下回っている世帯。

(3) 秋田市の子育て世帯の収入の状況

本市の子育て世帯の収入は、400万円未満の世帯が17%、400万円以上600万円未満の世帯が27.5%、600万円以上の世帯が55.5%となっています。

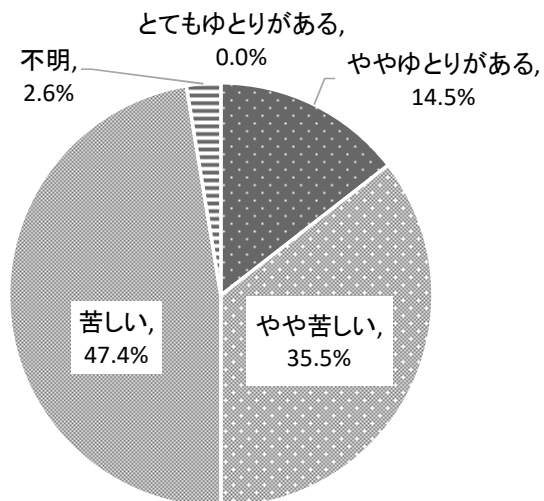
【図表 2-21】 子育て世帯の収入



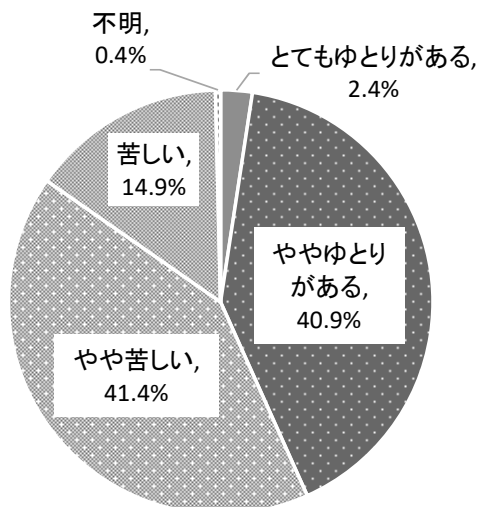
(4) 子育て世帯の暮らしの実感

貧困線未満の世帯の区分別でみると、『苦しい（「やや苦しい」含む）』の割合は、貧困線未満世帯では82.9%と8割を占め、非該当世帯（56.3%）に比べて26.6ポイント高くなっています。

【図表 2-22】「貧困線を下回る世帯」に該当する世帯の暮らしの実感



【図表 2-23】「貧困線を下回る世帯」に該当しない世帯の暮らしの実感



6 「こども調査」「若者調査」の結果から

本計画の策定にあたって、本市におけるこども・若者の意識や生活状況等を把握するため、小学生・中学生・高校生を対象とした「こども調査」と19歳から39歳までの方を対象とした「若者調査」を実施しました。

(1) 調査の概要

対象者	こども				若者
	小学校 1～3年	小学校 4～6年	中学生	高校生	
対象者数	6,269人	6,864人	7,195人	8,633人	3,000人
回答時期	令和6年9月下旬～10月中旬				令和6年11月
回答数	1,795人	1,890人	2,883人	2,492人	980人
回答率	28.6%	27.5%	40.1%	28.9%	32.7%
調査方法	インターネットによる無記名式アンケート（回答フォームのURL等は学校を通じて配布）				郵送およびインターネットによる無記名式アンケート

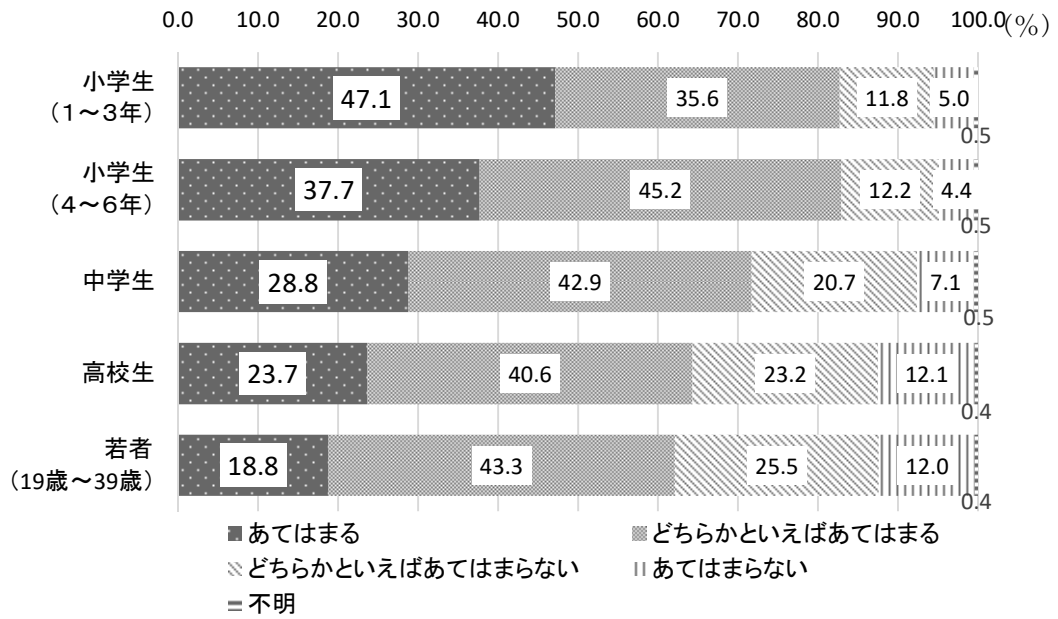
(2) 主な調査事項

	調査事項
両調査共通	同居者、自己肯定感・自己有用感・幸福感等の認識、安心な居場所、悩みごと・困りごとの内容、相談相手
こども調査	普段（学校以外）の時間の使い方、こどもの権利、将来の夢・仕事、市や大人に対して言いたいこと・伝えたいこと（小・中学生）、意見を伝えやすい手法・手段（高校生）
若者調査	就労状況、自宅での過ごし方、結婚への意識、意見を伝えやすい手法・手段

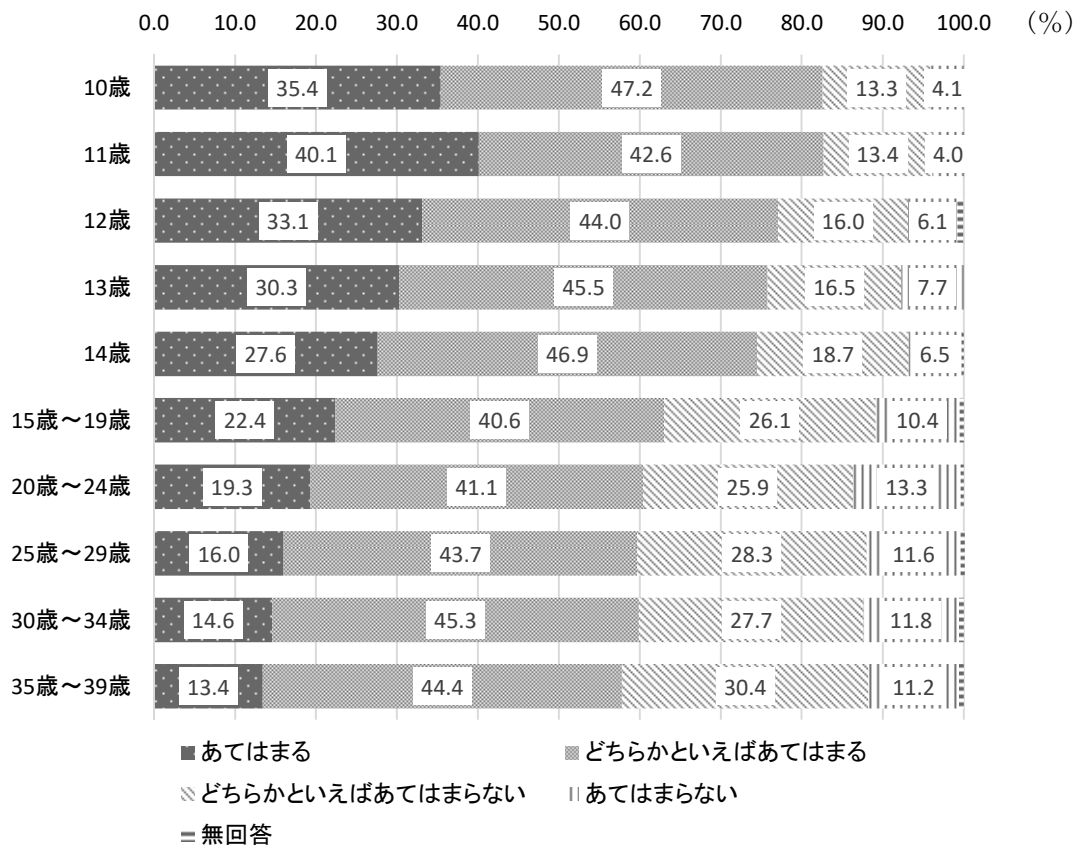
(3) こども・若者の自己肯定感の状況

自己肯定感は、年齢が上がるとともに低下する傾向にあります。「自分のことが好き」の回答については、全国と概ね同様の割合となっており、「自分の親から愛されていると思う」についても全国と概ね同様の傾向となっています。

【図表 2-24】自分のことが好き（秋田市）「自分のことが好き」（こども調査・若者調査）

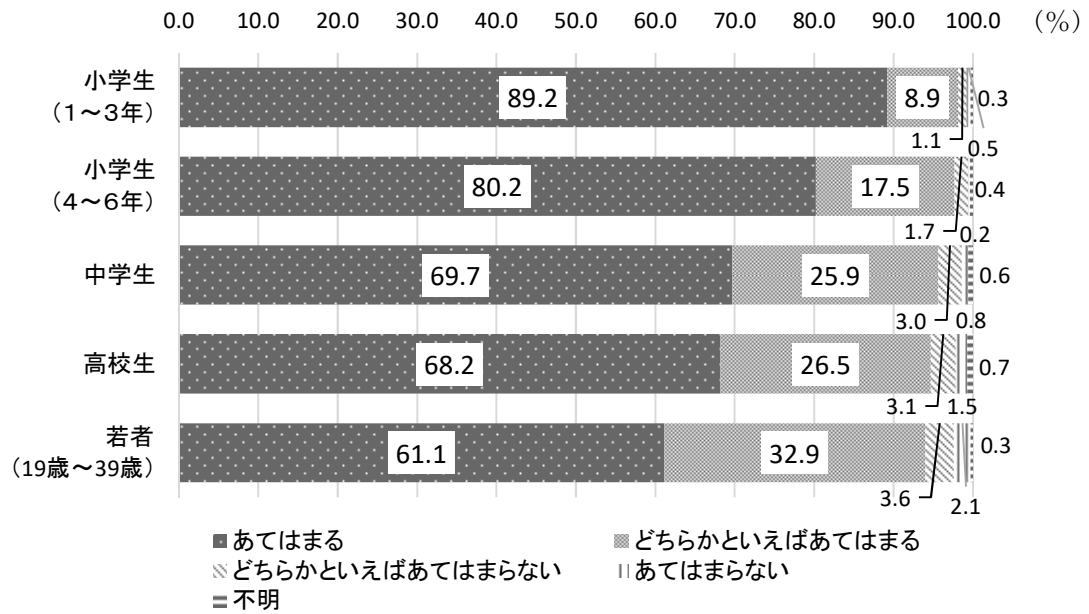


【図表 2-25】自分のことが好き（全国）「今の自分が好きだ」

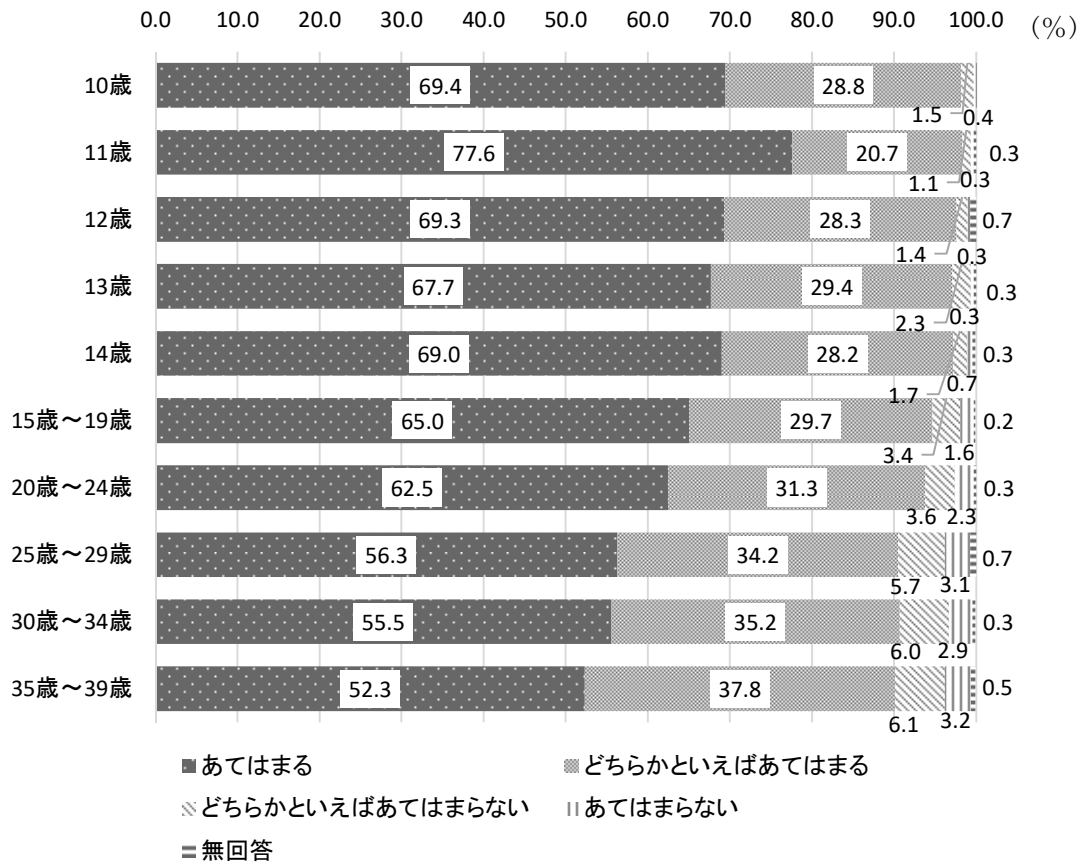


【資料】「こども・若者の意識と生活に関する調査報告書（令和5年3月）（内閣府）」

【図表 2-26】 自分の親から愛されていると思う（秋田市）（こども調査・若者調査）



【図表 2-27】 自分の親から愛されていると思う（全国）



【資料】「こども・若者の意識と生活に関する調査報告書（令和5年3月）（内閣府）」

(4) 安心して過ごせる居場所

「安心して過ごせる居場所はどのような場所か」に関する認識について、「好きなことをして自由に過ごせる」「一人で過ごせる」場所を望んでいる子どもが多い一方、保護者がその項目を選択した割合は低く、立場の違いによって認識に乖離があります。

【図表 2-28】 自分にとって安心して過ごせる居場所はどのような場所か（こども調査）

子どもにとって安心して過ごせる居場所はどのような場所か（生活実態調査）（%）

	中学生	高校生	保護者
<u>好きなことをして自由に過ごせる</u>	77.2 (第1位)	70.5 (第2位)	47.9 <u>(第8位)</u>
心が安らぐ、落ち着ける	76.1 (第2位)	77.7 (第1位)	88.8 (第1位)
<u>一人で過ごせる</u>	56.3 (第3位)	61.0 (第3位)	22.4 <u>(第11位)</u>
ありのままでいられる、自分を否定されない	55.4 (第4位)	55.8 (第4位)	73.7 (第2位)
価値観の合う人や安心できる人とともに過ごすことができる	51.5 (第5位)	49.0 (第5位)	66.2 (第3位)

※選択肢 11 項目の中からあてはまるものを選択（複数選択）

(5) こどもや若者の悩みごと・不安なこと・困っていること

「今、悩んでいること、不安なこと、困っていること」について、4割以上の小学生は「悩んでいることや困っていることはない」としています。小学生・中学生・高校生の今の悩み等として共通して多かったのは、「勉強のこと」「将来のこと」となっています（悩み等上位2位以上）。

若者で「悩んでいることや困っていることはない」とした方は1割程度であり、半数以上の方が今の悩み等として「お金（収入や家計）のこと」や「将来のこと」を選択しています。また、約3～4人に1人が「就職先の仕事内容や待遇、職場環境のこと（30.6%）」「健康のこと（26.9%）」を選択しています。

【図表 2-29】 今、悩んでいることや不安なこと困っていることはあるか（複数選択）

（こども調査）（若者調査）（%）

区分	回答数	親のこと	親(配偶者)以外の家族のこと	家族の世話や介護のこと	お金(収入や家計)のこと	友達のこと	学校生活のこと	勉強(や受験・進路)のこと	将来のこと	健康のこと	性・恋愛のこと	SNS上のこと	その他	悩んでいることや困っていることはない	配偶者(パートナー)のこと	クラブ活動・サークル活動のこと	就職先の仕事内容や待遇、職場環境のこと	職場での人間関係のこと	不明
小学生(1～3年)	n=1,795	5.8	2.6	2.9	9.4	18.2	15.0	20.4	22.4	14.6		2.4	2.3	43.6					0.0
小学生(4～6年)	n=1,890	3.8	2.3	1.1	7.4	16.4	13.1	19.8	19.0	10.9		0.9	2.8	46.7					3.0
中学生	n=2,883	8.4	2.8	0.8	9.9	19.1	19.1	52.3	34.0	8.8	10.0	1.4	2.6	29.3					2.5
高校生	n=2,492	7.5	3.3	1.6	17.6	11.5	14.0	46.6	42.7	7.5	9.4	1.7	1.4	27.8					2.7
若者(19～39歳)	n=980	16.5	10.5	10.0	54.8	3.4	2.1	4.9	53.7	26.9	14.1	0.8	1.8	10.2	8.5	1.2	30.6	18.6	0.5

7 いじめや不登校の状況

(1) いじめの状況について

令和6年度にいじめを認知した学校数は、小学校は、41校中32校、中学校20校中15校となっています。また、認知件数は、小学校94件、中学校68件、計162件となり、令和5年度に比べ、小学校で18件の増加、中学校で11件の増加、合計29件の増加となっています。

【図表 2-30】 市立小中学校のいじめを認知した学校数と認知件数 (人)

	区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認知した学校数(校)	小学校	31	30	29	28	32
	中学校	17	12	16	16	15
認知件数(件)	小学校	88	90	78	76	94
	中学校	47	44	70	57	68
	計	135	134	148	133	162

過去5年間のいじめに関する質問調査では、約91～93%の小・中学生が「人が困っているときは、進んで助けている」と回答しています。

また、約97～98%の小・中学生が「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答しており、「いじめはけっして許されない」と認識されています。

【図表 2-31】 小学校におけるいじめに関する質問調査 (%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人が困っているときは、進んで助けている		91.6	91.0	92.3	93.2
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う		98.2	98.5	97.8	98.2

【図表 2-32】 中学校におけるいじめに関する質問調査 (%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人が困っているときは、進んで助けている		91.5	91.1	92.8	93.6
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う		97.6	97.6	97.0	97.4

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、中止

(出典) 文部科学省：「全国学力・学習状況調査」

(2) 不登校の状況について

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、不登校児童生徒数が年々増加傾向にあり、令和6年度の調査では、令和2年度と比較し、小学校でおよそ3倍、全体としておよそ2倍となっております。

不登校児童生徒の実態調査では、登校しているが、教室以外の場所を利用している児童生徒数が毎年一定数報告されており、特に中学校で多い状況となっております。

【図表 2-33】 過去5年間の市立小中学校の不登校児童生徒数 (人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小 学 校	109	157	200	294	296
中 学 校	319	389	428	489	516
計	428	546	628	783	812

【図表 2-34】 登校しているが、教室以外の場所を利用している児童生徒数 (人)

区 分	R2(12月)	R3(12月)	R4(12月)	R5(12月)	R6(9月)
小 学 校	34	33	48	39	31
中 学 校	117	123	134	146	141
計	151	156	182	185	172

※ () 内は調査を行った月

(出典) 秋田県：「不登校児童生徒の実態調査」

本市では、教育支援センター「すくうる・みらい」を運営し、不登校児童生徒の学習支援や教育相談を実施するほか、集団活動を通して学校や社会生活に適応する力を育てています。また、不登校および引きこもりの児童生徒の家庭に大学生が訪問し、交流や相談活動を行う、フレッシュフレンドの派遣を行い、不登校児童生徒の心の安定を図るとともに、学校生活に復帰できるよう支援しています。

フレッシュフレンドは、毎年一定数の活用があり、「すくうる・みらい」は、小・中学校ともに入級者が増加しています。

【図表 2-35】 「すくうる・みらい」入級状況 (人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小 学 校	8	6	17	24	21
中 学 校	11	12	35	39	46
計	19	18	52	63	67

【図表 2-36】 フレッシュフレンド利用状況 (人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象児童	6	7	11	10	8
対象生徒	10	9	12	9	6
派遣回数	188	125	143	187	168

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべてのこども・若者が、
夢に向かって健やかに成長できる、
心豊かで希望に満ちたまち

こどもや若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きる大切な一人の「ひと」として当然に尊重されなければなりません。このまちに生まれ、育ち、学ぶすべてのこどもの存在を大切にし、その可能性を信じて支えていくことが求められています。

こども・若者には、それぞれ異なる個性や背景、育ちの歩みがあります。社会全体でその一人ひとりの個性や歩みを尊重し、誰もが安心して自分らしく成長できるよう、寄り添いながら、切れ目なく支えていくこと、また、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、対話しながら、共にこれからのまちの未来を創っていく姿勢が欠かせません。

家庭、学校、地域、企業、行政が力を合わせ、それぞれの立場からこどもや若者の挑戦や学び、そして夢や希望を温かく見守り支えていくことで、まち全体が生き生きとした輝きを放っていきます。

こどもたちが自分らしく輝き、その輝きが地域に響き合い、次の世代へと広がっていく。本市は、「こどもまんなか」の考えのもと、未来へはばたくこどもたちとともに、心豊かで希望に満ちたまちを目指していきます。

2 基本的な視点

基本理念の実現のため、計画全体を貫く考え方として、次の4つの視点を掲げて各施策に取り組みます。

1 すべてのこども・若者の成長を支援する視点

家庭の状況や背景に関わらず、すべてのこども・若者が健やかに育ち、将来に希望を持てるよう、誰一人取り残さないよう支援を行う視点を持って取り組みます。

2 発達過程に応じて切れ目なく支援する視点

妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、青年期に至るまで、こども・若者の発達段階に応じて切れ目なく支援する視点を持って取り組みます。

3 こども・若者・子育て当事者の視点に立って施策を推進する視点

こども・若者や子育て当事者が自らのことについて意見を形成し、その意見を表明しやすい環境づくりを進め施策を推進するという視点を持って取り組みます。

4 こども・若者を社会全体で応援する視点

こども・若者を地域・企業・学校・行政が連携して支える社会を目指す視点に立って取り組みます。

3 基本目標と施策体系

(1) 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向け、施策分野ごとに次の4項目を基本目標として定め、各種施策を推進します。

◆基本目標1 未来世代の参画と挑戦を支える環境づくりの推進

こども・若者の意見を尊重し、地域への誇りと未来を切り拓く力を育みながら、未来世代が主体的に参画し挑戦できる環境づくりを推進します。

◆基本目標2 ライフステージに応じた支援の充実

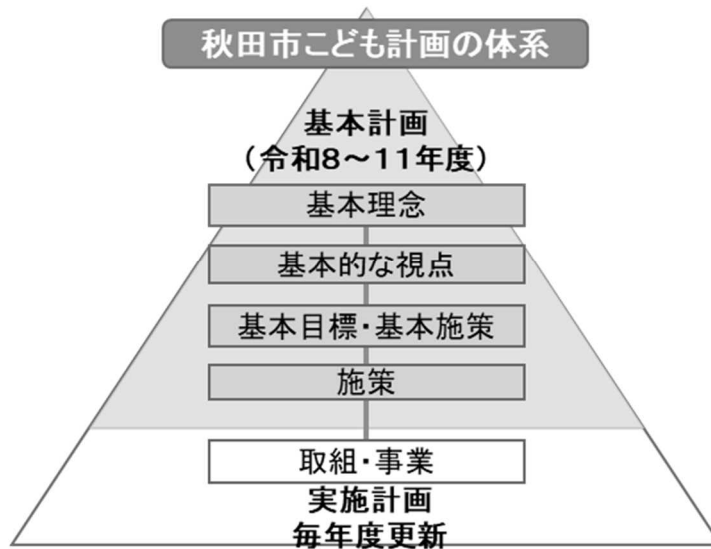
妊娠前から幼児期、青年期に至るまでのこども・若者一人ひとりの成長に応じ、健康・教育・安全・生活の切れ目ない支援を充実させ、安心して成長できる環境を整えます。

◆基本目標3 様々な状況にあるこども・若者が健やかに成長できる支援の充実

すべてのこども・若者が健やかに成長できるよう、貧困や障がい、家庭環境など様々な状況にあるこどもへの支援を充実させ、安心して暮らせる環境を整備します。

◆基本目標4 子育て当事者が安心して子育てできる環境づくりの推進

子育てや教育にかかる経済的負担を軽減するとともに、地域や職場などと連携し、安心して子育てできる環境を整えます。



基本計画	基本理念	本市の目指すべき姿・こども施策の理念
	基本的な視点	計画全体を貫く考え方
	基本目標・基本施策	基本理念実現に向けた基本目標と基本施策
	施策	基本施策を構成する取組の方向性
実施計画 (具体的な取組)	取組・事業	施策達成のための個別の取組・事業

(2) 施策体系

基本目標に13の基本施策を定め、施策別に具体的な取組・事業を推進します。

基本目標	基本施策	施策
1 未来世代の参画と挑戦を支える 環境づくりの推進	【基本施策1-1】 こどもの権利の尊重と主体的参画の推進	【施策1-1-1】 こどもが権利の主体であることの理解の促進
		【施策1-1-2】 意見表明の機会の充実とこども・若者主体の取組の推進
	【基本施策1-2】 こどもの視点に立った居場所づくり	【施策1-2-1】 こどもの視点に立った居場所づくり
	【基本施策1-3】 シビックプライドの醸成と地元でチャレンジできる機会づくり	【施策1-3-1】 多様な遊びや体験活動、食育の推進
		【施策1-3-2】 こどもと子育てを支援する生活環境の整備
		【施策1-3-3】 こども・若者が活躍できる機会づくり
2 ライフステージに応じた支援の充実	【基本施策2-1】 (ライフステージⅠ) 生まれる前から幼児期までのこどもへの支援	【施策2-1-1】 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健対策の充実
		【施策2-1-2】 幼児期までのこどもの成長への支援
	【基本施策2-2】 (ライフステージⅡ) 学童期・思春期におけるこども・若者への支援	【施策2-2-1】 小児医療への支援と心身の健康づくり
		【施策2-2-2】 青少年健全育成活動の推進
		【施策2-2-3】 こどもの安全確保
		【施策2-2-4】 こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備
		【施策2-2-5】 家庭や地域の教育力の向上
		【施策2-2-6】 いじめ問題への対応
		【施策2-2-7】 不登校のこどもへの支援
	【基本施策2-3】 (ライフステージⅢ) 青年期の若者への支援	【施策2-3-1】 青年期の若者への支援

基本目標	基本施策	施策
3 様々な状況にある子ども・若者が健やかに成長できる支援の充実	【基本施策 3-1】 こどもの貧困の解消に向けた対策	【施策 3-1-1】 こどもの貧困の解消に向けた対策
	【基本施策 3-2】 障がい児等への支援の充実	【施策 3-2-1】 障がい児等への支援の充実
	【基本施策 3-3】 児童虐待防止対策の充実	【施策 3-3-1】 児童虐待防止対策の充実
4 子育て当事者が安心して子育てできる環境づくりの推進	【基本施策 4-1】 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	【施策 4-1-1】 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
	【基本施策 4-2】 ひとり親家庭の自立支援の推進	【施策 4-2-1】 ひとり親家庭の自立支援の推進
	【基本施策 4-3】 地域における子育て支援の充実	【施策 4-3-1】 地域における子育て支援の充実
	【基本施策 4-4】 仕事と子育ての両立支援	【施策 4-4-1】 仕事と子育ての両立支援

(3) 計画の指標と数値目標

施策の進捗状況を把握するため、次のとおり指標と数値目標を設定します。

基本目標 1 未来世代の参画と挑戦を支える環境づくりの推進

No.	指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)	担当課
1	「道徳の授業で自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる」と思う児童生徒の割合 (①小学校 ②中学校) (全国学力・学習状況調査より)	①87.9% ②92.4% (令和6年度)	①93.0% ②93.0% (令和11年度)	学校教育課
2	放課後児童クラブ待機児童数 (5月1日現在)	11人	0人	子ども福祉課
3	保護者アンケートによる満足度 (①放課後児童クラブ ②児童館等)	①94.3% ②94.0%	①100% ②100%	子ども福祉課
4	こどもアンケートによる放課後の居場所が「つまらない」と思う割合 (①放課後児童クラブ ②児童館等)	①— ②2.1%	①0% ②0%	子ども福祉課
5	放課後児童クラブにおける定員数(5月1日現在)	2,526人	3,006人	子ども福祉課
6	市立小・中学校における食育に関わる学校訪問の実施回数	11回	15回	学校教育課
7	社会教育施設を活用した体験活動の参加人数	19,763人 (令和6年度)	20,192人 (令和11年度)	生涯学習室
8	1日1回はみんなで食事をする割合 (3歳児健康診査アンケートより)	99.1%	100%	子ども健康課
9	離乳食教室や幼児食教室参加者の「食事や栄養に関する不安や心配事が解消された人」の割合	97.8%	100%	子ども健康課
10	都市公園のバリアフリー化率	74.4%	83.5%	公園課

基本目標 2 ライフステージに応じた支援の充実

No.	指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)	担当課
1	ネウボラでの妊婦初回面接率	95.6%	100%	子ども健康課
2	乳児家庭全戸訪問実施率	97.4%	100%	子ども健康課
3	乳幼児健康診査受診率	95.8%	100%	子ども健康課
4	予防接種接種率 麻しん風しん第2期	94.4%	100%	健康管理課
5	保育所等の待機児童数 (①4月1日現在 ②3月1日現在)	①0人 ②6人	①0人 ②0人	子ども育成課
6	教育保育活動支援(要請訪問・園内研修)による訪問指導実施施設数	53施設	60施設	子ども育成課
7	延長保育実施施設の割合	93.1%	100.0%	子ども育成課

基本目標2 ライフステージに応じた支援の充実

No.	指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)	担当課
8	休日保育実施施設数	14施設	15施設	子ども育成課
9	小児慢性特定疾病自立支援事業参加者の満足度	100%	100%	子ども健康課
10	市立秋田総合病院の小児科救急外来の認知度(ニーズ調査より)	87.0%	90.4%	子ども総務課
11	街頭巡回声かけ・話しかけ人数(年間)	10,322人	13,770人	少年指導センター
12	こどもの交通事故死傷者数(中学生以下)	38人	30人未満	交通政策課
13	「自分は、将来の夢や目標をもっている」と思う児童生徒の割合(①小学生 ②中学生)(全国学力・学習状況調査より)	①85.1% ②73.6%	①93.0% ②85.0%	学校教育課
14	「人の役に立つ人間になりたい」と思う児童生徒の割合(①小学生 ②中学生)(全国学力・学習状況調査より)	①97.6% ②97.3%	①99.0% ②99.0%	学校教育課
15	「自分には、よいところがある」と思う児童生徒の割合(①小学生 ②中学生)(全国学力・学習状況調査より)	①85.3% ②85.1%	①90.0% ②90.0%	学校教育課
16	市民サービスセンター等が主催する家族や親子で参加する講座や事業の認知度(ニーズ調査より)	56.6%	71.7%	子ども総務課
17	小学校における校内教育支援センター支援員の配置の割合	—	100.0%	学校教育課
18	高校生(ハローワーク秋田管内)の県内就職の割合	78.2%	82.4%	企業立地雇用課
19	県内の就職後3年以内の離職率	30.7%(高卒) 32.6%(大卒) ※令和2年3月卒業者	30.2% (高卒・大卒ともに)	企業立地雇用課

基本目標3 様々な状況にある子ども・若者が健やかに成長できる支援の充実

No.	指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)	担当課	
1	子ども家庭相談、女性相談の相談件数	9,822件 (平成31年度)	4,164件 (令和8年度)	2,965件 (令和11年度)	子育て相談支援課
2	ファミリー・サポート・センターの延べ利用人数	2,042人 (平成31年度)	2,906人 (令和8年度)	2,242人 (令和11年度)	子育て相談支援課
3	子どもの学習・生活支援事業参加者の進学率	100% (平成31年度)	100% (令和8年度)	100% (令和11年度)	福祉総務課
4	就学援助制度に関する周知状況	100% (平成31年度)	100% (令和8年度)	100% (令和11年度)	学事課
5	①就業支援講習会受講者数 ②自立支援教育訓練給付金受給者数 ③高等職業訓練促進給付金受給者数	①24人 ②10人 ③7人 (平成31年度)	①24人 ②8人 ③7人 (令和8年度)	①24人 ②8人 ③7人 (令和11年度)	子ども福祉課
6	子育て世帯向け住戸の整備戸数	40戸 (平成31年度)	40戸(累計) (令和8年度)	40戸(累計) (令和11年度)	住宅政策課
7	児童発達支援、放課後等デイサービス事業者の連携を強化するため、秋田市障がい者総合支援協議会児童部会が主催する、交流会や研修会に参加した事業者の割合	—	関係事業者の100%		障がい福祉課
8	障がい児等の特別な配慮を要する児童の受入れ放課後児童クラブ数の割合	56.4%	76.4%		子ども福祉課
9	児童虐待により、死亡または重大な後遺症を残す事例の発生件数	0件	0件		子育て相談支援課

基本目標4 子育て当事者が安心して子育てできる環境づくりの推進

No.	指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)	担当課
1	子育てで出費がかさむことに悩む人の割合 (①就学前児童の保護者 ②小学校児童の保護者)(ニーズ調査より)	①49.2% ②60.7%	①42.4% ②55.6%	子ども総務課
2	児童扶養手当受給者に占める就業者の割合	89.7%	92.4%	子ども福祉課
3	地域子育て支援拠点施設(9箇所)の延べ利用人数(こどもの年間利用者人数)	58,934人	60,000人	子育て相談支援課
4	ファミリー・サポート・センター利用会員一人に対する協力会員数 (実働人数ベース:協力会員数/利用会員数)	0.35人	0.4人	子育て相談支援課
5	子育てサポートクーポン券交付率	85.0%	90.0%	子育て相談支援課
6	多子世帯サポートクーポン券交付率	71.0%	80.0%	子育て相談支援課
7	秋田県労働条件等実態調査報告書の項目「育児休業取得率」	95.3%(女性) 32.6%(男性)	98.2%(女性) 77.5%(男性)	企業立地雇用課
8	なでしこ秋田・働く女性応援事業の助成企業数	12件	令和7年度から令和11年度までに計50件	企業立地雇用課

第4章

施策の方針

基本目標 1 未来世代の参画と挑戦を支える環境づくりの推進

こども・若者の意見を尊重し、地域への誇りと未来を形づくる力を育みながら、未来世代が主体的に社会に参画し挑戦できる環境づくりを推進します。

基本施策 1-1 こどもの権利の尊重と主体的参画の推進

こどもが権利の主体であることを社会全体で理解し、意見を尊重するとともに、自ら主体的に参画し行動できる取組を推進します。

1 こどもが権利の主体であることの理解の促進【施策 1-1-1】

現状と課題

- 議員立法により制定された「秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例」は、平成18年5月5日のこどもの日に施行されて以来、本市のこども施策の方向性を示すものとして重要な役割を果たしてきました。同条例では、こどもにとって大切なこととして、子どもの個の尊重、子どもの意見表明、子どもの参加、子どもの場の確保、子どもの心身の健康および子どもの安全確保を掲げており、国が平成6年に批准した「児童の権利に関する条約」と同一歩調を取っています。
- 令和6年度に本市が実施した「こども調査」によると、こどもの権利（児童の権利に関する条約のいわゆる「四原則」※）について、こどもの約7割が「守られている」と感じている一方、守られていないと感じているこどもも存在しており、特に「どのようなこどもも差別されない」に関しては、小学校4～6年生および中学生の約12%が守られていないと感じているという結果になりました。また、「わからない」と回答したこどもが2割程度いることから、こどもの権利の理解の浸透を図る必要があります。
- 令和5年度に国が実施した「児童の権利に関する条約の認知度調査」によると、こどもの権利にかかる理解の浸透のために必要なことについて、小学校4～6年生で最も多かったのが「学校でこどもの権利について学ぶ時間をつくる（77.7%）」、次いで「学校の先生など、こどもとかかわる大人がこどもの権利に

ついて学ぶ時間をつくる (56.0%)」であり、中学生は「学校でこどもの権利について学ぶ時間をつくる (77.2%)」、次いで「SNSや動画など、インターネットを活用した広報活動を拡充する (62.2%)」となっています。

- こどもの権利侵害を許さないという意識が社会に浸透するよう、保護者や教職員、子育て当事者の支援に携わる大人への情報提供や研修等を推進するとともに、こどもが権利の主体であることを広く市民に周知していく必要があります。
- 本市では、よりよく生きるための基盤となる道徳性をはぐくむため、各校において、道徳教育の推進を担当する教師（道徳教育推進教師）を中心に、学校教育全体を通じた道徳教育の充実に努めているところであり、各校の実態や取組状況を踏まえた学校訪問指導や教職員研修等を通して、道徳科の授業づくりの充実に取り組んでいます。
- また、各校では、自分や相手のよさを理解し大切にできる態度を育むことができるよう、道徳科や特別活動等において自分の思いや考えを表現し、互いに認め合う場面を設定するなど、相互の理解を深め、よりよい集団づくりを目指す活動の充実に努めています。今後も、道徳科の授業を参観する機会を設定するとともに、道徳教育に関する取組について学校運営協議会やPTAの懇談会等で話題にするなど、引き続き、家庭や地域と連携しながらこどもの権利を含めた道徳性を育む教育の促進を図る必要があります。

○秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例(平成 18 年 5 月 5 日施行)前文

子どもは社会の宝であり、希望です。一人ひとりが、さまざまな個性や能力や夢をもったかけがえない存在です。子どもが一人の人間として尊重され、社会の一員として重んじられながら、自らの可能性を伸ばし、未来に向かって健やかに育っていくことができる社会であることは、時代を超えた市民すべての願いです。

いじめ、体罰、児童虐待や子どもが当事者となる事件の多発、そして、不登校の増加傾向などに加え、核家族化、少子化、さらには都市化の進行や有害情報のはん濫など、時代や社会の進展の中で、子どもを取り巻く環境は、ますます厳しく、複雑になってきています。

すべての子どもが、生き生きと輝き、伸びやかに、たくましく育っていける、そして、子どもが、自分を大切にすなかで、他者をも大切にし、お互いを尊重し合える力をつけていくことができる環境をつくっていくことは、大人や社会の役割であり、また、責任でもあります。

そのためには、市民一人ひとりが、子どもに対してどのような人間になってほしいかというそれぞれの願いをもって、子どもの育成に主体的にかかわり、何をなすべきかを共に考え、話し合い、共通の認識をもつことが望まれます。家庭、学校等、地域や職場をはじめ、その全体にかかわる市には、それぞれの役割や責任を再確認し、相互の連携と協力や全体としての協働による取組が求められます。

すべての子どもが健やかに生まれ、そして、秋田市民一人ひとりが未来を築く子どもの育成に誇りと喜びを感じることができる社会の実現を図るため、この条例を制定します。

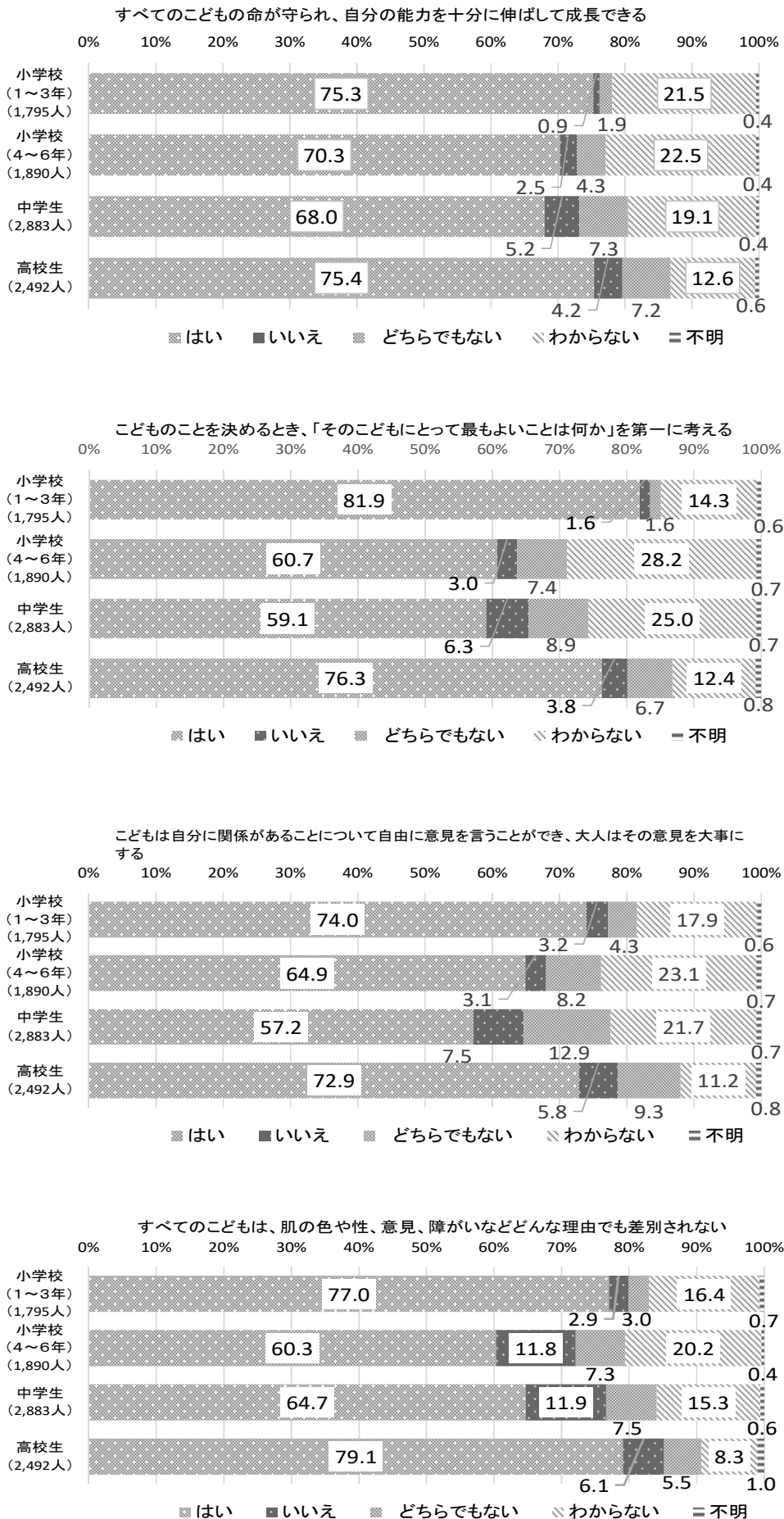


【図表 4-1】「児童の権利に関する条約」の4つの原則

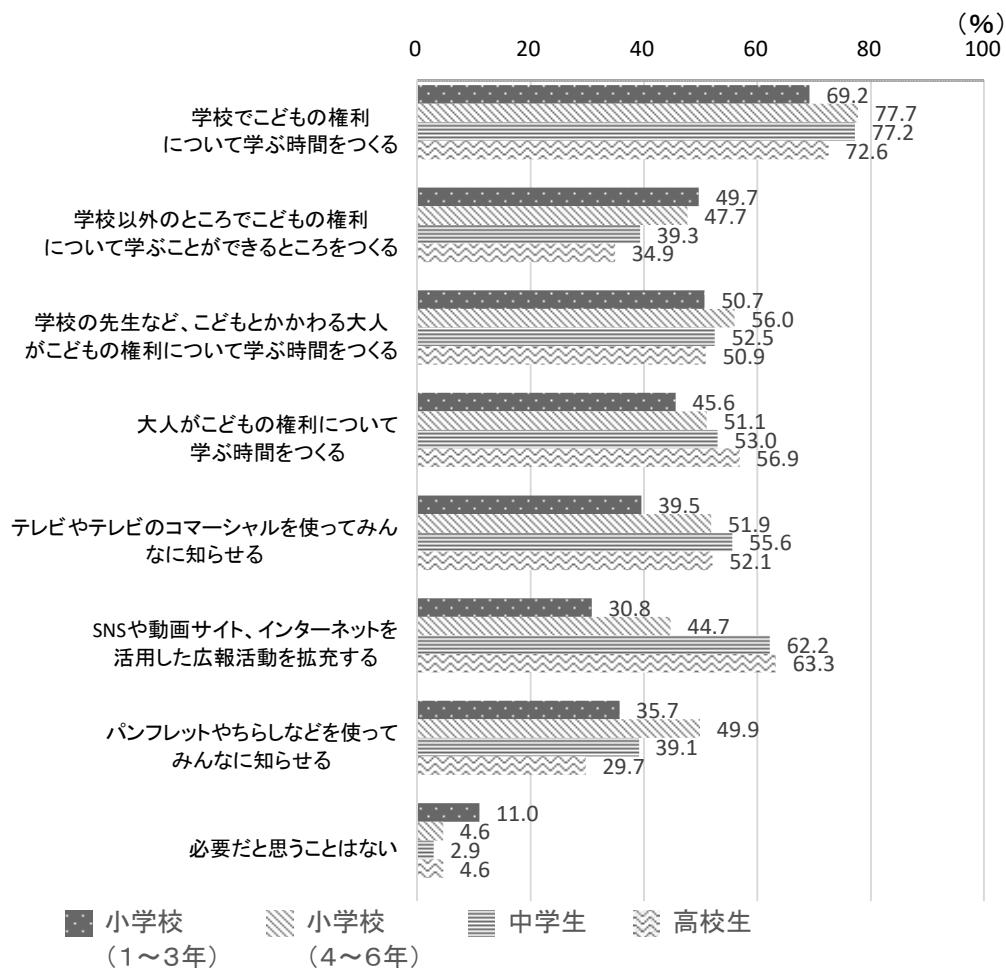


【資料】「ちかごろよく聞く 子どもの権利って!?(子ども家庭庁)」より抜粋

【図表 4-2】自身や周りで、こどもの権利（権利条約4原則）は守られているか（こども調査）



【図表 4-3】 こどもの権利の認知度向上のために必要だと思うこと（複数選択）（こども家庭庁調査）



【資料】「児童の権利に関する条約の認知度等調査報告書（令和7年3月）（こども家庭庁）」より作成

施策の方向性

○こどもが権利の主体であることの周知

- ◆ こども・若者が権利の主体であることについて、秋田市の未来を築くこどもを育むための市民や社会の役割に関する条例を尊重しながら、広報媒体を通じて市民に周知します。（子ども総務課）

○人権教育の推進と家庭や地域との連携

- ◆ 道徳教育推進教師を中心に、全教職員で道徳教育の目標や方向性について共通理解を図り、全教育活動を通じた人権を含む道徳教育の推進を図ります。（学校教育課）
- ◆ 児童、生徒が主体となったいじめ防止の活動を実施するなど、相手の立場になって考え、自ら行動する姿勢を育てていきます。（学校教育課）
- ◆ 家庭や地域と連携した取組を一層推進し、道徳教育と関連付けた地域での体験活動や地域人材の活用の充実を図ります。（学校教育課）

主な取組・事業

●

※作成中

●

●

●

こどもの意見「こんなまちになったらいいな」「大人や市に言いたいこと」(自由記述・一部抜粋)

(こどもの権利に関する意見)

- ・子どもを大切にしてほしい。(小学校1～3年生)
- ・どんな家庭環境の人でも、どんな特性を持っている人でも、差別なく生活できるまちになってほしい。(小学校4～6年生)
- ・「一人一人の意見、個性」、「一人の大人として」見て欲しいと思います。(中学生)

2 意見表明の機会の充実とこども・若者主体の取組の推進【施策 1-1-2】

現状と課題

- こども・若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、その声が生活や社会に何らかの影響を及ぼす経験を持つことは、自己肯定感や自己有用感を高め、社会の一員としての主体性を育むことにつながると考えられています。
- 令和6年度に本市が実施した「こども調査」および「若者調査」で小学生および中学生に対し「理想のまち」や「大人へ言いたいこと・伝えたいこと」を自由記述により質問したところ、アンケート回答者全体の半数以上から回答があり、大人や社会に対して自分の意見を伝えたいと思うこどもが多く存在していることがうかがえます。個別の意見を分類すると、小学生では「公園、遊ぶところ、楽しい施設などについて」「犯罪がないまち、安心・安全に暮らせるまち」「差別やいじめがないまち」などに関する意見が多く、中学生は「公園、遊ぶところ、楽しい施設などについて」「大人への意見・要望、こどもの意見の尊重などについて」「活性化、人口減少対策などについて」の意見が多い状況となっています。この調査で提出されたこどもたちの意見は、親や兄弟姉妹などの家族、通学途中、学校内、放課後のことなど本人を取り巻く身近なことから、行政や政治、地球環境に至るまでバラエティに富んでいます。
- また、同調査で高校生および若者に対し「自分の意見を伝えやすい手段や方法」を自由記述で質問したところ、「インターネット、SNSの活用」や「アンケートの実施」が多く、若者についてはさらに、「意見に対する回答がある、意見を反映した前例が示されること」が必要と感じている方も多いことが分かりました。
- 中学生の意見表明の場としては、市内全中学校の生徒会代表が参加し、互いに交流し合いながら、自ら企画し行動する「中学生サミット」を実施しています。こどもたち一人ひとりが自己有用感を高め、意欲的に行動できるよう、今後も生徒が主体的に活動する機会の充実を図る必要があります。
- 大学生をはじめとした若者は、まちに交流と活気をもたらす存在です。若い世代の意見を把握するための機会の確保や、多様な挑戦と希望の後押しなどを通じ、次代を担う若い世代が主体的にまちに関わりたいと思えるよう取り組むことが重要です。
- 現状では、様々な状況にあって声を挙げにくいこどもや若者が意見表明する機会や場が少ないことから、前述の「こども調査」や「若者調査」の結果も踏まえた効果的な意見聴取を実施する必要があります。

<若者の思いを引き出す機会の例>

○「大学生・民間企業の社員・移住者等の若者によるワークショップ」から

・令和8年度からスタートする次期総合計画の策定に当たり、若者のまちへの思いなどを引き出し、計画に反映することを目的に、令和7年6月と7月の2回、大学生・民間企業の社員・移住者等の16名の若者によるワークショップを開催しました。

・6月に開催した1回目は、秋田市の「ここが困る」「ここが好き」について、4つのグループに分かれてグループワークを行いました。「ここが困る」では、遊ぶ場所が少ない、バスや電車の公共交通が不便、若者が遊ぶ場所が少なく、出会いが少ないといった意見、「ここが好き」では、秋田竿燈まつりなどの祭り、隠れた名店が多い、良い意味で人の距離感が近いといった意見がありました。

・同一メンバーで7月に開催した2回目は、未来の秋田市像と、未来の秋田市像に近づくためアクションについてグループワークを行いました。どのグループでも、秋田市ならではの田舎と都会のバランスがとれた人それぞれの心地よい暮らしが良いところという意見があり、そのために行政ができるアクションとしては、職種の増加と賃金の向上、公共交通の利便性の向上が挙げられたほか、市民としてできるアクションとしては、新しいことを挑戦することをためらわない環境づくり、まちへの関わり、SNSでの魅力発信などが挙げられました。

施策の方向性

○意見表明機会の充実

- ◆ こどもや若者、子育て当事者が、安心して意見を述べるができる機会をつくとともに、その意見を尊重し、こども施策などへの反映を検討します。(子ども総務課)
- ◆ 大学生等を対象としたアンケートやワークショップなどを通じ、若い世代の意識を把握しながら、若者を応援する施策の企画・立案に生かします。(企画調整課)
- ◆ 市内中学生がテーマに基づいて自ら企画し行動する、「中学生サミット」による全市的な交流活動を実施します。(学校教育課)
- ◆ オンライン会議ソフトを活用し、生徒会活動の交流を行うなど、こどもたちが自らICTのよりよい活用について実践を通して検討する機会を設けます。(学校教育課)
- ◆ 様々な状況にあって声を挙げにくい方も含めたこども・若者の意見聴取の手法を検討します。(子ども総務課)

○こども・若者主体の取組の推進

- ◆ 大学生等の多様な挑戦を後押しするとともに、大学生等が主体的にまちに関わるができるような環境づくりに取り組みます。(企画調整課)

主な取組・事業

●

※作成中

●

●

こどもの意見「こんなまちになったらいい」「大人や市に言いたいこと」(自由記述・一部抜粋)

(意見表明に関する意見)

- ・ つぶやいたことも、はなしのさいごまでも、ちゃんときいてほしい。(小学校1～3年生)
- ・ 女だから、男だからなどを決めつけなくて一人一人の意見を大切にしてください。(小学校4～6年生)
- ・ 意見や考えを子供だからという理由で否定せず、得意なことをのびのびできる環境を作してほしい。(中学生)

基本施策 1-2 こどもの視点に立った居場所づくり

家庭や学校に加え、地域や民間団体等と連携して子どもや若者の居場所を広げ、安心して過ごせる環境づくりに取り組みます。

1 こどもの視点に立った居場所づくり【施策 1-2-1】

現状と課題

- 少子高齢化や過疎化、人口減少等により地域のつながりが希薄化し、子ども同士の交流や学び合いの機会、保護者以外の大人との関わりも減少しています。近所に同年代の友だちがいない場合や地域の遊び場や交流の場が減り孤立化している場合など、地域コミュニティの中で育つことの難しさが増えています。また、「こども調査」によると、年齢が上がるにつれて、子どもたちの自己肯定感が下がる傾向になっており、孤独感や無力感を抱えるケースや不登校、体調不良につながる児童、生徒も存在しています。
- 居場所について同調査結果によると、小学生・中学生が思う「安心して過ごせる場所」は、いずれも「自分の家・部屋」を選択した割合が突出して高く、次いで「祖父母・親戚の家」「学校」が高い状況です。これに続く居場所の4番目は、小学校1～3年生が「図書館、学童保育、児童館、こども食堂など（46.9%）」、小学校4～6年生が「友だちの家（24.2%）」、中学生が「塾や習い事（教室）、スポーツクラブ、部活動（26.9%）」となっており、放課後の居場所がシフトしています。さらに、中学生の居場所の5番目は「インターネット空間（SNSやオンラインゲームなど）（24.6%）」となっています。
- このように、こどもの成長とともに安心して過ごせると思う居場所のかたちは変化していきますが、国の調査によると、安心できる場所を多く持っているほど自己肯定感やチャレンジ精神が高くなる傾向となっています。また、子ども一人ひとりに多様なニーズがあることを踏まえ、中高生を含めた全てのこどもが、見つけやすく、利用しやすく、誰でも安心してつながることができる居場所づくりが求められています。
- こどもの自己肯定感は、生涯にわたる人間関係、学び、挑戦への姿勢に大きく影響することから、家庭や学校だけでなく、地域住民や民間団体、企業、行政が連携してこどもの居場所を増やせるように支援することが必要です。また、「ニーズ調査」の結果によると、こどもが小学校低学年（1～3年生）の間、放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所については、「自宅」が60.2%で最も高く、次いで「習い事」が37.0%、「放課後子ども教室」が34.5%、「放課後児童クラブ」が33.4%といずれも3割台で続いており、平成31年調査と比較して、習い事（46.8%）が減り、放課後子ども教室（32.0%）と放課後児童クラブ（22.1%）

についての利用を希望する割合が増えています。

- このことから、就学児童の「遊びの場」「生活の場」として放課後児童クラブや放課後子ども教室、児童館・児童センターなど、就学児童が放課後を安心して過ごし、多様な経験・活動を行うことができる居場所の充実が求められており、平成31（2019）年3月策定の「秋田市小・中学校適正配置基本方針」に基づく学校適正配置の協議状況を勘案のうえ、放課後子ども教室を実施する施設の改修や学校施設の活用等を計画的に実施していくとともに、放課後児童クラブでは、待機児童が発生していることから、受け皿の拡大を図る必要があります。
- 民間団体等が運営するこども食堂は、少子化や核家族化によって希薄となった他世代との交流や、地域とのつながりのある居場所となることが期待される重要な地域資源となっていますが、資金不足等により運営継続に不安を抱いている団体もあることから、行政としてその取組を支援していく必要があります。

【図表 4-4】 児童館（放課後子ども教室）の状況

年度	教室数	年間延べ利用者数(人)	1館1日あたり利用者数(人)			利用率(%)		全児童数(人)
			平日	土曜日	平均	平日	土曜日等	
令和2年度	42	444,249	42.4	7.8	36.4	13.2	2.4	13,489
令和3年度	42	438,421	42.2	7.4	36.3	13.3	2.3	13,313
令和4年度	42	380,415	36.6	5.5	31.2	11.8	1.8	13,046
令和5年度	40	410,931	42.0	5.9	35.7	13.1	1.8	12,753
令和6年度	40	427,012	43.3	5.8	37.1	14.0	1.9	12,419

【図表 4-5】 放課後児童クラブの状況

年度	定員	登録児童数	クラブ数	支援単位数	待機児童数
令和2年度	2,175人	1,885人	49クラブ	61支援単位	20人
令和3年度	2,382人	2,011人	53クラブ	66支援単位	17人
令和4年度	2,532人	2,289人	54クラブ	70支援単位	16人
令和5年度	2,526人	2,338人	55クラブ	69支援単位	11人
令和6年度	2,611人	2,433人	56クラブ	71支援単位	15人
令和7年度	2,821人	2,532人	61クラブ	76支援単位	38人

※各年5月1日現在

○「こども食堂」とは

こども食堂は、主に地域のこどもが気軽に立ち寄り、無料または低額で食事をとることができる場所です。現在、秋田市には12か所のこども食堂があり、食事の提供を通して、こどもが安心・安全にすごせる居場所としての役割を果たしています。(R7.10.1時点)

施策の方向性

○こどもの視点に立った多様な居場所づくり

- ◆ こどもが、安全で安心して過ごせる多くの場所を持ちながら、様々な学びや体験の機会、人との関わりなどを通して幸せを感じ、成長できる取組を推進します。(子ども福祉課)
- ◆ こどもたちの意見を尊重しながらこどもの居場所づくりをすすめ、主体性や自己肯定感の向上に努めます。(子ども福祉課)
- ◆ 民間団体が実施する「こども食堂」について、安定的な運営ができるよう支援を検討します。(子ども福祉課)

○放課後児童対策の充実

- ◆ 親の就労状況に関わらず、全てのこどもに安全・安心な居場所の提供ができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携などにより、健全な生活の場・遊びのほか、多様な体験・活動の機会を提供します。また、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室については、施設整備に加え、未設置学区や待機児童の生じている学区における受け皿の拡大を推進します。(子ども福祉課)
- ◆ 放課後等のこどもの主体的な遊びと体験活動を提供する居場所として、児童館等の適切な維持管理を進めていきます。(子ども福祉課)

○いじめ問題への対応と不登校のこどもへの支援（後掲）

- ◆ 学校訪問指導や教職員研修会、校長会等、あらゆる機会を通して、未然防止や初期対応などの、いじめ防止の取組が推進されるよう周知を図ります。(学校教育課)
- ◆ いじめや不登校への対応については、こどもの心に寄り添った生徒指導の充実や、こどもたちの主体的な活動の推進に努めるとともに、校内指導体制を整え、組織的かつ迅速な対応を図ります。(学校教育課)
- ◆ 不登校児童等の登校支援や、教室での学習が困難な状況にある児童の学びの場を確保するため、市立小学校の校内教育支援センターに、学習支援や生活支援、学級担任等との連絡調整等を行う支援員を配置します。(学校教育課)
- ◆ 学校に通うことが困難な不登校児童生徒が、自らのペースや心身の状況に応じて学ぶことができるよう、柔軟な教育課程を編成し、特色ある教育活動を実施する「学びの多様化学校」を令和9年4月に開校します。(学校教育課)
- ◆ スクールロイヤーの活用について周知を図り、学校で発生する諸問題に対し、

法的立場から助言を得ることで、迅速かつ適切な対応が図られるよう、学校の支援に努めます。(学校教育課)

- ◆ 民間フリースクールと定期的に情報共有するとともに、保護者を対象とする相談会において、各施設の活動内容等を紹介します。(学校教育課)

主な取組・事業

※作成中(以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの)

- **放課後児童健全育成事業(子ども福祉課)**
保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、専用の施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を提供し、その健全育成を図る。
- **放課後子ども教室推進事業(子ども福祉課)**
児童館等において、放課後のこどもたちに健全な遊びの場と、様々な体験・交流・学習の機会を提供する。
- **コーディネーター巡回事業(子ども福祉課)**
専門のコーディネーターが児童館等を巡回し、活動内容の充実を支援するとともに、小学校および放課後児童クラブとの連携について調整を行う。
- **児童館等整備事業(子ども福祉課)**
こどもが健やかに成長できる安全・安心な居場所づくりのため、児童館等の適切な維持管理を進める。
- **放課後児童クラブ施設整備費補助事業(子ども福祉課)**
待機児童等の解消のため、放課後児童クラブの新規開設等に対する施設整備等に対して補助し、受け皿の整備および拡大を図る。
-
-

こどもの意見「こんなまちになったらいいな」「大人や市に言いたいこと」(自由記述・一部抜粋)

(こどもの居場所に関する意見)

- ・もう少し、友達としゃべれる時間や、自由な時間が欲しい。(小学校4～6年生)
- ・子供の遊べる場所を増やしてほしい。自分と同じような人が一緒に交流できる場がほしい。(中学生)
- ・ネットで友達作っているけど認めて欲しい、それも私の生き方(中学生)

基本施策 1-3 シビックプライド^(※)の醸成と地元でチャレンジできる 機会づくり

こども・若者が遊びや体験を通じて学び、安心して暮らせる環境を整え、地域に誇りを持ちながら挑戦や活躍できる機会を広げていきます。

1 多様な遊びや体験活動、食育の推進【施策 1-3-1】

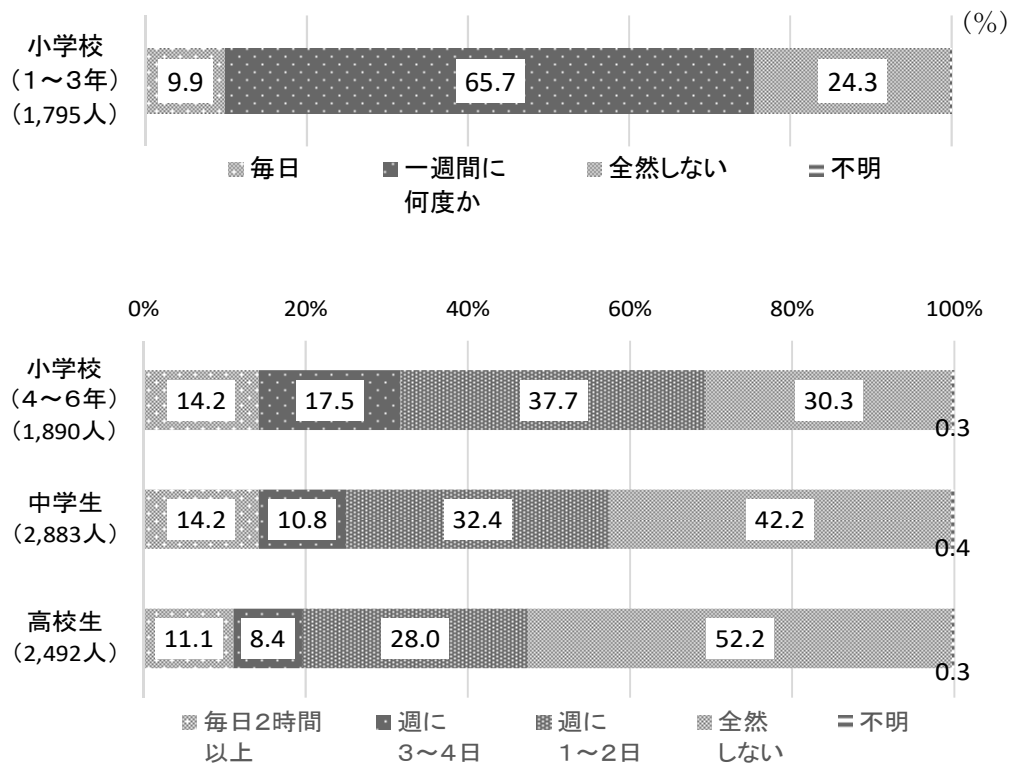
現状と課題

- こども・若者が、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・遊びの機会を得ることにより、自己肯定感や自己有用感等の向上につながると考えられており、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験や遊びができる環境のもと成長できることが望まれます。
- 遊び場に関しては、「ニーズ調査」や、「こども調査」において、天候に左右されない屋内で、のびのびとこどもが遊ぶことができる施設の充実を望む声が多くありました。本市には現在、秋田拠点センターアルヴェの子育て交流室や各市民サービスセンター内にある子育て交流ひろばなど、主に就学前のこどもを対象とした施設がありますが、小学校高学年までも含めた年齢のこどもを対象とした屋内施設は限られ、近年の酷暑やクマの出没など、こどもの安全という観点からの今日的な課題も生じています。このようなことから、未来を担う一人ひとりのこどもの「遊び・学び・育ち」を総合的に支援していくことが重要であり、こどもがのびのびと遊ぶことができる機能を有する施設の重要性は一層高まっています。
- また、家庭、地域、教育施設等が連携し、遊び、スポーツ、レクリエーション等を通じた活動により、こどもたちに様々な体験活動の場を提供していますが、誰でも参加しやすい「学び」の機会の提供のため、今後もさらに取組を充実させていく必要があります。民間においても、学習塾や習い事・教室など様々な学びや体験の機会が提供されていますが、経済的な事情によりその機会に格差が生じないよう、多様な経験を育む教育クーポンのしくみづくりも望まれます。
- 本市では、秋田ならではの文化事業の実施や新たな文化施設の整備などにより、市民の芸術文化に対する関心が高まりつつあり、自主的な活動が広がりを見せるとともに、幅広い市民や団体の連携による芸術文化を活かしたまちづくりが進められていますが、人口減少・少子高齢化や社会構造の変化の中、これまで培ってきた文化や伝統をどのように未来につないでいくのかが課題となっています。

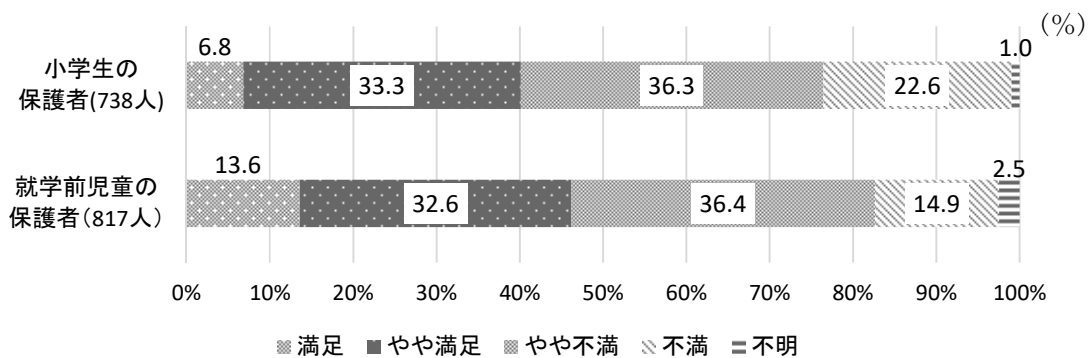
(※) 「シビックプライド/CivicPride」「CIVIC PRIDE」は株式会社読売広告社の登録商標です。

- こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠です。就学前児童の保護者を対象とした「ニーズ調査」では、図書館で実施している各種事業を「今後利用したい」と回答した割合は各事業とも5割を超え、高いニーズがあることがうかがえる一方、実際に「利用したことがある」と回答した割合は2割前後にとどまっています。
- こどもたちの望ましい勤労観、職業観等の生き方を学ぶ機会が必要であり、市立の各中学校において、地域人材や企業等を活用した講話会や職場・施設見学、職場体験活動を実施するほか、学校訪問指導を通して、地域との関わりを通じた啓発的な体験活動の取組例を紹介するなど、郷土に根ざしたキャリア教育の充実を図っています。
- 「ニーズ調査」では、「子育てに関して日常悩んでいることや不安に思っていること」として、「食事や栄養に関すること」と回答した割合が42.0%（就学前児童の保護者）と、平成31年調査（40.1%）よりも高くなっています。妊産婦や子育て家庭が抱えている食に関する不安や心配事の解消とともに、こどもの健やかな成長のため、各種事業や取組の充実を図る必要があります。
- 本市では、こどもが秋田市の農業や産業への興味・関心を持つことができるよう、市民市場での買い物体験や生産現場での収穫体験を実施しています。また、毎月発行する「学校給食献立予定表」等を通して、地場産物を活用した献立等を紹介するなど、家庭への情報提供に努めています。今後も、学校訪問指導や教職員研修において、各教科等と関連を図り、栄養教諭等の専門性を生かした食育の指導のあり方について、共通理解を図るなど、各校における食育を推進する必要があります。
- 本市では「第4次秋田市食育推進計画」に基づき食育の推進に取り組んでいますが、引き続き、家庭や地域、保育施設・小中学校および生産者などと連携し、効果的な実施に努めていく必要があります。

【図表 4-6】 普段の活動（屋外での活動頻度・時間）（こども調査）



【図表 4-7】 地域の遊び場（公園、公共施設等）の満足度（ニーズ調査）

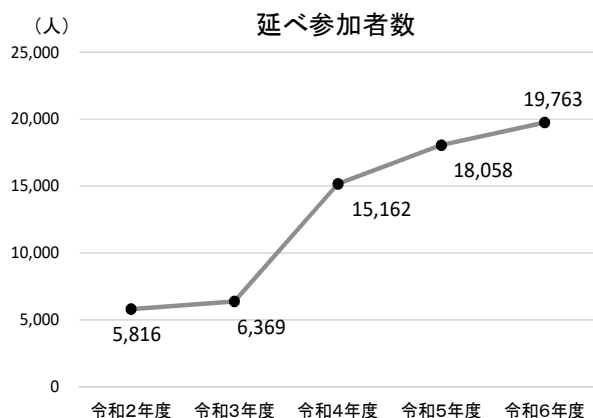


【図表 4-8】 子育て環境や支援に関する意見（自由記述）（ニーズ調査）

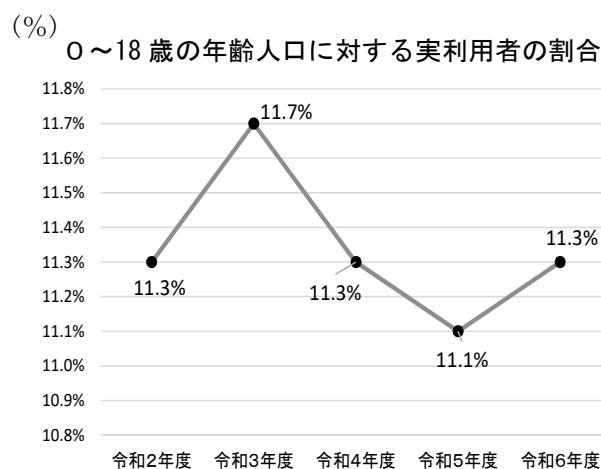
順位	意見内容	件数(件)	割合(%)
1	公園・遊び場等の充実（屋内施設等の遊び場の設置を求める意見）	147	12.4
2	経済的支援	114	9.7
3	医療費助成、無償化	107	9.1

※ 4位以下省略（全回答件数：1,181件）

【図表 4-9】 社会教育施設を活用した体験活動の参加状況



【図表 4-10】 図書館の利用状況



【図表 4-11】 中学校における職場見学、職場体験活動の状況

年度	職場見学		職場体験活動	
	校数	%	校数	%
令和2年度	10	41.7	13	54.2
令和3年度	8	33.3	11	45.8
令和4年度	13	54.2	14	58.3
令和5年度	11	52.4	15	71.4
令和6年度	9	45.0	16	80.0

○職場見学、職場体験活動の主な受け入れ先(業種)

卸売・小売業関係、公務員関係(市役所、消防署、警察署等)、幼児教育関係(幼稚園、保育所等)、教育・文化関係(美術館、図書館、各種学校等)、飲食店関係、製造業関係、福祉関係(老人ホーム、授産所等)

- ・R5 職場見学 11校 には、インターネット、書籍等による職業調べを含む
- ・R6 職場見学 9校 には、インターネット、書籍等による職業調べを含む

【図表 4-12】 肥満傾向にあるこどもの割合 (小学生)

年度	肥満割合 (%)						
	6歳(1年)	7歳(2年)	8歳(3年)	9歳(4年)	10歳(5年)	11歳(6年)	小学生全体
令和2年度	6.1	9.0	10.4	11.8	11.4	11.1	10.0
令和3年度	6.0	8.9	11.0	12.1	12.1	11.1	10.2
令和4年度	7.6	8.6	12.4	12.4	13.1	12.4	11.1
令和5年度	6.3	10.3	12.0	13.4	12.5	12.4	11.3
令和6年度	6.4	7.2	12.5	12.1	13.1	12.0	10.7

施策の方向性

○多様な遊びや体験活動の推進

- ◆ 一人ひとりのこどもの「遊び・学び・育ち」を総合的に支援する屋内児童遊戯施設の整備に向け具体的に検討を進めます。(子ども総務課)
- ◆ 体験活動を通して豊かな人間性を育む取組の充実に努めます。(生涯学習室)
- ◆ 意欲がありながら、経済的事情により十分な学びの機会がないこどもを対象に、学習塾などの学校外の教育サービスの活用を含む、多様な経験を育むためのしくみづくりを検討します。(子ども福祉課)
- ◆ 文化団体、教育機関等と連携を図り、次世代を担う児童・生徒が地域の文化や歴史を体験できる機会を創出します。(文化振興課)
- ◆ 関係課所室の連携のもと、家庭、地域、学校・園等において、乳幼児期から青年期まで発達段階に応じた取組による読書活動推進に努めます。(中央図書館 明德館)
- ◆ 学校における地域人材や企業等を活用した講話会や職場・施設見学、職場体験活動等を推進し、自己の生き方などについて理解を深める学習の充実に努めます。(学校教育課)

○食育の推進

- ◆ 妊娠期や乳幼児期の食に関する学習の機会や情報提供を通じて、食育に関する意識の醸成に努めます。(子ども健康課)
- ◆ こどもが秋田の食文化への理解を深められるよう、体験活動を継続的に実施します。(学校教育課)
- ◆ 学校給食を活用した食に関する指導や各教科との関連を図った指導を一層推進するなど、組織的な指導体制の充実に努めます。(学校教育課)
- ◆ 給食便りや試食会等を通じて、学校給食や食に関する情報を積極的に発信するなど、保護者・地域との連携を図ります。(学校教育課)

- **社会教育施設を活用した体験活動機会の提供（生涯学習室）**
自然科学学習館、太平山自然学習センター等の社会教育施設や市民サービスセンターを活用し、様々な体験活動の充実を図る。
- **動物とのふれあいや飼育体験等の機会の提供（大森山動物園）**
動物飼育やふれあいなどの体験活動を通じて、職業意識の向上に結びつけたり、いのちの大切さや思いやりによる心豊かな人間性を育んだりするなどの機会を提供する。
- **保育士体験の受入れ（子ども育成課）**
学校の総合学習の時間等を活用しながら、近隣の小中学校、高校の保育士体験を認可保育所・認定こども園で受け入れる。
- **こどもの読書活動の推進（中央図書館明徳館）**
各図書館において、おはなし会や子ども向け講座、資料展示、読書の記録帳事業等を行う。また、訪問おはなし会や出張講座等による保育所等への読書指導、見学・職場体験等学校の体験学習の受け入れを行う。市民全体の読書活動を推進する中で、こどもの読書活動の意義を広く啓発する。
- **離乳食教室（子ども健康課）**
乳児の保護者を対象とし、月齢に適した離乳食の進め方、調理の仕方、望ましい食生活について指導を行う。
- **幼児食教室（子ども健康課）**
幼児とその保護者を対象とし、幼児食の進め方、調理の仕方、食育の大切さ、望ましい食習慣について指導を行う。
- **食生活学級（産前・産後サポート事業）（子ども健康課）**
妊婦やその家族を対象とし、母体の変化に合わせた食事の進め方等について指導を行う。
- **保育所の給食を通じた食育支援（子ども育成課）**
保育所の給食を通して、こどもが様々な食に関わる体験を積み重ねることにより、食べ物に興味を持ち、食べることの楽しさを実感できるこどもを育成する。また、アレルギー児などへ個別に対応した給食の提供に努める。
- **保育所調理師クッキング教室の実施（子ども育成課）**
在宅の親子を対象として、保育所調理師を講師とする幼児期の食事に関するクッキング教室を開催し、子育て中の親子が気軽に集い交流する機会を提供する。
- **学校等における食育の推進（学校教育課）**
学校訪問指導を通して助言等を行うとともに、教職員研修を通して食育に関する教職員の資質向上を図る。

こどもの意見「こんなまちになったらいいな」「大人や市に言いたいこと」(自由記述・一部抜粋)

【図表4-13】「こんなまちになったらいいな」「大人や市に言いたいこと」(小学生1～6年)

順位	意見内容	件数(件)	割合(%)
1	公園、遊ぶところ、楽しい施設などについて	320	12.4
2	「犯罪がないまち」「安心・安全に暮らせるまち」	197	7.7
3	「差別やいじめがないまち」に関すること	160	6.2

※3位以上のみ掲載(全回答件数:2,571件)

【図表4-14】「こんなまちになったらいいな」「大人や市に言いたいこと」(中学生1～3年)

順位	意見内容	件数(件)	割合(%)
1	公園、遊ぶところ、楽しい施設などについて	259	14.2
2	大人への意見・要望、子供の意見の尊重などについて	127	7.0
3	活性化、人口減少対策などについて	101	5.6

※4位以下略(全回答件数:1,818件)

(遊びに関する意見)

- ・天気悪くてもやすくあそべるばしょがほしい。(小学校1～3年生)
- ・子供が少ないからこそ、沢山の子どもが、楽しく遊べる場所があると良いなと思いました。(小学校4～6年生)
- ・同級生同士で遊べたりできる所が欲しい(児童会館みたいな所)。(中学生)

(伝統文化に関する意見)

- ・つちぎきのひきやままつりをいっぱいやりたい。(小学校1～3年生)
- ・室内で、自由に竿燈が練習できる場所が欲しい。(小学校4～6年生)
- ・秋田はとても自然が豊かで住みやすい居場所。良い人はたくさんいるし、秋田にしかない伝統文化が大好きです。私は、そんな秋田で就職してみたいと思った。(中学生)

(職業体験、専門性を学ぶ機会に関する意見)

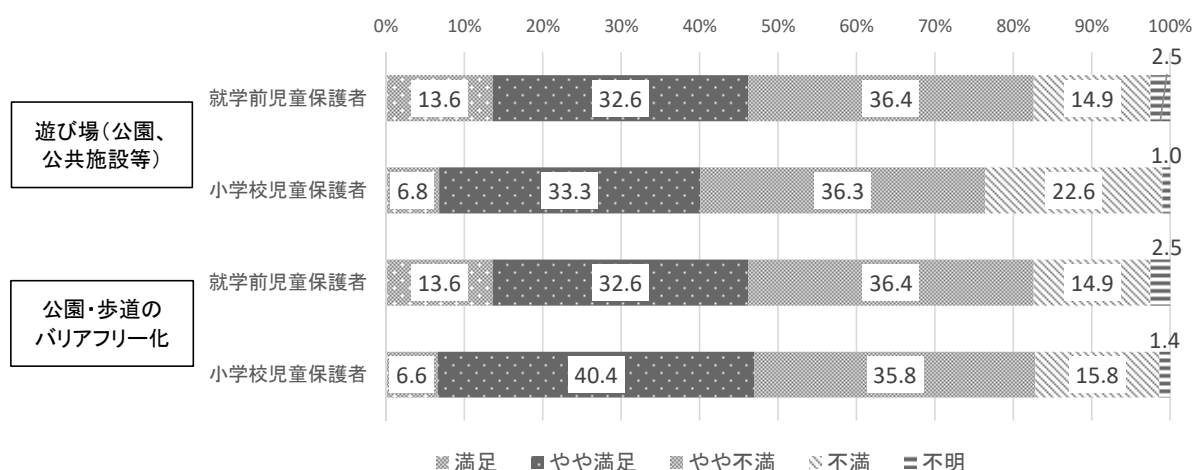
- ・企業の体験工場などが欲しい。(機械メーカーなど)企業見学できる場所を増やして欲しい。(小学校1～3年生)
- ・本屋さんで職業体験したのが楽しかったので、職業体験ができる場所を増やして欲しい。(小学校4～6年生)
- ・私としては声優やイラストレーター、ゲームに関することをもっと身近にしてほしいです。養成所や習い事などでもいいので気軽に専門的なことを学べる場所が増えるといいなと思います。(中学生)

2 こどもと子育てを支援する生活環境の整備【施策 1-3-2】

現状と課題

- 秋田市緑の基本計画では、都市公園のバリアフリー化率を令和12年までに85%とする目標を掲げていますが、令和6年度末現在では74.9%であり、未だバリアフリーに対応していない歩道も数多く存在します。妊産婦や乳幼児をはじめ、すべての人が安心して外出できるよう、道路や公園等におけるバリアフリー化を進めていく必要があります。
- こどもや子育て当事者の目線に立ったこどもの遊び場の確保や緑を介した地域コミュニティの醸成、親同士・地域住民の交流機会の創出等のため、誰でも安全で安心して利用できる公園へと再整備を進めるとともに、修繕や更新等が必要な遊具などの公園施設については、利用者の安全確保を図る必要があります。
- また、利用者の円滑な移動および施設利用を実現するためには、施設等の整備だけでなく、市民一人ひとりが支え合いの精神をもち、妊婦やこども、高齢者、障がい者等に対する理解を深めていくことも重要です。
- 住宅に関しては、子育て家庭がこどもの成長に合わせて子育てに適した良質な住宅の提供や移住・定住を望む子育て家庭が住宅を確保できる住環境づくりを支援していく必要があります。

【図表 4-15】 遊び場、バリアフリー化の満足度（ニーズ調査）



施策の方向性

○こどもと子育てを支援する生活環境の整備

- ◆ バリアフリー化を図るべき公園の再整備や遊具などの公園施設の点検や修繕・更新等を継続的に行い、こどもをはじめ、誰もが安全で安心して利用できる公園づくりを推進し、こどもの遊び場の確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出に努めます。(公園課)
- ◆ 妊産婦や高齢者、障がい者を含むすべての人が円滑に社会参加し、生き生きとした生活を送るために、歩行者空間の整備に努め、移動環境の向上を図ります。(道路建設課)
- ◆ バリアフリーに対応した歩道構造とするため、道路改良工事を行います。(道路建設課)
- ◆ 子育て家庭の居住環境の安定を図るなど、子育てを支援する生活環境の整備を推進します。(住宅政策課)

主な取組・事業

※作成中（以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの）

- **公園のバリアフリー化（公園課）**
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、誰でも安全で安心して利用できる公園とするため、公園施設のバリアフリー化を進める。
- **公園施設長寿命化整備事業（公園課）**
公園利用者の安全確保を図るため、老朽化した遊具の更新および予防修繕を実施する。
- **「心のバリアフリー」の普及・啓発活動の推進（都市計画課）**
一人でも多くの市民にバリアフリーの理解を深めてもらうことを目的に、秋田市社会福祉協議会、秋田市身体障害者協会等と連携を図りながら、小学生を対象としたバリアフリー教室を開催する。
- **市営住宅優先入居制度（住宅政策課）**
市営住宅への応募にあたり、多子世帯に対する当選確率の引上げや子育て世帯に対する戸数枠設定による優遇措置を行う。

こどもの意見「こんなまちになったらいいな」「大人や市に言いたいこと」(自由記述・一部抜粋)

(公園、歩道等に関する意見)

- ・遊具のあるこうえんがいっぱいあるといいな。(小学校1～3年生)
- ・インクルーシブ公園をつくってほしいです。(小学校4～6年生)
- ・安全に歩ける歩道や、自転車専用道路を作ってほしい。(小学校4～6年生)
- ・ボール遊びをしても迷惑にならない公園が欲しいです。(中学生)

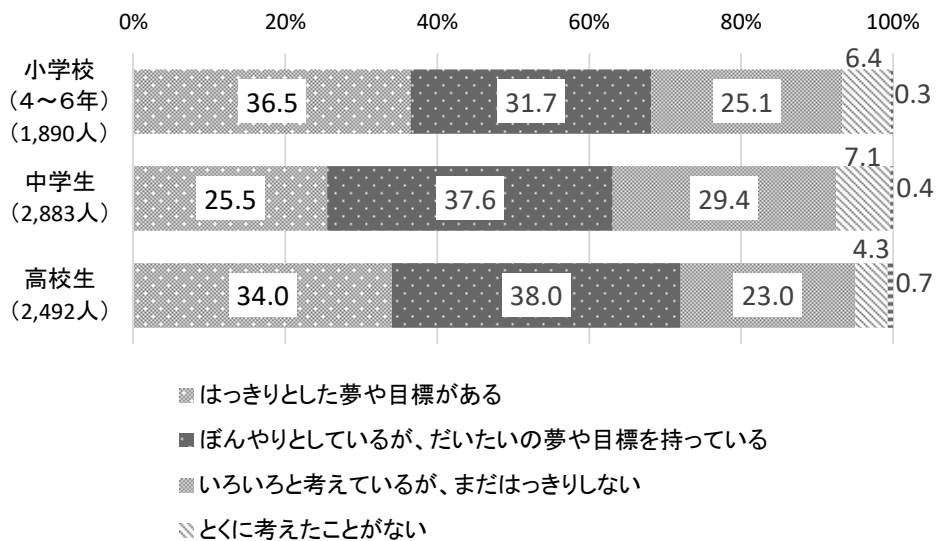
3 こども・若者が活躍できる機会づくり【施策1-3-3】

現状と課題

- まちへの愛着やシビックプライド（まちをより良くするために関わる当事者意識）は、将来にわたりこのまちに住み続けたいという思い、さらにはまちの持続的な発展につながるものです。
- 秋田市しあわせづくり市民意識調査Vによると、20代・30代の若者の約8割が本市のことを「好き」又は「どちらかといえば好き」と回答しています。また、「住み続けたい」「事情が許せば、住み続けたい」と思う若者（20代・30代）の割合が、令和元年と6年の比較で高くなっています。（20代：60.8%（+4.4ポイント）、30代：67.6%（+4.7ポイント））
- 次代を担うこども・若者が、このまちで暮らして良かったと思えるよう、様々な体験や出会い、学びの機会の創出を通じて、一人ひとりが個性や能力を發揮でき、自分らしい生き方や可能性の追求、新しいことへの挑戦をためらわない環境をつくっていくことが重要です。
- 本市では、市内外の民間企業と連携して、小学生から大学生まで各年代で段階的にシビックプライドを育む事業に取り組んでおり、地域のクリエイター、大学生らが映画制作に挑戦する取組を実施しています。このような取組は、こども・若者が地域の魅力を知り、地元でチャレンジする機会の一つとなっています。一方で、事業に関心を持つ若者が限定的であり、若者が主体となって広く展開されていくことが望まれます。
- また、英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、ALT（外国語指導助手）を市立小・中学校および高等学校等に派遣し、英語指導の充実を図るとともに、小学校中学年の各学級にネイティブスピーカー等を派遣し、外国語活動の充実を図るなど、グローバル化に対応した教育の推進が必要です。
- 日本語指導が必要な児童生徒については、学校に日本語指導支援サポーターを派遣しており、授業において理解することが難しい言葉を別の言葉に置き換えたり、分かりやすく説明したりするなど、今後も児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実が必要です。
- 人間関係を築く力の育成に向け、学校では、係や当番活動等、一人ひとりに役割を持たせ、活躍の場を設けるとともに、学校行事等において、級友や異年齢の児童生徒など多様な他者と協働する機会の充実を図る必要があります。
- 家庭・学校・職場など様々な場において、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消など男女共生意識の醸成を図るとともに、性別（ジェン

ダー)による社会的偏見や差別をなくし、誰もが自分らしく暮らすことができるよう理解促進を図る必要があります。

【図表 4-16】 将来の夢や目標があるか (こども調査)



【図表 4-17】 将来どのような仕事がしたいか（自由記述まとめ）（こども調査）

小学生(1~3年)		小学生(4~6年)		中学生		高校生	
職業	回答数	職業	回答数	職業	回答数	職業	回答数
1 スポーツ選手	280	1 スポーツ選手	217	1 人の役に立つ仕事／人を助ける仕事	300	1 人の役に立つ仕事／人を助ける仕事	181
2 警察官	115	2 人の役に立つ仕事／人を助ける仕事	94	2 スポーツ選手	167	2 お金を稼げる仕事／安定した仕事	85
3 ケーキ屋さん	96	3 保育士、幼稚園の先生	79	3 お金を稼げる仕事／安定した仕事	144	3 看護師	84
4 Youtuber、Vtuber	92	4 看護師	69	4 スポーツに関する仕事(選手以外)	129	4 やりたいことができる／やりがいがある仕事	62
5 学校の先生	88	5 Youtuber、Vtuber	59	5 学校の先生	85	5 医療関係(看護師、理学療法士等以外)	61
5 医者	88	6 美容師	58	6 自分の好きなことや、趣味に関係する仕事	77	6 公務員	59
7 保育士、幼稚園の先生	73	7 医者	57	7 やりたいことができる／やりがいがある仕事	74	7 学校の先生	57
8 看護師	66	8 大工、建築士等	49	8 歌手、音楽に関する仕事	68	8 IT関連、エンジニア、プログラマー等	50
9 アイドル	57	9 パティシエ	47	9 教育に関する仕事(学校の先生、保育士等以外)	67	9 保育士、幼稚園の先生	48
10 美容師	49	9 イラストレーター、アニメーター	47	10 助産師	61	9 楽しい仕事	48
11 アイス屋さん	48	11 学校の先生	46	11 人を笑顔にする仕事／人を楽ませる仕事	60	9 人と関わる仕事	48
12 消防士	44	11 警察官	46	12 イラストレーター、アニメーター	56	12 大工、建築士等	45
12 パティシエ	44	13 動物に関する仕事(獣医、飼育員等以外)	44	13 カウンセラー	54	13 国際関係の仕事等	44
14 博士、研究者等	43	14 歌手、音楽に関する仕事	42	14 美容に関する仕事(ネイリスト、ヘアメイク等)	49	13 自分の好きなことや、趣味に関係する仕事	44
15 大工さん、建築士等	41	14 飲食店、料理関係(パティシエ、ケーキ屋等以外)	42	15 公務員	48	15 理学療法士／作業療法士	39
16 飲食店、料理関係(ケーキ屋、料理人等以外)	35	16 ゲームに関する仕事(ゲーマー以外)	41	15 楽しい仕事	48	16 人を笑顔にする仕事／人を楽ませる仕事	37
17 パン屋さん	34	17 スポーツに関する仕事(選手以外)	36	17 医者	47	17 スポーツに関する仕事(選手以外)	36
17 車、鉄道に関する仕事	34	18 人を笑顔にする仕事／人を楽ませる仕事	34	18 動物に関する仕事(獣医、飼育員等以外)	45	18 人間関係や休み等、働きやすい職場環境があるところ	33
19 ペットショップ店員	29	19 お金を稼げる仕事／安定した仕事	33	19 看護師	42	19 電気、工業系に関する仕事	31
20 動物園や水族館の飼育員	28	20 美容に関する仕事(ネイリスト、ヘアメイク等)	31	19 人と関わる仕事	42	20 自分の長所や、得意なことをいかせる仕事	27
20 お花屋さん、植物に関する仕事	28	20 漫画家	31	その他	905	その他	643
その他	602	その他	673	未定、なし	143	未定、なし	66
未定、なし	115	未定、なし	116				

施策の方向性

○シビックプライドの醸成

- ◆ 大学生等の多様な挑戦を後押しするとともに、大学生等が主体的にまちに関わることができるような環境づくりに取り組みます。(企画調整課)(再掲)
- ◆ シビックプライドの醸成を図るため、本市の若者が主体的にまちに関わり、地域資源を知り、発信することができるよう内容を検討していきます。(人口減少・移住定住対策課)
- ◆ 郷土の伝統や文化等について学ぶ機会の充実に努め、学校や地域の特色を生かした取組を推進します。(学校教育課)

○国際的視野の育成と多様な背景を持つこどもへの支援等

- ◆ 全ての小・中学校および高等学校等にALTを派遣するとともに、小学校中学年にネイティブスピーカー等を派遣することにより、学級担任や英語科教諭とティームティーチングを実施し、グローバル社会に対応した英語力やコミュニケーション能力を高める指導の一層の充実に努めます。(学校教育課)
- ◆ 日本語指導支援サポーターを派遣し、一人ひとりのこどもが抱える多様な背景を理解し、個に応じた支援の充実に努めます。(学校教育課)
- ◆ 各教科等の学習や学校行事など、教育活動全体を通じて、自分や相手のよさを理解し大切にす態度をはぐくむための取組の充実に努めます。(学校教育課)
- ◆ 教職員が性の多様性や性に関する指導、相談体制、個に応じたきめ細かな対応などについて理解を図るための研修内容の充実に努めます。(学校教育課)
- ◆ 家庭や学校など様々な場において、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消を図るとともに、性別(ジェンダー)による社会的偏見や差別をなくし、ジェンダー平等社会の実現を図るため、研修や講座等を開催し、男女共生意識の醸成に努めます。(生活総務課)
- ◆ LGBTQなど性の多様性について学びの機会を提供し、多様性を認めあう社会の実現に努めます。(生活総務課)

主な取組・事業

●

※作成中

-
-
-
-
-
-

こどもの意見「将来どのような仕事がしたいか」(自由記述・一部抜粋)

(将来、何になりたいか)

- ・おまわりさんかたいそうせんしゅになりたい。(小学校1～3年生)
- ・ケーキ屋さん。作ってみんなに美味しいと言われたいからです。(小学校1～3年生)
- ・みんなのことをわらわせるゆーちゅーばーになりたい。(小学校1～3年生)
- ・いろいろあるけど、特に、アイドルや、CAになりたいです!あと、お母さんになりたいです。(小学校1～3年生)
- ・町をまもれるしょうぼうしとか、けいさつとか、びょういんのせんせいになりたいです。(小学校1～3年生)
- ・ぼくは、算数はかせになりたいです。(小学校1～3年生)
- ・子供達が笑顔でいられる保育士になりたいと思っている。(小学校4～6年生)
- ・将来の夢は、看護師です。私は、昔から自分より年下の子をお世話することが好きなので、将来看護師になったら病人の人を助けられるよう、頑張りたい。(小学校4～6年生)
- ・私は髪を結んだり自分の髪をアレンジして結ぶことが好きなので美容師になりたいです。(小学校4～6年生)
- ・私は将来ゲーム会社に勤め、イラストレーターか3dモデラーとして働きたい(小学校4～6年生)
- ・お父さんのような警察官になりたいです。(小学校4～6年生)
- ・動物が好きなので動物とかかわる仕事をしたい。(小学校4～6年生)
- ・目に見えない心の傷を少しでも癒すことが出来る仕事に就きたい。(中学生)
- ・一人でもきちんと生活できるような安定した給料が貰える仕事。(中学生)
- ・自分はスポーツ、体を動かすことが好きなので体を動かせる仕事に就きたいと思っています。(中学生)
- ・プロダンサーになって世界で活躍したいと思っています。(中学生)
- ・マネジメントのアプリを作成したり、するなど、管理系のITの会社に行って経験を積んで起業したい。(中学生)
- ・秋田県内で観光や地元アピールに携わる仕事。(中学生)
- ・人に感謝され社会に貢献できる仕事。自分自身がしっかりやりがいを感じられる仕事。(高校生)
- ・医療関係の仕事 自分自身も怪我や病気などもあり、助けを求めている人の力になれるような人。(高校生)
- ・システムエンジニアになりたい。なって社会課題を解決するシステムを考えたい。(高校生)
- ・虐待されている子どもを助け、安心して暮らせる毎日を作れる社会福祉士(高校生)
- ・障害児のため、外では働けないのでSNSなど自分から発信していけるものなど使いながら自分の好きなもの、得意な事を伝えていけたらいいです。そのためにリハビリ頑張っています。(高校生)
- ・内装大工として働いて、お客様に幸せに暮らせる空間を提供したい。(高校生)

基本目標 2 ライフステージに応じた支援の充実

妊娠期から幼児期、青年期に至るまでのこども・若者一人ひとりの成長に応じ、健康・教育・安全・生活の切れ目ない支援を充実させ、安心して成長できる環境を整えます。

基本施策 2-1 【ライフステージ I】生まれる前から幼児期までのこどもへの支援

生まれる前から幼児期まで、こどもが安心して過ごし遊びや学びを楽しみながら成長できるよう、妊産婦および乳幼児の健康の保持増進を推進するとともに、保育や教育の環境の質を高めていきます。

1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健対策の充実

【施策 2-1-1】

現状と課題

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、家庭をめぐる環境が変化している中、妊産婦や子育て世帯が孤立することなく、安心して出産・子育てできる環境を整えることが重要です。
- 本市では、秋田市版ネウボラにおいて、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援体制の構築に努めてきました。令和6年度には子ども家庭センターを開設したところであり、児童福祉と母子保健の連携を図りながら、不妊や予期せぬ妊娠を含めた妊娠・出産・子育てについて支援の充実に取り組む必要があります。
- 産後間もない産婦に対しては、母親に休養の機会を提供するとともに、育児不安の軽減を図るための産後ケアを実施していますが、支援を必要とする産婦が適時利用できるよう、今後も計画的に提供体制を整備する必要があります。
- 「ニーズ調査」では、秋田市版ネウボラや各種教室の認知度が令和元年調査より高くなっています。悩みを抱える妊産婦や保護者等を早期に把握し、支援につなげられるよう、各種教室、相談事業の充実および周知に努める必要があります。
- 乳幼児期の健康の保持増進を図るため、健康診査や予防接種等の推進に努めていますが、3歳児健診以降の幼児が不安なく就学を迎えられるよう、5歳児健診の実施体制を整備するなど、幼児期から学童期に向けての切れ目ない支援に努める必要があります。

- また、健康に関する正しい知識の普及・啓発のため、様々な機会を捉え、情報提供に努めるとともに、母子保健情報の電子化を推進していく必要があります。

施策の方向性

○妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実

- ◆ こどもの誕生前から幼児期までを通じて母子の健康が確保されるよう、相談支援の充実や各種事業の周知を図り、関係機関と連携しながら切れ目ない支援に努めます。(子ども健康課)
- ◆ 必要とする妊産婦が、個々のニーズに応じ適時利用できるよう相談支援の提供体制の整備に努めます。(子ども健康課)
- ◆ 幼児の発育・発達段階に応じた相談の機会を設け、安心して学童期を迎えられるよう支援の充実に努めます。(子ども健康課)
- ◆ 健康に関する正しい知識の普及・啓発に努め、必要時に適切な支援につながるよう、相談体制の充実に努めます。(子ども健康課)

主な取組・事業

※作成中（以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの）

- **利用者支援事業（こども家庭センター型）（子ども健康課）**
妊娠期からの相談支援事業（秋田市版ネウボラ）（再掲）
 妊娠届出時等に、母子保健コーディネーター（助産師）が妊婦と面談し、個々人の状況に応じた相談や情報の提供を行う。必要時関係機関と連携しながら継続的な支援を行う。
- **妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付（子ども健康課）**
 妊婦やその配偶者等に対して面談等を実施し相談に応じるとともに、必要な支援につなげる。合わせて妊婦とその胎児に対し給付金を支給する。
- **妊産婦健康診査（子ども健康課）**
 妊婦を対象に妊婦一般健康診査および産婦を対象に産婦健康診査を行う。
- **妊産婦交流（産前・産後サポート事業）（子ども健康課）**
 妊娠・出産および産後に関する相談に対し、必要な指導や助言を行うとともに、参加者同士の交流を図ることにより、不安を持つ妊産婦を支援する。
- **両親学級（産前・産後サポート事業）（子ども健康課）**
 妊婦およびその配偶者を対象に、赤ちゃんのお風呂の入れ方や抱き方の体験学習、助産師による講話等を行う。

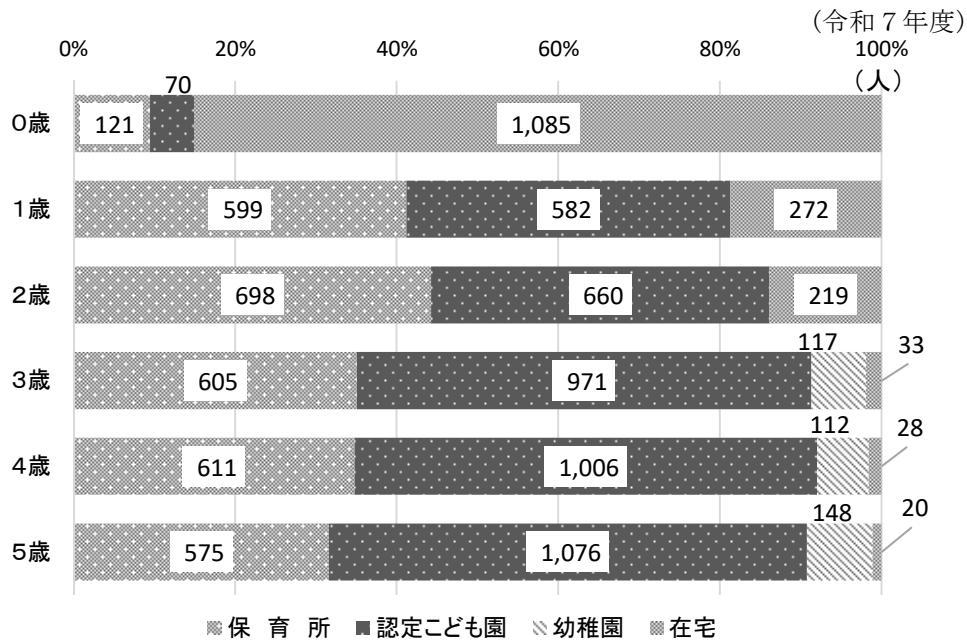
- **妊産婦相談（産前・産後サポート事業）（子ども健康課）**
妊産婦の体や心の変化に関する知識の提供、個別相談および参加者同士の交流を行う。
- **母子の訪問指導（子ども健康課）**
支援が必要な妊産婦、新生児、未熟児および乳幼児等に対して、訪問指導を行う。
- **乳児家庭全戸訪問事業（子ども健康課）**
生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、親子の心身の状況、養育環境等を把握し、子育て支援に関する情報提供や助言を行う。
- **産後ケア事業（子ども健康課）**
産後の母親に休養の機会を提供するとともに、母子に対する保健指導や授乳指導等を実施し、心身のケアや育児サポート等の支援を行う。
- **乳幼児健康診査（子ども健康課）**
乳児（1か月児、4か月児、7か月児、10か月児）、幼児（1歳6か月児、2歳児〔歯科〕3歳児、5歳児（令和9年度から実施予定））を対象に健康診査（歯科健康診査）を行う。
- **経過観察クリニック（子ども健康課）**
1歳6か月児健康診査等で精神行動発達での経過観察が必要になった幼児を対象に、専門職による観察や発達状況の評価および適切な養育支援を行う。
- **幼児発達支援事業（子ども健康課）**
3歳児健康診査後の幼児で、行動発達面等に支援の必要な親子に対し発達相談、出張相談、電話相談により支援を行う。
- **予防接種事業（健康管理課）**
予防接種法に基づき、対象となる乳幼児に定期接種を実施する。
- **健康教育・健康相談（子ども健康課）**
地域の要望に応じて健康教育・健康相談を行う。
- **育児相談（子ども健康課）**
乳幼児およびその保護者を対象に、定期相談および随時対応により、保健師、栄養士、歯科衛生士が育児相談、食生活相談、歯科相談等を行う。
- **むし歯予防教室（子ども健康課）**
幼児とその保護者を対象に歯磨きの実技指導、食生活についての講話、個別相談などを行う。
- **幼児フッ化物塗布事業（子ども健康課）**
幼児を対象に、歯科医療機関においてフッ化物塗布を行う。
- **不妊治療費助成事業（子ども健康課）**
不妊治療に要した費用を助成する。

2 幼児期までのこどもの成長への支援【施策 2-1-2】

現状と課題

- 今をともに生き、次代をつくる存在であるこどもの成長を社会全体でしっかりと支えていくことは、未来への投資です。乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、保育所・認定こども園・幼稚園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は様々です。その多様性を尊重しつつ、保護者の「子育て」を支えるとともに、「こどもの育ち」に係る質にも目を向け対応していくことが重要です。
- 本市では、保護者の就労形態の多様化等による保育需要の増加に対応するため、計画的な施設整備等を行い、15年連続で年度当初における待機児童ゼロを達成してきました。今後も多様化する保育需要に対応する体制を整えるとともに、一人ひとりの発達に応じた成育環境の整備を行う必要があります。幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、こどもの育ちを支援する幼稚園教諭や保育士などの資質向上にさらに努め、質の高い教育・保育を提供していく必要があります。
- 一人ひとりの発達に応じた質の高い教育・保育を安定的に提供できるよう、専門性を有する職員による要請訪問および園内研修への訪問を実施するなど、各施設の現状や課題等の共有や解決に向けて具体的な助言や情報提供等を行うとともに、子育て支援員研修等を実施するなど、保育士等の研修の機会を確保し、専門性の向上を図っています。また、こども一人ひとりが安心して小学校生活をスタートし、自信や意欲を持って活動することができるような環境を整えるために、幼稚園や保育所等の教職員との情報交換や意見交流をもとに、スタートカリキュラムの検証・改善を行うなど、こどもの学びと育ちのつながりを意識した指導を充実させる必要があります。
- 3歳未満児の保育を提供する小規模保育事業など地域型保育事業と認定こども園、幼稚園および保育所などの教育・保育施設との切れ目のない連携・接続と、さらに教育・保育施設と小学校との円滑な接続について支援に努めていく必要があります。
- 保育ニーズが多様化していることから、延長保育や休日保育、一時預かり、病児・病後児保育などの多様な保育サービスの充実に引き続き努めていく必要があります。また、核家族化や地域のつながりの希薄化が進行していることから、在宅で子育てしている家庭における保護者の心理的・身体的負担を軽減していく必要があります。

【図表 4-18】 幼児期までのこどもの居場所（幼稚園、保育所、認定こども園、在宅（年齢別人数））



施策の方向性（取組・事業）

○幼児教育・保育の環境の充実

◆ 教育・保育施設等の計画的な整備などにより、年間を通じた保育需要に対応し、安定した幼児教育・保育環境の提供を図ります。

(1) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容および実施時期（施設型給付・地域型保育給付）【※123～130ページに数値内容等を掲載】

第4次プランでは、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における教育・保育の量の見込み（必要利用定員数）とそれに対応する提供体制の確保内容・実施時期を定めています。

量の見込みは、「ニーズ調査」により把握した教育・保育施設の利用状況および利用希望や、計画期間における児童数の推計等を踏まえ、認定区分ごとに設定しています。

① 提供体制の確保内容について

量の見込みに対応する提供体制については、子ども・子育て支援制度における「施設型給付」・「地域型保育給付」の対象として確認を受けた保育所・認定こども園・幼稚園（特定教育・保育施設）および小規模保育事業・事業所内保育事業（特定地域型保育事業）の区分で設定しています。

また、確認を受けない幼稚園や幼稚園における預かり保育、企業主導型保育施設の地域枠を確保内容に含めることが可能とされていることから、これらの施設についても、確保内容の一つとしています。

各地域における量の見込みに対する提供体制については、中央地域において、全認定区分で量の見込みを大きく上回る提供体制となっていることから、その余剰分を隣接地域の受け皿として活用することにより、本計画の最終年

度である令和11（2029）年度まで確保が可能です。

② 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合の需給調整について
既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行希望がある場合は教育・保育提供区域を問わず、原則として認可・認定を行うこととします。幼稚園から移行する場合の2号・3号定員、保育所から移行する場合の1号定員については、各教育・保育提供区域の状況や施設の利用実態を踏まえ、利用定員を設定していきます。

③ 教育・保育施設および地域型保育事業の整備について
一部の教育・保育提供区域を除き、「量の見込み」が「確保方策（利用定員）」を下回っていることから、新たな教育・保育施設および地域型保育事業の認可については、提供区域の状況や設置者の経営状況などを考慮した上で、原則、新規認可は行わないこととします。また、特定地域型保育事業等から保育所などへ移行する際についても同様とします。

④ 保育利用率の設定について
子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、全国的に満3歳未満のこどもに待機児童が多いことに鑑み、満3歳未満のこどもの数全体に占める、3号認定子どもの利用定数の割合である「保育利用率」の目標値を定めるとされています。

保育利用率の目標値は、以下の数値とします。

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①満3歳未満のこどもの全体数(人)	5,968	5,863	5,864	5,734	5,616
②3号認定子どもの利用定員数(人)	3,895	3,895	3,895	3,895	3,895
保育利用率(②/①)	65.3%	66.4%	66.4%	67.9%	69.4%

(2) 教育・保育の一体的提供および当該教育・保育の推進に関する体制の確保内容

① 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の良さを併せ持ち、保護者の就労状況に関わりなく柔軟にこどもを受け入れられる施設であり、地域の実情に応じた普及への取組が求められています。本市の認定こども園は、令和6（2024）年10月1日現在で35園と普及してきており、今後も認定こども園への移行を希望する幼稚園、保育所等が円滑に移行できるよう、情報提供など必要な支援を行いながら、その普及に努めます。

② 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

質の高い教育・保育および子育て支援を提供していくためには、こどもの

育ちを支援する幼稚園教諭や保育士などの専門性や経験が極めて重要です。本市においても専門性を有する職員を各施設に派遣し、県の幼児教育センターと連携しながら、幼稚園教諭や保育士等が保育のニーズや課題等を共有し、教育・保育の質の向上が図られるよう、研修機会の確保、研修内容の情報提供などの支援に努めます。

③ 質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る考え方とその推進方策【関連施策 4-3-1】

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、この時期の発達には連続性を有するものであることから、一人ひとりの発達に応じた質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を通して、すべてのこどもの健やかな育ちを保障することが必要です。本市においても、在宅を含むすべてのこどもと子育て家庭を対象として、地域のニーズに対応した多様かつ総合的な子育て支援を展開し、安心してこどもを生き育てられる環境づくりに取り組めます。

④ 教育・保育施設および地域型保育事業を行う者の相互の連携ならびに認定こども園、幼稚園および保育所と小学校等との連携についての考え方とその推進方策

こども・子育て支援において、認定こども園、幼稚園および保育所は、地域の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、地域型保育事業は、身近な地域で3歳未満児の保育を提供する役割を担います。この両者が密接に連携、協働することにより、教育・保育の質の向上が図られるものと考えます。加えて、地域型保育事業を利用したこどもが満3歳以降も切れ目なく適切に教育・保育を受けられよう配慮が必要です。このようなことから、教育・保育施設と地域型保育事業者がスムーズに連携できるよう支援に努めます。

また、こどもの発達や学びは連続性を有するものであることから、乳幼児期の教育・保育施設の職員と小学校教員がこどもの育ちや指導・援助の方法について相互理解を図ることが必要です。そのために、両者を対象とする研修会を引き続き実施するとともに、交流機会の充実を図り、幼保小の円滑な接続の支援に努めます。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保内容【関連施策 4-3-1】

令和元（2019）年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに創設された「子育てのための施設等利用給付」は、市が保育の必要性があると認定した「3歳から5歳までのこども」と「0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこども」を対象に、「施設型給付」の対象外である幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等の利用について給付するしくみです。

給付にあたっては、保護者の利便性や施設の事務負担等を考慮し、「施設型

給付」の対象外である幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業については、施設に対する代理受領により対応することとし、それ以外の事業等の利用にあたっては、利用状況を適切に把握する必要性から、保護者からの申請に基づく償還払いにより対応することとします。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施のため、給付に関する案内や申請等の手続きについて、対象施設と連携し、公正かつ適正な給付に努めます。

○幼児教育・保育の質の向上

◆ 幼稚園教諭や保育士など人材の確保と専門性や経験の向上のため、研修機会等の確保や情報提供を行うとともに、幼保小等の連携・接続の支援に努め、教育・保育の質の向上を推進します。(子ども育成課)

◆ 幼保小の教職員が協働して教育活動に取り組み、架け橋期の教育の充実を図るため、「架け橋プログラム」の作成や実施を推進し、学びや育ちのつながりを意識した連携体制のより一層の充実を図ります。(学校教育課)

○多様な保育ニーズへの対応

◆ 子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、保育サービス等の充実に努め、柔軟に対応できる体制を整えます。(子ども育成課)

◆ 在宅で子育てしている家庭も安心して子育てができるよう、ニーズに応じたサービスの提供に努め、保育環境を整えます。(子ども育成課)

主な取組・事業

※作成中 (以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの)

- **幼保小研修会の充実および幼児と児童の交流活動の推進**(学校教育課、子ども育成課)
幼稚園教諭、保育教諭、保育士、小学校教員を対象とした幼保小連携研修会を実施する。また、幼児と小学生の交流機会の推進を図る。
- **休日保育事業**(子ども育成課)
日曜、祝日に勤務がある保護者の保育需要に応えるため、保育所の休日保育の実施を促進する。
- **延長保育事業**(子ども育成課)
通常の利用日および利用時間以外の日および利用時間において、認定こども園・保育所等で保育を実施する。

- **一時預かり事業（子ども育成課）**

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う。

- **病児保育事業（子ども育成課）**

病院や保育所等に付設された専用スペース等において、病児等を一時的に保育する。

基本施策 2-2 【ライフステージⅡ】

学童期・思春期における子ども・若者への支援

子どもたちが元気に学び、自分らしくのびのびと成長できるように、家庭や地域と連携しながら、こどもの心身の健康づくりや安全確保、教育環境の充実に取り組みます。

1 小児医療への支援と心身の健康づくり【施策 2-2-1】

現状と課題

- 「ニーズ調査」の結果、「子育てに関して日常悩んでいることや不安に思っていること」として、「病気や発育・発達に関すること」を挙げた保護者の割合は、就学前児童の保護者で44.0%、小学校児童の保護者で31.7%と、どちらも「平成31年調査」（就学前児童の保護者38.2%、小学校児童の保護者24.9%）から増加しており、特に就学前児童の保護者の悩みや不安の中では、全体で2番目に高い割合となっています。このことから、乳幼児期から早期相談支援や医療費助成などにより保護者の不安や負担の軽減を図る必要があります。
- また、急な病気などでこどもが夜間・休日に安心して受診できる小児救急に対する市民の利用意向は高く、「ニーズ調査」によると「市立秋田総合病院の小児救急」について、就学前児童の保護者の約8割が「今後利用したい」と回答しています。
- 秋田市の39歳までの自殺者数は、平成30年以降増加傾向にあります。また、10歳代、20歳代、30歳代の年代別死因の第1位がいずれも自殺となっています（令和4年人口動態統計）。「こども調査」の結果では、成長に伴い悩みごとが多くなっている一方で、悩みや不安、困りごとがあるとき誰にも相談しないと答えた割合が各年代の1割程度となりました。また、相談窓口を利用したいと思わないと答えた割合が、中学生、高校生および若者で6割を超えています。その半数弱は「相談できる人が身近にいるので、行く必要がないから」と答えていますが、「相談しても解決できないと思うから」「相手がどんな人かわからないから」という理由が次に多くなっています。こども・若者は悩みごとがあっても誰にも相談しない傾向がみられます。相談することへの抵抗感、相談することのメリットを実感できないなどから、SOSを出せずに問題をかかえこみがちであることが課題となっています。
- また、こどもが自らの心身の健康を保持増進し、健康課題を解決していくことができるよう、主体的な保健教育の充実を図るとともに、主体的に健康を維持していけるような学習の機会が必要です。引き続き、教職員研修においてこどもの自殺防止やSOSの出し方、受け方に関する内容を取り上げるなど、指導内容の充実を図る必要があります。

【図表 4-19】 市立秋田総合病院の小児救急に関する認知度等（ニーズ調査）

	対象者	R6		H31	
		はい	いいえ	はい	いいえ
知っているか	就学前児童の保護者	87.0	13.0	90.4	9.6
	小学校児童の保護者	89.5	10.5	90.5	9.5
利用したことがあるか	就学前児童の保護者	55.1	44.9	61.0	39.0
	小学校児童の保護者	70.8	29.2	61.3	38.7
今後利用したいか	就学前児童の保護者	80.3	19.7	83.6	16.4
	小学校児童の保護者	76.7	23.3	78.3	21.7

【図表 4-20】 子ども福祉医療制度の推移

	制度拡充内容	受給者数 (年度末)	対象	所得制限	助成内容
令和2年度	未就学児の所得制限撤廃 小学生の所得基準緩和	25,745人	0歳～中学生	有り (未就学児は無し)	半額助成(自己負担上限千円) ※0歳児、住民税所得割非課 税世帯は全額助成
令和3年度		25,233人			
令和4年度		24,443人			
令和5年度	対象に高校生年代を追加 中学生の所得基準緩和	29,847人	0歳～高校生年代		
令和6年度	所得制限撤廃	35,207人	0歳～高校生年代	無し	

【図表 4-21】 子ども福祉医療費給付状況（ひとり親家庭等児童福祉医療費含む）

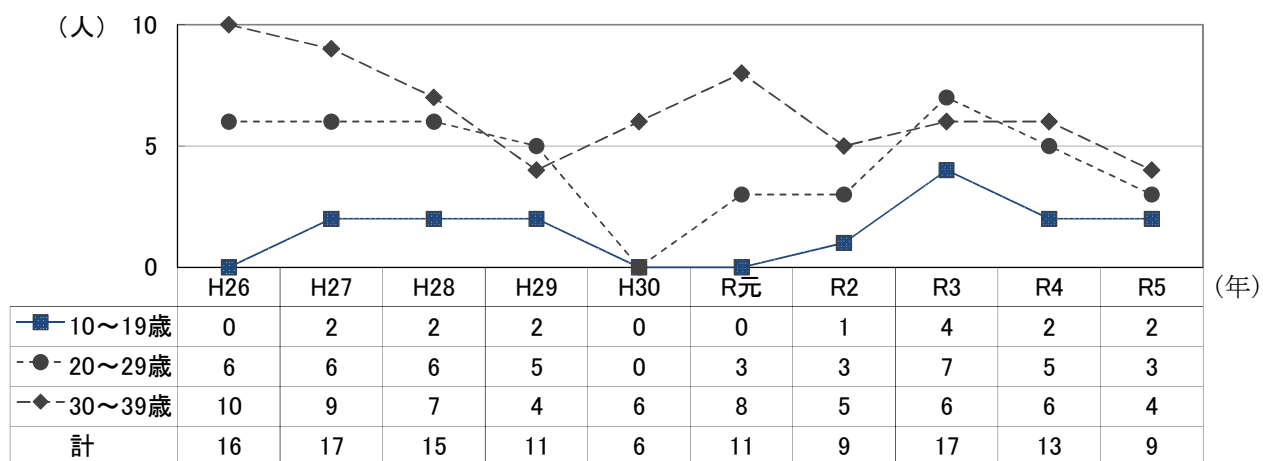
年 度	福祉医療費					
	総数		福祉医療(県)		福祉医療(市)	
	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
令和2年度	357,673	535,605	344,592	515,332	13,081	20,273
令和3年度	408,285	616,579	384,617	588,155	23,668	28,424
令和4年度	408,710	611,923	385,846	583,850	22,864	28,073
令和5年度	489,282	742,943	442,761	672,831	46,521	70,112
令和6年度	540,678	862,555	506,706	804,542	33,972	58,013

(県)は県制度活用部分、(市)は市単独制度部分

【図表 4-22】 未熟児養育・小児慢性特定疾病医療の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未熟児養育	受給者数(人)	173	156	139	125	96
	医療費(円)	29,610,160	29,515,139	26,232,677	26,400,477	18,150,200
小児慢性特定疾病	受給者数(人)	414	459	423	419	415
	医療費(円)	80,317,671	84,198,520	82,869,002	86,066,520	91,773,673

【図表 4-23】 39歳以下の自殺者数の推移（人口動態統計）



【図表 4-24】 相談窓口を利用したいと思わない理由（こども調査）（若者調査）

	からの相談で、行く必要がない	相談しても解決できない	自分ひとりで解決するべきだと思える	誰にも知られたくない	自分では変な人と思われないか不安	自分の欠点や失敗を悪く言われそう	相手がどんな人かわからない	何を聞かれるか不安に思う	嫌なこと、できないこと、だるいこと、言われそう	相手にうまく伝えられない	裏切られたり、失望する	お金がかかると思う	その他	特に理由はない、わからない	不明
高校生 (1,662人)	48.6	23.0	10.2	10.6	5.3	4.2	20.6	9.0	4.7	15.2	5.4	4.1	3.1	11.6	1.8
若者 (664人)	46.1	43.4	9.0	11.0	7.7	5.9	36.4	10.1	7.7	17.6	5.7	5.9	7.7	3.0	0.8

施策の方向性

○小児医療への支援と心身の健康づくり

- ◆ 市立秋田総合病院における小児科救急外来の周知を図るとともに、未熟児や小児慢性特定疾病など医療が必要な児童等の治療に係る経済的負担の軽減、相談・支援に努め、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくりを進めます。(子ども総務課、子ども福祉課、子ども健康課)
- ◆ 教育現場や関係機関と連携して相談体制の充実を図るとともに、児童生徒が心の危機に気づく力と相談する力を身につけ、学校やその後の社会で起こる問題に対して適切に対処できる力につながるようSOSの出し方教室を実施します。(健康管理課)
- ◆ 若者は、学業、結婚、子育て等多様な場面において、様々な課題を抱える世代であることから、民間団体や関係機関と連携し、相談しやすい環境づくりに努めます。(健康管理課)
- ◆ こどもが自らの心身の健康についての理解を深められるよう、副読本「わたしたちの健康」の内容の充実努めます。(学校教育課)
- ◆ スクールカウンセラー等と連携し、児童生徒がSOSを出せるような支援のあり方や、児童生徒から出されたSOSの受け止め方について学ぶ機会を設定するなど、教職員研修の充実努めます。(学校教育課)

主な取組・事業

※作成中 (以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの)

- **市立秋田総合病院における小児科救急外来の周知 (子ども総務課)**
夜間や休日に小児の救急患者に対応している市立病院の小児科初期診療部門について、市ホームページ等で周知に努める。
- **子ども福祉医療費の助成 (子ども福祉課)**
こどもが必要な医療を確実に受けられるよう、所得制限を設けずに、こどもに係る医療費の自己負担分を助成する。
- **未熟児養育事業 (医療の給付) (子ども健康課)**
入院医療を必要とする未熟児に対し医療の給付を行う。
- **小児慢性特定疾病支援事業 (子ども健康課)**
小児慢性特定疾患に罹患している18歳未満の児童(継続の場合20歳到達まで)に対し医療費の給付および自立支援を行うとともに、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行う。
- **精神保健福祉相談・教育事業 (健康管理課)**
心の健康相談の開催と思春期等の心の健康についての講座を実施する。

- **小・中学校フッ化物洗口事業（学事課）**

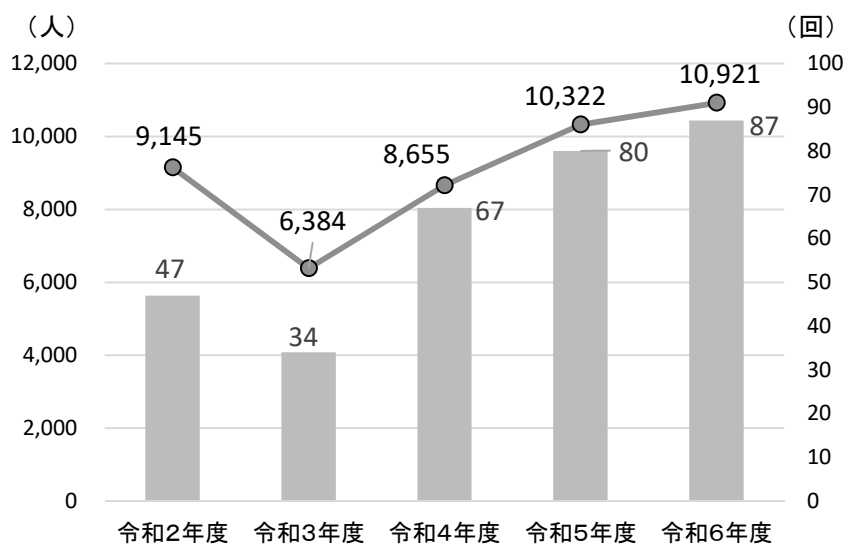
市立小・中学校の児童生徒について、保護者の希望を確認し、学校でフッ化物洗口を継続的に実施する。

2 青少年健全育成活動の推進【施策 2-2-2】

現状と課題

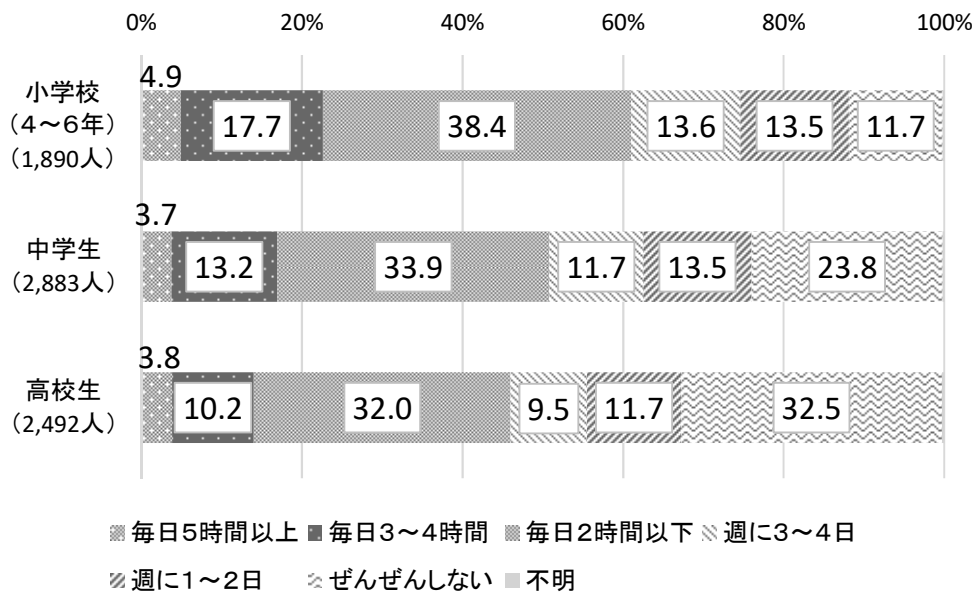
- 本市では、青少年の非行防止・健全育成に向け、街頭巡回指導に基づく見守り活動や環境浄化活動に取り組んでいます。青少年を取り巻くインターネットの利用環境が一層多様化する中で、健やかな成長を阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるおそれも生じていることから、こどもが情報を適切に取捨選択して利用できるような情報活用能力を身に付ける必要があります。
- また、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるよう、学校、家庭、関係機関の連携・協力を強化し、保護者に対する普及啓発など有害環境対策のさらなる推進が必要となっています。
- 自分専用の情報機器を所持しているこどもの割合が年々増加していることから、家庭での活用のあり方について、学校運営協議会やPTAで話題にするなど、学校、家庭、地域と連携しながら情報モラル教育の充実を図る必要があります。

【図表 4-25】 街頭巡回声かけ・話しかけ人数および回数の推移

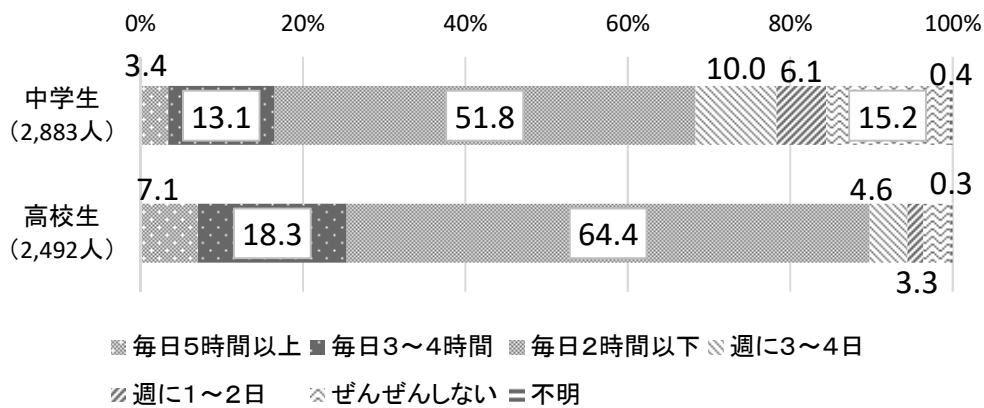


【図表 4-26】 ゲーム、SNS、YouTube 等の頻度（こども調査）

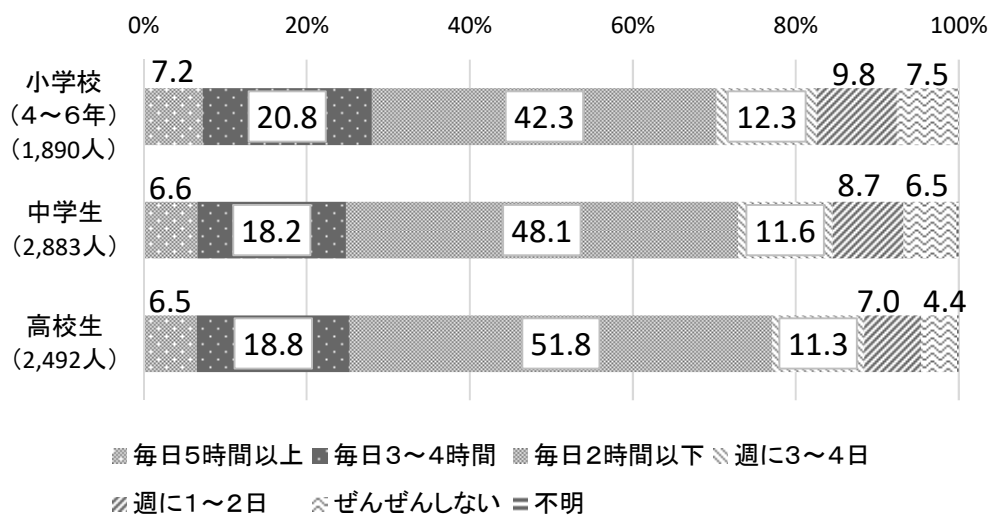
・ゲームをする頻度・時間



・SNSの利用頻度・時間



・YouTubeなどの視聴頻度・時間



【図表 4-27】安心して過ごせる居場所（こども調査）（若者調査）

安心して過ごせる居場所を「インターネット空間」と回答（複数選択）

	(%)
小学校(1～3年) (1,795人)	19.5
小学校(4～6年) (1,890人)	16.6
中学生 (2,883人)	24.6
高校生 (2,492人)	17.1
若者 (980人)	10.1

【図表 4-28】悩み事を誰に相談するか（こども調査）（若者調査）

悩み事の相談相手について「インターネットを通じた知り合い」と回答（複数選択）

	(%)
小学校(1～3年) (1,795人)	0.0
小学校(4～6年) (1,890人)	0.3
中学生 (2,883人)	1.6
高校生 (2,492人)	1.4
若者 (980人)	0.8

施策の方向性

○青少年健全育成活動の推進

- ◆ 青少年がトラブルや犯罪に巻き込まれることのないよう、地域の関係機関・団体等と連携を図りながら、有害環境対策に努めます。（少年指導センター）
- ◆ オンライン会議ソフトを活用し、生徒会の交流を行うなど、こどもたち自らがICTのよりよい活用について実践を通して検討する機会を設けます。（学校教育課）
- ◆ ネットトラブルの未然防止に向け、発達の段階を踏まえた系統的な情報モラル教育の充実を図ります。（学校教育課）

主な取組・事業

※作成中（以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの）

- **情報モラル教育の充実（学校教育課）**
家庭や地域と連携し、情報モラル教育を推進できるよう、リーフレットを作成し、各校に配布する。こどもが主体となって、情報モラルについて考える取組を推進する。
- **環境浄化活動（少年指導センター）**
関係機関・団体と連携を図りながら、青少年に有害な図書、DVD等の陳列・販売状況の確認や情報収集等の環境浄化活動を行う。
- **街頭巡回指導（少年指導センター）**
少年非行の未然防止を図るため、少年指導委員が秋田駅周辺を定期的に巡回するほか、土崎港曳山まつりや竿燈まつりをはじめとする大規模イベントでの巡回や市内各地区での実情に応じた巡回を行う。

- **少年相談活動（少年指導センター）**

相談専用電話「わかくさ相談電話」を設置し、青少年に関わるいろいろな悩みや心配事に専任の相談員が応じるほか、面談も行う。

- **青少年健全育成広報活動（少年指導センター）**

青少年健全育成に関する情報を提供するほか、少年指導センターの活動を紹介する。

- **地区少年指導委員会活動（少年指導センター）**

市内を9地区に分けて少年指導委員会を組織し、少年指導委員の資質や指導技術の向上を図るための研修会を開催するほか、各地区の関係機関・団体との連携・協力体制を構築する。

- **若年者等に対する消費者教育の推進（市民相談センター）**

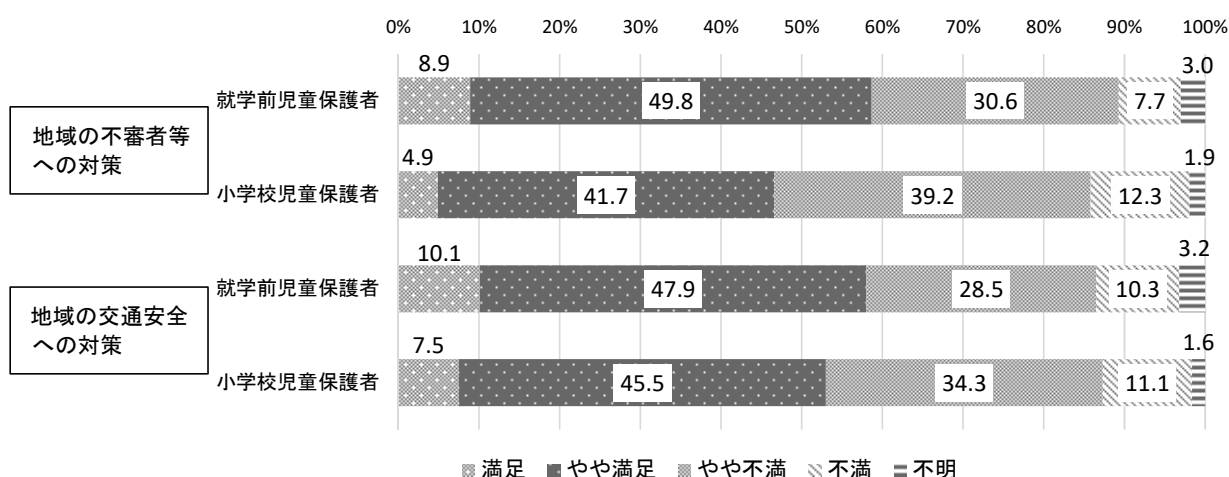
若年者や保護者等に対し、商品・サービスの契約に関する基礎知識や最新の消費生活に関する情報等を提供する取組を行う。

3 こどもの安全確保【施策 2-2-3】

現状と課題

- 地域の見守り隊員の高齢化が進み、人数も減少している中、子どもたちが交通事故や犯罪に巻き込まれることがないように、地域住民、学校、家庭、関係機関等の連携を強化しながら、安全確保に努めていくことが必要となっています。
- 過去 10 年にわたり、交通事故におけるこどもの死者はないものの、負傷者は毎年発生している状況です。子どもへの効果的な交通安全教育等の推進が必要なほか、大人が交通事故防止に努める必要があります。地域住民および保護者等を対象としたスクールガード養成講習会の実施や、通学路における交通危険箇所の解消を目的とした合同点検を警察や道路管理者等と連携して実施するとともに、不審者情報等があった際には、「秋田っ子まもるメール」および秋田市公式LINEにより配信し、注意喚起を行っています。学校外において安心・安全に過ごせるよう学校、地域、警察等と引き続き連携し、子どもたちの安全確保に取り組む必要があります。
- 防災の基本は、自分で自分の身を守る「自助」であり、平常時からの防災に対する構えと心がけが重要となります。そのために、防災イベントや防災講話に職員を派遣するなど、防災知識や災害時の対応などの普及指導に努めています。学校では、発生時刻や災害の種類など様々な状況を想定した避難訓練を行うなど、災害時に主体的に判断し行動する力を身に付けさせるとともに、防災意識の醸成に努めています。また、各校において地域の地理的条件等を踏まえた防災計画の策定や避難訓練の実施に努めています。
- 生命（いのち）の安全教育は、保育現場においても重要なテーマであり、保育所等では、発達段階に合わせた内容で、遊びや生活を通して、安全な行動や嫌なことを「いや」と伝えることが重要なことを学ぶ機会を設けることが必要です。子どもだけでなく、保護者への説明や情報提供を行い、家庭と連携して取り組む必要があります。
- 市街地でのクマ目撃情報が相次いでおり、登下校時や学校敷地内での安全を確保するため、関係機関と連携するとともに、小中高等学校等に出没情報等を随時提供していく必要があります。

【図表 4-29】 不審者対策、安全対策の満足度（ニーズ調査）



【図表 4-30】 こどもの交通事故死傷者数の推移（中学生以下）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
死傷者数	29	52	34	38	28

(人)

施策の方向性

○こどもの安全確保

- ◆ こどもを災害や交通事故、犯罪の被害から守るため、地域、学校、関係機関等との連携を強化するとともに、こどもが自らと他者の安全を守ることができるような教育や対策、こどもの安全に関する保護者への周知・啓発を進めます。（交通政策課等）
- ◆ 幼稚園・保育所を対象とした交通安全教室を実施することで交通マナーやモラルの向上に努め、ひいては交通事故の減少を図ります。（交通政策課）
- ◆ 季別毎の交通安全運動期間中のほか、交通安全に関する広報・啓発活動を実施し、交通事故防止を図ります。（交通政策課）
- ◆ こどもたちが登下校時に事故や犯罪に巻き込まれることがないように、PTA、町内会、見守り隊、警察および道路管理者等と協力しながら、地域ぐるみで通学路の安全確保に努めます。また、小中高等学校等へクマ目撃・出没情報を提供するとともに、関係機関との連携強化に努めます。（学事課）
- ◆ 学校等においては、地域の実情やこどもの発達の段階に合わせ、教育活動全体を通じて防災教育を推進します。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校に

においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めます。(防災安全対策課)

- ◆ 地域で行う各種訓練等に小学生も参加することで防災意識の高揚を図ります。
(防災安全対策課)
- ◆ 文科省が作成した教材や指導の手引きを活用し、各園の実情に合わせた「生命(いのち)の安全教室」を推進します。(子ども育成課)
- ◆ クマ対策に関する広報・啓発活動を実施するとともに、関係機関との連携を強化し、被害防止を図ります。(農地森林整備課)

主な取組・事業

※作成中 (以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの)

- **交通安全教育事業 (交通政策課)**
幼稚園・保育所を対象とした交通安全教室を実施する。
- **交通安全普及・啓発事業 (交通政策課)**
季別毎の交通安全運動期間中のほか交通安全に関する広報・啓発活動を実施する。
- **防犯灯の整備 (生活総務課)**
防犯灯の不点灯などへの対応を行う。
- **防犯活動の推進 (生活総務課)**
地域で自主的に防犯活動を行う防犯協会の活動を支援する。
- **秋田っ子まもるメールの配信 (学事課)**
不審者に関する情報などを登録されたメールアドレスに配信する。合わせて、秋田市公式LINEの子育て情報の利用者にも配信する。
- **スクールガード養成講習会の実施 (学事課)**
地域住民、保護者、各小学校教職員等を対象としたスクールガード養成講習会を市内3警察署の管内ごとに実施する。
- **通学時における安全確保と適切な指導 (学事課)**
学校、PTA、地域の町内会などで構成される安全対策委員会のパトロール活動などにより、安心して登下校できる環境づくりを進める。また、クマ目撃・出没情報に関して、関係機関での迅速な情報共有に努めるとともに、学校から保護者への注意喚起等を実施する。
- **各種防災訓練の推進 (防災安全対策課)**
地域で行う各種訓練等に小学生も参加することで防災意識の高揚を図る。
-

こどもの意見「こんなまちになったらいい」「大人や市に言いたいこと」(自由記述・一部抜粋)

(安全確保に関する意見)

- ・クマがでないでほしい。あんしんしてあるいてがっこうにいきたい (小学校1～3年生)
- ・地震やいろいろな災害起きた時どうするかなど、防災計画や火事が起きた時の煙の道を渡る訓練を考えてくださってありがとうございます。(小学校4～6年生)
- ・事故や事件のないみんなが幸せでいられる街にしたい。(中学生)

4 こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備【施策 2-2-4】

現状と課題

- こどもたちが自立した人間として他者と共によりよく生きていくためには、自分らしい生き方を実現しようとする態度や他者を思いやる心、感動する心などを培うことを通して豊かな人間性を育てていくことが重要であり、さらにインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが、互いに認め合い共に生きていこうとする姿勢を育むことが求められています。
- 道徳科や特別活動等において自分の思いや考えを表現し、互いに認め合う場面を設定するなど、相互の理解を深め、よりよい集団づくりを目指す活動の充実に取り組んでいます。引き続き、学校・家庭・地域が共通理解を図り、連携してこどもの道徳性を育む取組を推進する必要があります。
- 学校や地域が互いに支え合う体制づくりを推進するため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置している学校）等において、学校経営の方針などを共有するほか、学校と地域の連携のあり方や地域素材、外部人材を活用した取組などについて協議し、それぞれの立場や役割に応じた連携を図っています。
- こどもを取り巻く社会環境が著しく変化している中、思春期を中心に不安や悩みを抱えるこどもに対しては、保護者や関係機関と連携しながら、こどもの心に寄り添った対応が求められており、引き続き、相談体制等の充実に努めていく必要があります。
- こどもたちが確かな学力を身に付けることができるよう、互いに学び合う学習機会の充実に努めるとともに、さらなる授業改善や教育環境の整備に努めていく必要があります。学校訪問指導や各教科等の研修を通して、確かな学力をはぐくむ学習指導の充実や、各教科等におけるICTの効果的な活用の推進を図っています。
- また、全国的にこどもたちの体力の低下が指摘される中、疾走能力をはじめとした体力・運動能力の向上が求められており、体育科の学習の充実をはじめ、運動に親しむ機会の拡充や運動習慣の確立を図っています。少子化が進む中において、こどもたちがスポーツ活動や芸術文化活動に親しむ機会を持続的に確保するため、地域での活動環境の整備が必要です。

○「コミュニティ・スクール」とは

コミュニティ・スクールは、学校に学校運営協議会を設置し、委員（教委から任命された保護者や地域住民等）が一定の権限をもって、学校運営の基本方針を承認し、教育活動について意見を述べるほか、家庭教育の充実や地域行事の活性化等に向け、学校からの協力を求めるなど、学校、家庭、地域が互いに支援し合い、より良い学校運営を目指す仕組みです。

各校では、年数回、学校運営協議会を行い、子どもたちや学校の状況や課題等の協議、給食試食会の実施、学校評価についての協議等を行っています。また、学校で行う体験活動やクラブ活動への支援、ゲストティーチャーとして授業へ参加、登下校時の見守り隊やあいさつ運動等への協力など、学校の教育活動へ幅広く協力いただくなど、学校と地域が連携し、教育活動の充実を図っています。

施策の方向性

○こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

- ◆ 豊かな人間性をはぐくむ教育活動の充実を図ります。（学校教育課等）
- ◆ 専門的な知識を有する外部講師等を活用するなど、子どもたちが自他の生命を大切に学習する学習機会の充実を図ります。（学校教育課）
- ◆ 道徳教育推進教師を中心に、全教職員で道徳教育の目標や方向性について共通理解を図り、全教育活動を通じた道徳教育を推進します。（学校教育課）
- ◆ 家庭や地域との連携を一層推進するため、道徳教育と関連付けた地域での体験活動や地域人材の活用の充実を図ります。（学校教育課）
- ◆ 人と人との絆のすばらしさを実感する学習や集団活動、体験活動の充実を図ります。（学校教育課）
- ◆ 確かな学力をはぐくむ学習指導やICTの効果的な活用などについて理解を深める学校訪問や各教科等の研修の充実を努めます。（学校教育課）
- ◆ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、インクルーシブ教育の充実を努めます。（学校教育課）
- ◆ コミュニティ・スクール連絡協議会において、特色のある活動等を紹介し、各校の取組に生かすことにより、各協議会の運営の充実を図ります。（学校教育課）
- ◆ 各校の特色や地域性を生かし、保護者や地域の理解と協力を得ながら、子ども同士、学校と家庭・地域との絆づくりを推進します。（学校教育課）

- ◆ 体育についての関心や、健康保持増進等の意欲を高められるよう、今後も小学校6年生を対象に陸上運動記録会を実施します。(学校教育課)
- ◆ 体を動かすことの楽しさを味わいながら体力の向上につながる運動実践例をまとめた指導資料を作成し、体育学習の指導の充実を図ります。(学校教育課)
- ◆ 本市の中学校部活動の地域移行グランドデザインをもとに、関係団体および関係課等と連携・協働を図り、休日の部活動の完全地域移行を目指します。(学校教育課)

主な取組・事業

※作成中（以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの）

- 「中学生サミット」の実施（学校教育課）
市内中学生がテーマに基づいて自ら企画し行動する「中学生サミット」を実施し、感動を分かち合い、豊かな感性を育む交流活動の充実を図る。
- 外国語指導助手（ALT）を活用した英語体験活動の提供（学校教育課）
教員と外国語指導助手（ALT）とのティームティーチングにより、英語によるコミュニケーション能力の向上を図る。
- 学校司書配置事業（学校教育課）
学校司書を市立全小・中学校に配置し、学校図書館の整備や児童生徒の調べ学習への支援の充実を図る。また、小・中学校の図書委員等を対象に選書などの体験活動を実施する。
- スクールカウンセラーの配置（学校教育課）
中学校にスクールカウンセラーを配置し、不安や悩みをもつ児童生徒や保護者の相談に応じるとともに、教職員と連携した対応を行う。
- 教育支援センター「すくうる・みらい」運営事業（学校教育課）
「すくうる・みらい」の運営に努めるとともに、校外体験活動、フレッシュフレンドの派遣、臨床心理士による相談活動等の各種事業を通して、不登校児童生徒やその保護者への支援の充実を図る。
- 学校訪問指導、教職員研修会の充実（学校教育課）
小・中学校における学習指導等の充実を図るため、学校訪問指導を通し助言等を行うとともに、教職員の指導力の向上にかかる教職員研修会の充実を図る。
- コミュニティ・スクール推進事業（学校教育課）
学校運営協議会委員から、特色ある教育活動や地域・保護者との連携のあり方など、学校運営についての意見や助言等を得ることにより、地域とともに学校づくりを推進する。
- 中学校部活動の地域移行の推進（学校教育課）
中学校部活動の地域展開に向け、まずは、休日の部活動の完全移行を推進するとともに、学校・スポーツ・文化芸術活動における各団体関係者と連携・協働を図りながら、地域全体で支えるスポーツ・文化芸術活動の環境整備を図る。

5 家庭や地域の教育力の向上【施策 2-2-5】

現状と課題

- 家族とのふれ合いを通じて、こどもが基本的な生活習慣や自立心、社会的なマナー等を身に付けていく上で、家庭は重要な役割を果たしていますが、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭を巡る環境が変化している中で、親族や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。
- 保護者が学ぶことや、身近に相談相手がいない状況にある保護者の乳幼児期の心身の発達（しつけ、ことば、情緒、社会性など）や小・中・高生の家庭教育上の相談に対する支援のほか、地域における多様な活動体験やスポーツ活動を通して、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を社会全体で育てていくことが必要となっており、今後も、相談を必要とする保護者のため更に制度の周知を図っていく必要があります。

【図表 4-31】子育てに関する情報をどこ（誰）から入手しているか（ニーズ調査）

就学前児童の親			小学校児童の親		
項目名	回答者数	割合(%)	項目名	回答者数	割合(%)
1 友人や知人	543	69.2	1 友人や知人	498	68.1
2 幼稚園、保育所、認定こども園	490	62.4	2 学校	453	62.0
3 インターネット	465	59.2	3 インターネット	380	52.0
4 親族(親・きょうだいなど)	429	54.6	4 親族(親、きょうだいなど)	334	45.7
5 「広報あきた」など市の情報誌	222	28.3	5 「広報あきた」など市の情報誌	311	42.5
6 テレビ、ラジオ、新聞	126	16.1	6 幼稚園、保育所、認定こども園	219	30.0
7 子育てアプリ	123	15.7	7 テレビ、ラジオ、新聞	163	22.3
8 市LINE公式アカウント「秋田市子育てLINE」	120	15.3	8 かかりつけの医師	91	12.4
9 子育て雑誌・育児書	114	14.5	9 市LINE公式アカウント「秋田市子育てLINE」	90	12.3
10 かかりつけの医師	90	11.5	10 子育て雑誌・育児書	82	11.2

※複数選択。10位まで掲載。

施策の方向性

- 家庭や地域の教育力の向上

- ◆ 保護者が学ぶことができる学習機会の充実や、保護者を対象とした相談事業など、地域社会全体の教育力の向上に取り組みます。（生涯学習室）
- ◆ 市民の誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社

会の実現を目指し、幅広い年齢層が身近な地域でスポーツに触れることができる環境の整備に努めます。(スポーツ振興課)

主な取組・事業

※作成中 (以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの)

- **子ども家庭相談 (子育て相談支援課)**
子ども家庭センターにおいて、こどもとその家庭等の相談に応じ、必要な支援を行う。
- **家庭教育相談事業 (生涯学習室)**
電話や面接での相談や保育施設等への訪問相談を行う。また、市民サービスセンター等で実施している乳幼児教育学級等に助言を行う講師を派遣する。
- **乳幼児学級等 (生涯学習室)**
市民サービスセンター等において、地域の子育て経験者や学習ボランティアと連携し、乳幼児を持つ親と子に交流の機会を提供しながら、こどもを取り巻く諸問題や家庭でのしつけの大切さなど、子育てに関する様々な学習機会を提供することにより、家庭の教育力の向上を図る。
- **家庭教育学級 (生涯学習室)**
市民サービスセンター等において、子育てに関する学習機会を提供する家庭教育学級を開催する。また、仕事を持っている女性や、父親の家庭教育への参加の重要性が高まっていることから、参加しやすい曜日や時間設定で開催する。
- **かぞくぶっくぱっく事業 (中央図書館明徳館)**
普段あまり手に取ることのないジャンルや作者との新しい出会いが期待できるよう、さまざまな内容かつ世代別の本を詰め合わせた福袋的なパックを用意し貸し出す。
- **放課後子ども教室推進事業 (再掲) (子ども福祉課)**
児童館等において、児童館運営委員会や地域のボランティア組織である児童育成クラブ等地域の様々な資質を有する多くの方々の協力を得ながら、放課後のこどもたちに健全な遊びの場、様々な体験・交流・学習の機会、安全・安心なこどもの居場所を提供する。
- **子ども会活動の表彰 (子ども福祉課)**
特に優れた活動をしている子ども会や子ども会世話人を表彰し、広く活動の奨励を図る。
- **世代間交流事業 (生涯学習室)**
市民サービスセンター等において、こどもが高齢者との交流を通じ、心のふれあいや相互交流を深め、豊かな人間性を育むとともに、地域の伝統文化や歴史を学ぶ機会を提供する。
- **幼児スポーツ教室 (スポーツ振興課)**
幼稚園児等を対象としたスポーツ教室を開催し、運動遊びを通して体を動かす楽しさを体験させる。
- **親子なかよし体操教室 (スポーツ振興課)**
未就学児と親を対象に親子で楽しむ運動遊び教室を開催し、活動的な行動習慣を身につけさせる。

- **スポーツ少年団の育成・支援（スポーツ振興課）**
種目別交流大会の開催や指導者の保険料の助成、ジュニア指導者養成セミナー等の開催により、スポーツ少年団活動を活性化する。
- **学校体育施設の開放事業（スポーツ振興課、教育委員会総務課）**
地域の学校体育施設を利用して市民の健康・体力の保持増進を図るため、市立小学校の体育館およびグラウンドを無料開放する。
- **民生委員活動推進事業（福祉総務課地域福祉推進室）**
民生委員・児童委員の指揮監督、推薦および研修を行うとともに、民生委員・児童委員、民生委員推薦会、民生児童委員協議会に関する費用を負担する。
-
-

6 いじめ問題への対応【施策2-2-6】

現状と課題

- いじめ（学校内外は問わない、インターネットを通じて行われるものを含む）は、いじめを受けたこどもの教育を受ける権利を侵害するとともに心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、いじめ防止の対策については、各校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携を図りながら組織的な取組の充実を図る必要があります。
- いじめの未然防止については、こどもたちが互いのよさや違いを認め尊重し合う学級づくりや集団づくりの推進が重要であり、各校では、学級活動、児童会・生徒会活動等における取組を通して、「いじめの起こりにくい学校づくり」の気運の醸成を図っています。
- 各校では、いじめの未然防止や早期発見のために、定期的にアンケート調査を行い、こどもたちの悩みを受け止めるとともに、面談等を通して実態の把握に努めています。
- いじめの事案が発生した際は、何よりも優先して組織的に対応し、いじめが解消するまでこどもを見守り、心に寄り添った支援を行う必要があります。
- また、いじめられたこどもに対し、本人の心情に配慮した支援に努めるほか、いじめたこどもに対しても、いじめの背景を踏まえた指導を行うなど、丁寧で、組織的な対応をするとともに、こどもの心のケアを図る継続的な事後指導を充実させる必要があります。

施策の方向性

○いじめ問題への対応

- ◆ 学校の教育活動全体を通じ、全てのこどもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、授業や行事を通して、こども一人ひとりが自己有用感や充実感を感じ、学校や学級が居心地のよい場所となるような集団づくりに努めます。（学校教育課）
- ◆ こどもたちの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるよう、学級活動、児童会・生徒会等におけるこども主体の取組を推進します。（学校教育課）
- ◆ いじめを相談しやすい体制を構築し、こどもや保護者との信頼関係づくりに努

めます。(学校教育課)

- ◆ P T Aや学校運営協議会などの機会を通し、学校のいじめ防止の取組や対応について共通理解を図るなど、学校・家庭・地域の連携による組織的な取組を推進します。(学校教育課)
- ◆ 学校訪問指導や教職員研修会、校長会等、あらゆる機会を通して、こどもの心に寄り添った生徒指導の充実およびいじめの未然防止や組織的かつ迅速な対応などの、いじめ防止の取組が推進されるよう周知を図ります。(学校教育課)
- ◆ 秋田市いじめ対策委員会および秋田市いじめ問題対策連絡協議会における協議や助言等を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、本市のいじめ防止や組織的な対応等の取組の充実に努めます。(学校教育課)
- ◆ スクールロイヤーの活用について周知を図り、学校で発生する諸問題に対し、法的立場から助言を得ることで、迅速かつ適切な対応が図られるよう、学校の支援に努めます。(学校教育課)

主な取組・事業

-
-
-
-
-
-

※作成中

7 不登校の子どもへの支援【施策 2-2-7】

現状と課題

- 不登校の児童生徒数が年々増加する中、家庭や地域との連携を図りながら未然防止に向けた取組の充実を図るとともに、子どもが自らの進路を主体的にとらえ、社会的に自立できるよう、それぞれの状況に応じたきめ細かな対応が求められています。
- 不登校の未然防止を図るためには、一人ひとりが活躍できる場を設定し、子どもたちが互いのよさや違いを認め尊重し合う学級づくりや集団づくりに取り組みとともに、自己有用感や充実感を感じることができ学習活動を充実させる必要があります。
- 様々な悩みや不安を抱える子どもや保護者の心情を受け止め、それぞれに寄り添った支援ができるよう、教育相談の充実を図る必要があります。
- 教育支援センター「すくうる・みらい」や校内教育支援センター等、学校内外に子どもたちが安心して過ごせる居場所や多様な学びの場を整えるほか、ICTを活用したオンライン学習や家庭学習の支援を工夫するなど、学びの継続を支える取組を充実させる必要があります。
- スクールカウンセラーなど、専門的な知見を有する人材の活用や子育てに関わる関係機関とより一層の連携を図るほか、保護者への情報提供の充実のため、民間フリースクールと情報共有を図るなど、今後も連携していく必要があります。

施策の方向性

○不登校の子どもへの支援

- ◆ 不登校の未然防止を図るため、人間関係を築く力をはぐくむ集団づくりや、自己有用感を実感できる授業づくりを行うとともに、保護者等と連携を図りながら、子ども一人ひとりの状況や発達の特性に合った支援に努めます。(学校教育課)
- ◆ 不登校対応コーディネーター(校内で不登校のこどもの支援や対応を担当する教師)を中心とした組織的な取組を推進し、子どもや保護者の心情を受け止め、支援する環境づくりに努めるとともに、スクールカウンセラーや広域カウンセラー、関係機関等を効果的に活用した教育相談体制の充実を図ります。(学校教育課)

- ◆ ICTを活用したオンライン学習や家庭学習の支援を行うなど、一人ひとりの状況に応じた学習支援に努めます。(学校教育課)
- ◆ 不登校児童等の登校支援や、教室での学習が困難な状況にある児童の学びの場を確保するため、市立小学校の校内教育支援センターに、学習支援や生活支援、学級担任等との連絡調整等を行う支援員を配置します。(学校教育課)
- ◆ 学校に通うことが困難な不登校児童生徒が、自らのペースや心身の状況に応じて学ぶことができるよう、柔軟な教育課程を編成し、特色ある教育活動を実施する「学びの多様化学校」を令和9年4月に開校します。(学校教育課)
- ◆ 民間フリースクールと定期的に情報を共有するとともに、保護者を対象とする相談会において、各施設の活動内容等を紹介します。(学校教育課)

主な取組・事業

-
-
-
-

※作成中

こどもの意見 「こんなまちになったらいいな」「大人や市に言いたいこと」(自由記述・一部抜粋)

- (いじめ、不登校に関する意見)
- ・ いじめとかがない平和な学校にしたいです。(小学校1～3年生)
 - ・ いじめなどで自殺や不登校になったり悩んだりする子がいなくて皆が楽しいと思える町になって欲しいです。(小学校4～6年生)
 - ・ 子供たちが大人にしっかり守ってもらえる、そして「いじめ」に危機感を持って、その人が子どもでも大人でも、真面目に一人ひとりの話を聞いてくれる人がそばに居るようなまちになってほしい。(中学生)

基本施策 2-3 【ライフステージⅢ】 青年期の若者への支援

青年期の若者が自分らしく働き、安心して暮らしを築けるよう、就職支援や働く環境を整えるとともに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者や結婚を希望する方へ支援します。

1 青年期の若者への支援【施策 2-3-1】

現状と課題

- 若者の県外流出の抑制やふるさと回帰を促進するため、就職を希望する高校生への地元就職の意識付けや、大学生等と市内企業とのマッチング機会の創出に努めているほか、給与水準の高い首都圏企業の誘致により新たな雇用の場の創出に取り組んでいますが、新規学卒者の市内就職率を一層高めていく必要があります。
- また、女性が出産、育児、介護等のライフイベントに伴う変化があっても希望する働き方ができるよう、在宅ワークに必要なデジタルスキルの習得を支援するなど多様な働きに対応できる環境づくりに取り組んでしていく必要があります。
- 修学および就業のいずれもしておらず、社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者に対しては、「社会的・職業的自立」に向けた支援が必要となっています。また、進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じている若者をサポートする必要があります。
- 結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題のほか「適当な相手にめぐり合わないから」であり、「若者調査」によると、結婚相手との理想の出会い方は「趣味を通じて (43.3%)」と回答した人が最も多くなっています。

【図表 4-32】 県内就職決定率（ハローワーク秋田管内）

(%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規高校卒業者	80.1	82.4	79.4	78.2	77.5
新規大学等卒業者	46.7	48.5	46.3	44.9	42.6

※大学等：大学、短期大学、高等専門学校、専修学校

※出典：秋田労働局

【図表 4-33】結婚を希望するが、現在、独身でいる理由（3つまで選択）（若者調査）

(%)

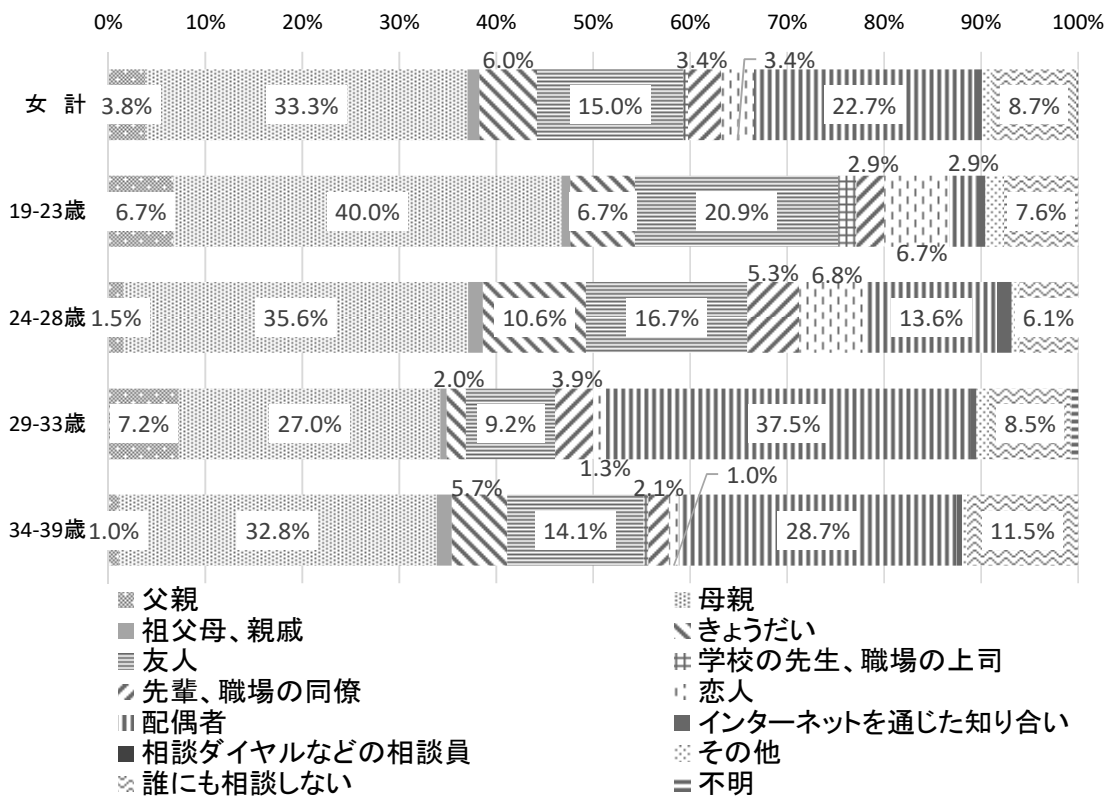
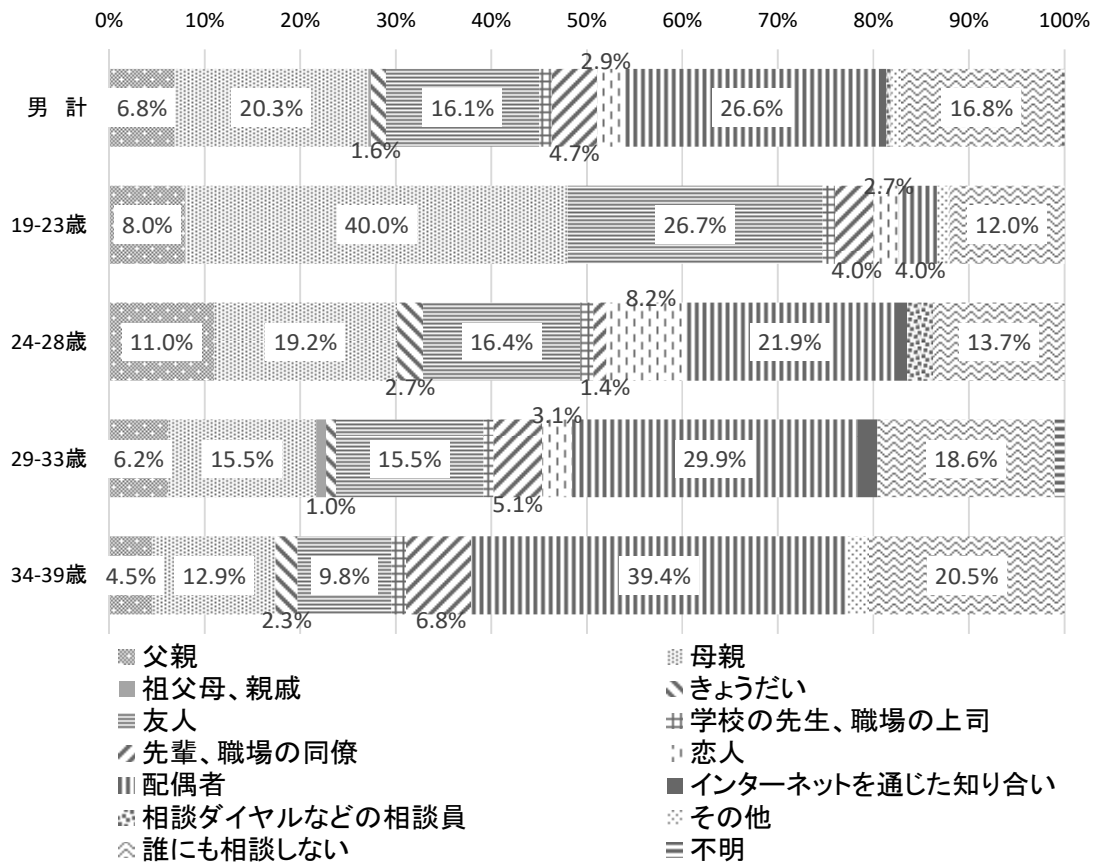
	結婚するにはまだ若すぎる	結婚する必要性を感じない	今は、仕事(学業)に打ち込みたい	独身の自由さや気楽さを失いたくない	適当な相手にめぐり会わないから	異性とうまく付き合えない	結婚資金が足りない
全体	24.0	16.8	20.4	22.6	52.3	17.6	23.7
19-23歳	54.9	15.8	30.8	13.5	49.6	13.5	24.1
24-28歳	10.5	19.3	19.3	24.6	47.4	13.2	25.4
29-33歳	1.7	16.9	8.5	25.4	62.7	28.8	25.4
34-39歳	0.0	13.7	9.8	41.2	62.7	25.5	19.6
	結婚生活のための住居のめどが立たない	親や周囲が結婚に同意しない(だろう)	夫婦別姓が認められていない	同性婚が認められていない	その他	すでに結婚が決まっている	不明
全体	8.3	2.8	0.3	0.6	7.2	4.1	1.1
19-23歳	7.5	1.5	0.0	0.0	1.5	1.5	0.0
24-28歳	14.9	3.5	0.9	0.0	9.6	8.8	0.9
29-33歳	5.1	3.4	0.0	0.0	10.2	5.1	0.0
34-39歳	0.0	3.9	0.0	2.0	11.8	0.0	3.9

【図表 4-34】結婚を希望する人の、結婚相手との理想の出会い（3つまで選択）（若者調査）

(%)

	職場(アルバイト含む)や仕事で	学校で	友人・きょうだいを通じて	街なかや旅先での偶然	趣味を通じて	幼なじみ・隣人関係	合コンなどの飲み会・イベントで
全体	35.3	12.4	33.6	16.0	43.3	11.6	9.4
19-23歳	42.9	24.8	38.3	15.8	35.3	18.0	8.3
24-28歳	36.8	8.8	33.3	13.2	40.4	7.9	9.6
29-33歳	25.4	1.7	22.0	23.7	55.9	3.4	11.9
34-39歳	25.5	2.0	37.3	13.7	56.9	9.8	9.8
	お見合い(親戚・上役などの紹介を含む)	結婚相談所(オンラインを含む)	SNSやマッチングアプリ	その他	特にこだわらない	不明	
全体	2.2	2.2	9.1	0.8	26.2	0.3	
19-23歳	2.3	0.8	5.3	0.0	20.3	0.8	
24-28歳	2.6	1.8	10.5	2.6	28.9	0.0	
29-33歳	0.0	5.1	15.3	0.0	33.9	0.0	
34-39歳	3.9	3.9	7.8	0.0	23.5	0.0	

【図表 4-35】 悩みの相談相手（年齢区分別）（若者調査）



施策の方向性

○若者への就職支援と自分らしく働くことができる環境の整備

- ◆ 若者や女性の市内定着を促進するため、魅力ある多種多様な企業の誘致に加え、誰もが働きやすい職場環境の整備に努めるとともに、就職におけるミスマッチの解消を図り、不本意な早期離職の抑制および定着率の向上を図ります。(企業立地雇用課)
- ◆ 新規学卒者等に対し、地元就職応援金の支給を検討します。(企業立地雇用課)
- ◆ 企業インターンシップを促進し、将来の就職マッチングにつなげます。(企業立地雇用課)
- ◆ 女性が仕事と生活を両立し、自分らしく働き続ける環境づくりに取り組みます。(生活総務課)

○社会的自立に困難を有する若者への支援

- ◆ 働くことや社会活動に参加することが困難な若者に対して、職業体験による就労支援を行うほか、社会人として求められる基礎的な能力の向上を図り、進路の決定・定着につなげます。(子ども総務課)

○結婚を希望する方への支援

- ◆ 結婚を望む若者の出会いや結婚の支援に取り組みます。(子ども総務課)

主な取組・事業

※作成中 (以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの)

● 新卒者地元就職促進事業 (企業立地雇用課)

大学生等を対象とした市内企業研究会、高校教諭等を対象とした市内企業の職場見学会、市内企業の採用情報を掲載したガイドブックの作成および高校生を対象とした就職支援講座を実施する。また、企業の採用情報発信費用を補助するほか、企業インターンシップを促進する。

● 若者定着支援事業 (企業立地雇用課)

地元就職応援金を支給するほか、新卒新入社員を対象にした「フレッシュマンの集い」と、入社2年目以降の若手社員を対象とした「ステップアップ研修」を開催する。また、雇用関係団体の人材育成に係る費用を補助する。

● 女性活躍推進事業 (生活総務課)

女性のキャリア形成や誰もが活躍し働きやすい職場づくりを推進するセミナーや、多様な働き方に対応する講座などを実施する。

● **若者自立支援事業（子ども総務課）**

社会参加に困難を有する若者に対して、職業体験による就労支援を行うほか、体験後のフォローアップや各種資格の取得などにより、就労の決定・定着を図る。

● **ふたりの出会い応援事業（子ども総務課）**

あきた結婚支援センターの登録料を補助することで、センターへの会員登録を促し、マッチングの支援を受けやすくする。

● **あきた結婚支援センターとの連携による結婚支援（子ども総務課）**

あきた結婚支援センターの運営経費の一部を負担するほか、センターと連携し事業を周知する。

● **結婚新生活支援事業（子ども総務課）**

夫婦ともに39歳以下の新婚世帯に対し、新居に係る費用の一部を補助する。



こどもの意見「こんなまちになったらいいな」「大人や市に言いたいこと」(自由記述・一部抜粋)

(若年層への支援に関する意見)

- ・秋田に若者を残したいなら、どんな都会より秋田に住み続けたい魅力がないといけないと思うので奨学金や秋田で働くことで手当が出るなど、住み続けやすい理由が必要だと感じる。(中学生)
- ・市内の産業や仕事について、若者が興味を持てるような宣伝やcmを作り、発展した秋田市にしてほしい。(中学生)

基本目標3 様々な状況にある子ども・若者が健やかに成長できる支援の充実

すべての子ども・若者が健やかに成長できるよう、貧困や障がい、家庭環境など様々な状況にある子どもへの支援を充実させ、安心して暮らせる環境を整備します。

基本施策3-1 こどもの貧困の解消に向けた対策

生まれ育った環境に左右されることなく、本市に育つ子どもたちが、自分が希望する生き方を選択・実現できるよう、地域や社会全体でこどもの育ちを支えるという認識のもと、教育の支援、生活の安定に資するための支援などを推進します。

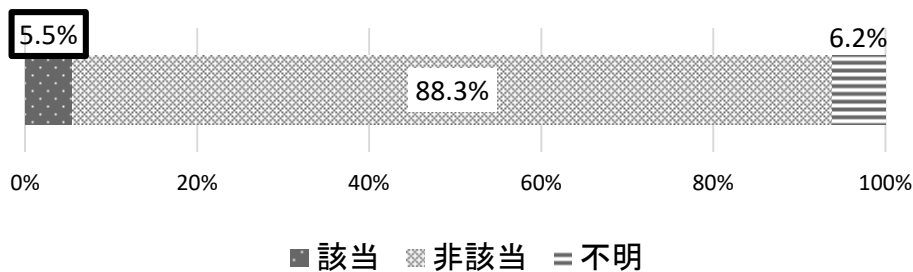
1 こどもの貧困の解消に向けた対策【施策3-1-1】

現状と課題

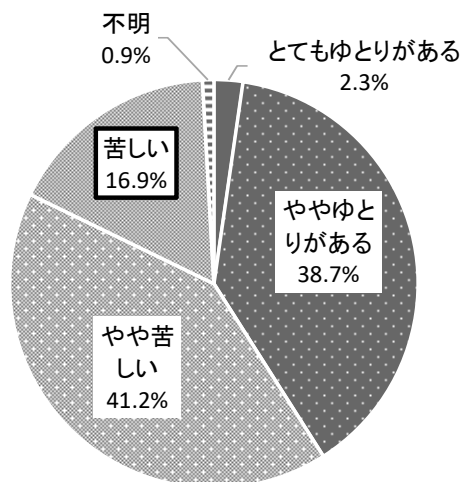
- こどもの貧困は、家庭の経済的困難のみならず、保護者の心身状況や地域での孤立など複合的な要因が重なって生じるものです。本市では、子ども家庭センターや福祉事務所等が連携して相談支援を実施していますが、相談機関や支援制度が存在していても、必要な支援につながらない家庭が一定数あるのが現状です。
- 保護者と子ども、それぞれが安心して利用できる支援体制の整備と広報・周知が求められており、また、ヤングケアラーのように家庭内で介護や世話を担う子どもは、相談窓口にアクセスする余裕がなく、その実態が見えにくいことから、周囲の気づきと丁寧な対応ができる体制の構築が必要です。
- 経済的困窮が長期化する家庭では、保護者が仕事や家事に追われ、時間に余裕がない等の理由により十分に子どもに関わることができず、孤食や不規則な生活となり、必要な生活習慣が身につけにくい場合があります。本市では、子ども食堂が徐々に増えており、こどもの食事に対する民間団体による支援が広がっていますが、生活全般の安定には至っていないのが現状です。
- 民間団体の活動は、財源や人材の不足により、運営が安定しない場合があることから、行政との連携が必要です。また、生活困窮の背景には、経済的な問題に加え、保護者の心身状態や地域からの孤立といった複合的な要因があるため、世帯に対する包括的な支援が必要であるとともに、子どもが安心安全で気軽に立ち寄ることができる、子ども食堂を含む居場所づくりが必要です。

- 民間団体による無料の学習支援や生活困窮世帯に対する学習支援の実施とともに、こどもの学ぶ機会の選択肢を広げるため、学力向上の支援のみならず、自己肯定感が高まる体験の機会の創出が必要です。
- 保護者の多くが就労していますが、非正規雇用や短時間労働に従事している場合は、安定した収入を得ることが難しく、経済的に困難な状況となっています。また、ひとり親家庭では、生活状況調査において、養育費の受領率が低調であることがわかりました。
- 安定した雇用の確保とともに、子育てと仕事を両立ができるよう、保育や学童保育の確保や離婚後の養育費確保についての支援が必要です。

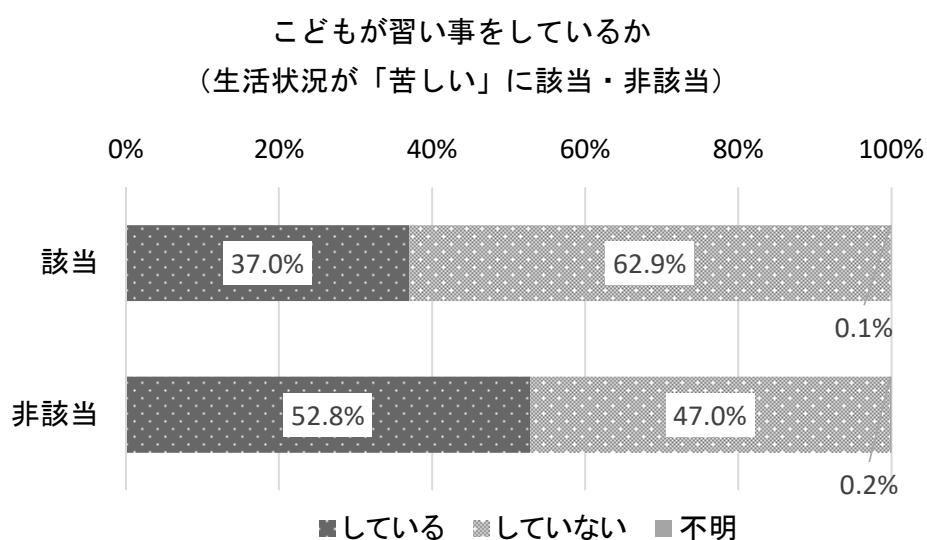
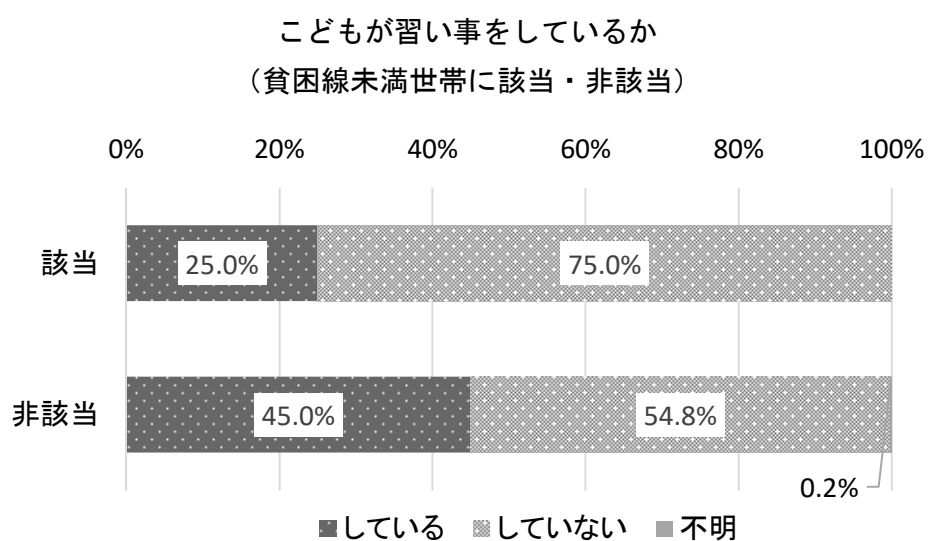
【図表 4-36】 貧困線を下回る水準の世帯の割合（生活状況実態調査）（再掲）



【図表 4-37】 子育て世帯の暮らしの実感（全体）（生活状況実態調査）



【図表 4-38】 こどもが習い事をしているか（生活状況実態調査）



施策の方向性

○相談・支援体制の整備

- ◆ こどもやその保護者が、社会的孤立の状態に陥らず、地域で安心して暮らせるよう早期に様々な支援につなげるため、相談機関における支援体制の充実と関係機関の連携を強化します。
- ◆ 家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、こどもが健やかに成長するよう、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行います。

○生活の安定に資するための支援

- ◆ こどもたちが地域や社会との関わりの中で様々な経験を積みたくましく成長していけるよう、こどもの居場所づくりに関する支援を行います。
- ◆ 民間団体が実施する「こども食堂」について安定的な運営ができるよう支援を検討します。(再掲)

○教育の支援

- ◆ 義務教育段階の就学援助や高等教育の機会を保障する就学支援など、進学しやすい環境を整備し、就学継続を支援します。
- ◆ 意欲がありながら、経済的事情により十分な学びの機会がないこどもを対象に、学習塾などの学校外の教育サービスの活用を含む、教育機会の均等を図るためのしくみづくりを検討します。(再掲)

○保護者の就労支援、経済的支援

- ◆ 貧困の状況にある世帯の生活の自立に向けて、保護者の就労に向けた資格取得や就職活動を支援します。
- ◆ 生活の環境整備を図るため、訪問等による生活相談や家計指導、居住の安定のための住宅支援などを行います。

主な取組・事業

※作成中 (以下は、参考として第2期子どもの未来応援計画の取組・事業を記載したもの)

- **生活困窮者自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援事業) (福祉総務課)**
生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者およびその関係者からの相談に応じ、支援プランを作成して伴走型の支援をする。
- **こども家庭相談 (子育て相談支援課)**
子ども家庭センターにおいて、こどもとその家庭等の相談に応じ、必要な支援を行う。
- **妊娠期からの相談支援事業 (秋田市版ネウボラ) (子ども健康課)**
妊娠届出時等に、母子保健コーディネーター (助産師) が妊婦と面接を行い個々の状況を把握し、相談支援を行う。必要時関係機関と連携しながら継続的な支援を行う。
- **ヤングケアラー支援 (子育て相談支援課)**
ヤングケアラーやヤングケアラーの可能性のあるこどもを早期に発見し、必要な支援に繋げる。
- **母子・父子自立支援員による相談の実施 (子ども福祉課)**
母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭からの相談を受け付け、必要な支援に繋げる。

- **子どもを守る地域ネットワーク強化事業（要保護児童対策地域協議会）（子育て相談支援課）**
要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関との情報共有と問題の共通認識により、適切な役割分担による支援を行う。
- **小・中学校就学奨励事業（学事課）**
経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。
- **子どもの学習・生活支援事業（生活困窮者自立支援事業）（福祉総務課）**
生活困窮世帯に属する子どもを対象に、学習支援によって進学を支援する。
- **生活保護（保護第一課、保護第二課）**
困窮の程度に応じ最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
- **母子父子寡婦福祉資金貸付事業（子ども福祉課）**
母子、父子家庭および寡婦の経済的自立と児童の福祉の向上のため、修学資金・就学支度資金等を貸し付ける。
- **助産制度（子ども福祉課）**
保健上入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的な理由で入院することが困難な妊産婦を援助する。
- **福祉医療費給付制度（子ども福祉課、障がい福祉課）**
乳幼児、小中高生、ひとり親および障がい児(者)に係る医療費の自己負担分を助成する。
- **ひとり親家庭自立支援事業（子ども福祉課）**
ひとり親家庭の自立支援のため、就職に役立つ就業支援講習会を開催するとともに、就職を目的とした資格取得に要する費用の一部を助成する自立支援教育訓練給付金事業を実施する。また、安定的に増収が見込める専門資格取得を支援する高等職業訓練促進費給付金事業を実施する。
- **市営住宅優先入居制度（住宅政策課）**
配偶者のいない母または父世帯や多子世帯などが入居しやすい制度を導入して、子育て世帯を支援する。

基本施策 3-2 障がい児等への支援の充実

障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもとその家族を支え、安心して暮らし、学び、地域でともに育つことができる環境を整えます。

1 障がい児等への支援の充実【施策 3-2-1】

現状と課題

- 「秋田市障がい者プラン」および「秋田市障がい児福祉計画」に基づき、関係機関が連携しながら、地域における支援体制の整備や切れ目ない支援を行い、障がい児等とその家族が安心して暮らすことができる地域づくりを進めていく必要があります。
- 教育・保育施設においては、障がい児や医療的ケア児の学びと育ちを支えるため、さらなる受入体制の整備が求められています。障がい児等とその家族が安心して生活できる環境づくりを進めるため、関係機関と連携しながら、引き続き受入体制の整備に努めていく必要があります。
- 学校においては、障がいのある、なしに関わらず、全ての子どもが安心、安全に学ぶことができるよう、関係機関が連携、役割分担をしながら、環境整備や支援の充実に努める必要があります。
- 障がいのある子どもや発達に特性のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進することが求められており、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、市の責務が明記され、放課後健全育成事業においても、医療的ケア児を支援する環境整備や人的配置について補助が拡充されています。障がい児等が他の子どもたちと遊びや体験を通じて共に成長できる居場所として放課後児童クラブを利用できるよう、支援体制の整備を進めていく必要があります。

施策の方向性

○障がい児等への支援の充実

- ◆ 障がい児等とその家族が地域社会において安全に安心して暮らせるようにニーズや社会の変化を的確に捉え、これまで以上に関係機関との連携・協力、役割分担を強化し、質の高い支援の提供を推進します。また、「秋田市障がい者プラン」および「秋田市障がい児福祉計画」に基づいて、支援の充実に努めます。
(障がい福祉課)
- ◆ 保育所等へ入所を希望する障がい児や医療的ケア児が、集団保育を受けることができる環境を整備し、質の高い教育・保育体制の支援および生活支援の向上を推進します。(子ども育成課)

- ◆ 障がい児等が放課後を安全で安心して過ごすことができ、他の子どもたちとともに過ごし成長できる機会を確保するため、放課後児童クラブの利用を選択できるよう、職員体制等の整備を行い、成長支援の充実を図ります。(子ども福祉課)
- ◆ 放課後健全育成事業の実施において、関係機関と連携を図り、障がい児等の個々の状況に合わせた適切な配慮および環境整備を行います。(子ども福祉課)
- ◆ 医療的ケア児支援のため、放課後児童クラブに看護師を派遣します。(子ども福祉課)
- ◆ 各校における特別支援教育の充実が図られるよう、学校訪問や教職員研修を通して、取組の充実を図ります。(学校教育課)
- ◆ 特別な支援を必要とする小・中・高等学校の児童生徒を対象に、学級生活支援サポーターを派遣します。また、校内外の学校行事等に参加する小・中学校の児童生徒を対象に、学校の要請に応じて学校行事等支援サポーターを派遣します。(学校教育課)
- ◆ 特別な支援を必要とする児童生徒が校内外の学校行事等に参加する際、学校の要請に応じて学校行事等支援サポーターを派遣します。(学校教育課)
- ◆ 医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、医療的ケア看護職員を派遣します。(学校教育課)

主な取組・事業

※作成中（以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの）

- **障がい児の通所支援（障がい福祉課）**
障がいのある児童を対象に、施設等において日常生活における基本的な動作の指導や生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練など、必要に応じた支援を行う。
- **障がい児の日中一時支援事業（障がい福祉課）**
障がい児を介護している家族が一時的に介護できない場合等に、日中における支援や活動の場を確保するため、一時預かりを行う。
- **障害者総合支援法における障害福祉サービスの提供（障がい福祉課）**
在宅の障がい児が利用可能な短期入所や居宅介護などの障害福祉サービスを、障がい児の状態に応じて提供する。
- **障害児等療育支援事業（障がい福祉課）**
在宅の知的障がい児の療育に関する相談に対応するため、委託相談支援事業所等に相談窓口を設置する。

- **障がい児すこやか療育支援事業（障がい福祉課）**
一定の所得制限のもと、障がいのある未就学児が児童発達支援および居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用料の1／2を助成する。
- **障がい児通所施設利用料無償化事業（障がい福祉課）**
一定の所得制限のもと、障がいのある未就学児が児童発達支援および居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用料を障がい児すこやか療育支援事業に加えて助成し、無償化する。
- **障がい児保育事業（子ども育成課）**
障がい児の受入れを円滑化し、障がい児保育の充実を図るため、私立保育所等へ補助金を交付するとともに、公立保育所においては必要な保育士の配置を行う。
- **医療的ケア児保育支援事業（子ども育成課）**
保育所等における医療的ケア児の受入れに当たり、看護師等の配置に係る費用などを補助する。
- **小・中学校就学奨励事業（特別支援教育就学奨励費）（学事課）**
経済的理由により就学困難と認められる障がいのある児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。
- **特別支援教育推進事業（学校教育課）**
通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に「学級生活支援サポーター」を、学校行事や校外学習に参加する児童生徒に「学校行事等支援サポーター」を派遣する。
- **放課後児童健全育成事業（再掲）（子ども福祉課）**
放課後児童クラブにおいて、障がい児を受け入れる体制を整えている施設に対し、委託料の運営基本額に障がい児受入れに要する経費の一部を加算し、障がい児の受入れを促進する。また、医療的ケア児の受入れに当たり、放課後児童クラブに看護師を派遣する。
- **各種サービスの情報提供（障がい福祉課）**
「障がい者のためのくらしのしおり」に障がいに関する各種情報を掲載し、市役所および市民サービスセンター等の公共施設に設置するほか、ホームページに掲載する。また、支援者や保護者から要望の多い、事業所についてのより詳細な情報をホームページに掲載する。

基本施策 3-3 児童虐待防止対策の充実

虐待の早期発見と相談支援体制を強化し、関係機関と連携してこどもを守ります。安心して育ち、笑顔で過ごせる環境づくりに地域全体で取り組みます。

1 児童虐待防止対策の充実【施策 3-3-1】

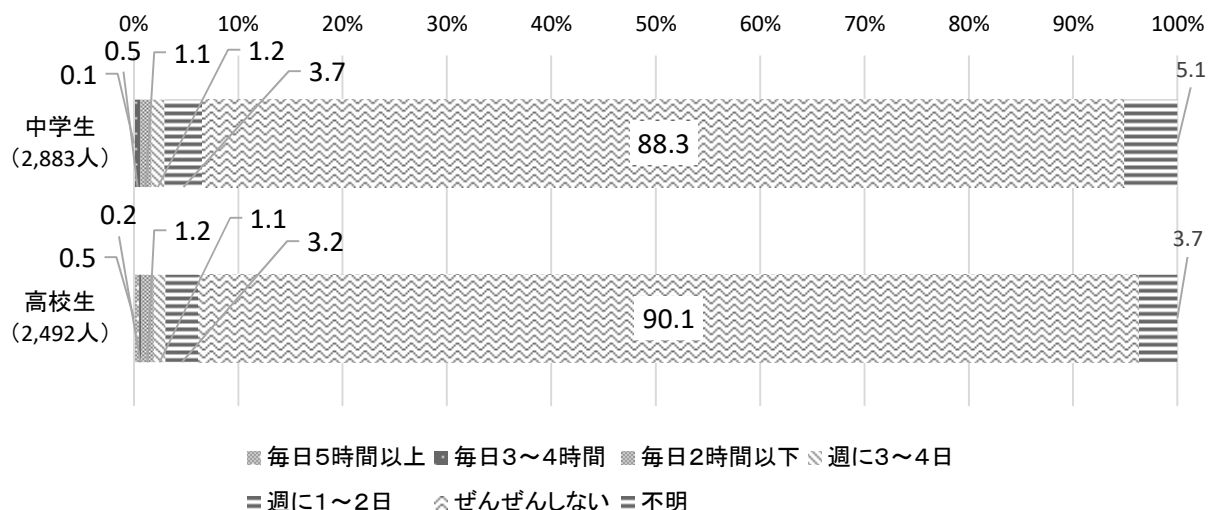
現状と課題

- 本市における児童虐待相談受付件数は、全国的な傾向と同様に増加傾向となっています。児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、虐待防止に向けた取組の充実が必要です。
- 児童および妊産婦に対し包括的な支援を行うため、令和6（2024）年4月に子ども家庭センターを設置し、児童虐待防止対策の強化に取り組んでおり、関係機関が一体となって、虐待の発生予防、早期発見・早期対応、保護・自立に向けた支援に至るまで、切れ目ない対策を推進していくことが求められています。
- 本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども（ヤングケアラー）は、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、関係機関と連携しながら早期発見に努め、必要な支援につなげる必要があります。

【図表 4-39】 虐待内容別件数の推移

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体的虐待	50	38	41	39	59
ネグレクト (養育の放棄・怠慢)	65	54	54	55	62
心理的虐待	108	135	155	151	146
性的虐待	1	0	2	1	2
合 計	224	227	252	246	269

【図表 4-40】 親に代わって家族の介護をする頻度・時間（こども調査）



施策の方向性

○児童虐待防止対策の充実

- ◆ 子ども家庭センターを中心に、相談窓口の周知と啓発活動に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会を活用しながら、福祉、医療、保健、教育、警察等の関係機関との連携のもと、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応等の取組を推進し、子育てに困難を抱える家庭に対する包括的な支援体制を強化します。（子育て相談支援課）
- ◆ 学校や地域の関係機関等との連携強化を図りながら、ヤングケアラーの早期発見に努めるとともに、必要な支援につなげます。（子育て相談支援課）
- ◆ 児童福祉法等の改正で保育所等の職員による施設・事業を利用することもへの虐待に関する通報義務が設けられたことを受け、相談窓口を設置し、虐待の未然防止や早期発見のための体制を強化します。（子ども育成課、子ども福祉課、子育て相談支援課）

主な取組・事業

※作成中（以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの）

- 児童虐待防止推進事業（子育て相談支援課）
子ども家庭センターを中心に、こどもとその家庭に関する相談全般に応じ、児童虐待やヤングケアラーに対しては、要保護児童対策地域協議会を活用しながら、必要な支援を実施する。
- 子どもを守る地域ネットワーク強化事業（要保護児童対策地域協議会）（子育て相談支援課）
要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関との情報共有と問題の共通認識により、適切な役割分担による支援を行う。

- **児童虐待防止啓発活動（子育て相談支援課）**

児童虐待やヤングケアラーの防止啓発、相談窓口の周知のため、啓発グッズの配布やSNS等の活用、関係機関・団体等からの依頼に応じた研修会等を開催する。

- **子育て世帯訪問支援事業（子育て相談支援課）**

家事・子育て等に対して不安や負担を抱えたり、食事等の生活環境が不適切な養育状態にあるなど、養育の支援が特に必要であると判断した家庭に対し、支援者がその居宅を訪問し、家事・子育て等の支援を実施する。

- **乳児家庭全戸訪問事業（再掲）（子ども健康課）**

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、親子の心身の状況、養育環境等を把握し、子育て支援に関する情報提供や助言を行う。

基本目標 4 子育て当事者が安心して子育てできる環境づくりの推進

子育てや教育にかかる経済的負担を軽減するとともに、地域や職場などと連携し、安心して子育てできる環境を整えます。

基本施策 4-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育てや教育にかかる費用の負担を軽減し、誰もが安心して子どもを育てることができるよう、経済的な支援策の充実を図ります。

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減【施策 4-1-1】

現状と課題

- 「ニーズ調査」では、「子育てに関して日常悩んでいることや不安に思っていること」として、「子育てで出費がかさむこと」と回答した割合が、就学前児童の保護者で49.2%、小学校児童の保護者で60.7%と最も高くなっており、本市が子どもを生み育てやすい環境であることを一層実感できるように、子育てに係る経済的負担の軽減に取り組む必要があります。
- 本市では、就学前の子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、国の幼児教育・保育の無償化に先駆けて、第2子および第1子の保育料無償化を実施し、子ども福祉医療制度は、これまで段階的に拡充してきており、令和6年の8月からは所得制限を撤廃し、高校生年代までの全ての子どもを対象としています。
- 児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、改定した学校給食費の増額分に加え、物価高騰による食材購入費不足分の支援に努めています。

施策の方向性

○子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ◆ こどもの医療費、保育料、給食費の完全無償化を順次実施し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。(子ども育成課、子ども福祉課、学事課)
- ◆ 学校給食費の一部を引き続き支援することで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。(学事課)

- **第1子保育料無償化事業（子ども育成課）**
保育所、認定こども園および認可外保育施設等に入所している児童で所得などの一定の条件を満たす場合に保育料を助成する。
- **すこやか子育て支援事業（子ども育成課）**
保育所、認定こども園および認可外保育施設等に入所、または幼稚園に入園している児童で所得などの一定の条件を満たす場合に保育料または副食費を助成する。
- **幼稚園副食費補足給付事業（実費徴収に係る補足給付を行う事業）（子ども育成課）**
新制度未移行幼稚園を利用するこどものうち、低所得世帯等を対象に保護者が支払うべき食事（副食に限る）の提供に要する費用の一部を補助する。
- **子ども福祉医療費の助成（再掲）（子ども福祉課）**
高校生年代までの全てのこどもに対し、所得制限を設けずに医療費の自己負担分の一部又は全部を助成する。
- **児童手当支給事業（子ども福祉課）**
高校生年代までの児童を養育するかたに対して児童手当を支給する。
- **ファミリー・サポート・センター事業（子育て相談支援課）**
こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人（利用会員）と、当該援助を行うことを希望する人（協力会員）で組織するファミリー・サポート・センターを運営し、地域住民の相互援助活動を促進する。ファミリー・サポート・センター利用料の1/2を助成する。
- **在宅子育てサポート事業（子育て相談支援課）**
就学前の児童を在宅で子育てしている保護者に「子育てサポートクーポン券」、第3子以降の児童（小学校就学前、在宅）および当該児童を含めた3人以上の子を養育している保護者に「多子世帯サポートクーポン券」を交付する。
- **学校給食費保護者負担軽減対策費（学事課）**
児童生徒の保護者に対し、学校給食費の一部を補助する。

基本施策 4-2 ひとり親家庭の自立支援の推進

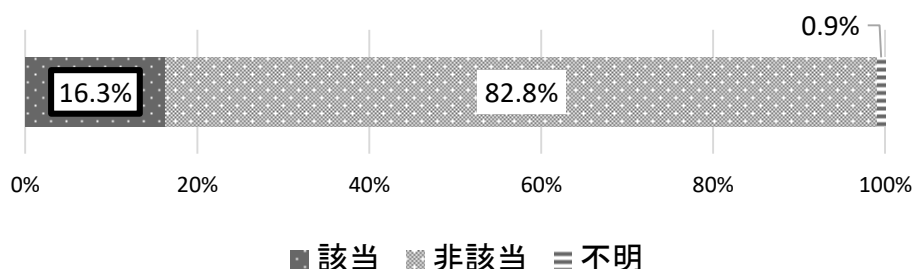
ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、就労や学びの支援、経済的支援など自立支援を推進します。

1 ひとり親家庭の自立支援の推進【施策 4-2-1】

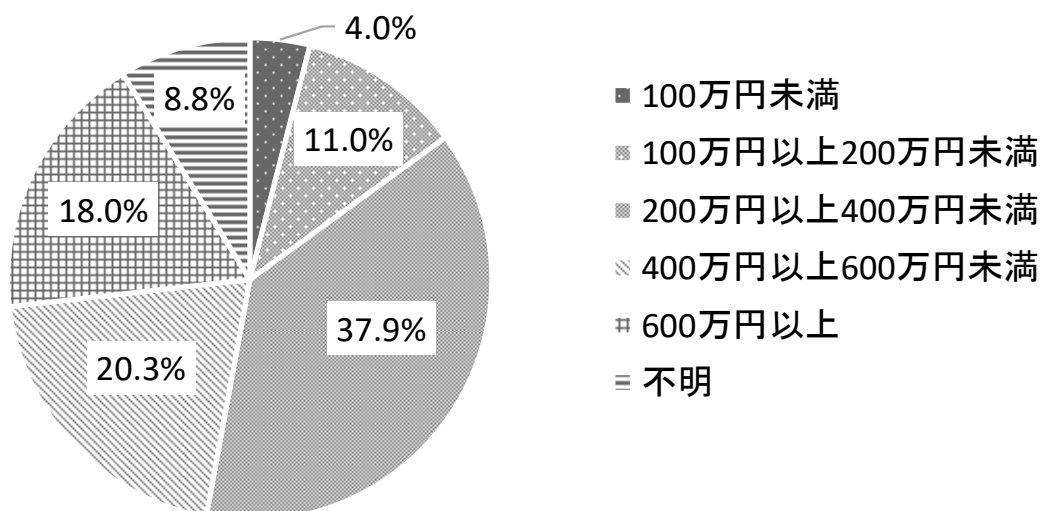
現状と課題

- 令和2年の国勢調査によると、本市における父親又は母親の子（18歳未満）のみで構成されるひとり親世帯の世帯数は3,840世帯となっており、その9割近くが母子世帯となっています。また、令和6年度被保護者調査によると、生活保護費受給世帯のうち、母子と子のみで構成される母子世帯は119件となっており、生活保護受給世帯の約3%となっています。
- 令和4年の国民生活基礎調査では、ひとり親家庭の貧困率は44.5%で、約半数が相対的貧困という結果が出ています。ひとり親家庭は、経済的にも社会的にも厳しい状況が続いており、特に母子家庭では就労率が高いにもかかわらず、非正規雇用や低賃金の場合が多く、働いても生活が苦しいワーキングプアの状態に陥っている家庭が少なくありません。
- 情報や支援制度へのアクセスが十分でないため、支援が届かないケースが多く、このような状況はこどもの心身の健康にも影響を及ぼし、不登校やヤングケアラーといった新たな問題を生み出しています。
- すべてのこどもの健やかな成長を図るため、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応することが求められています。

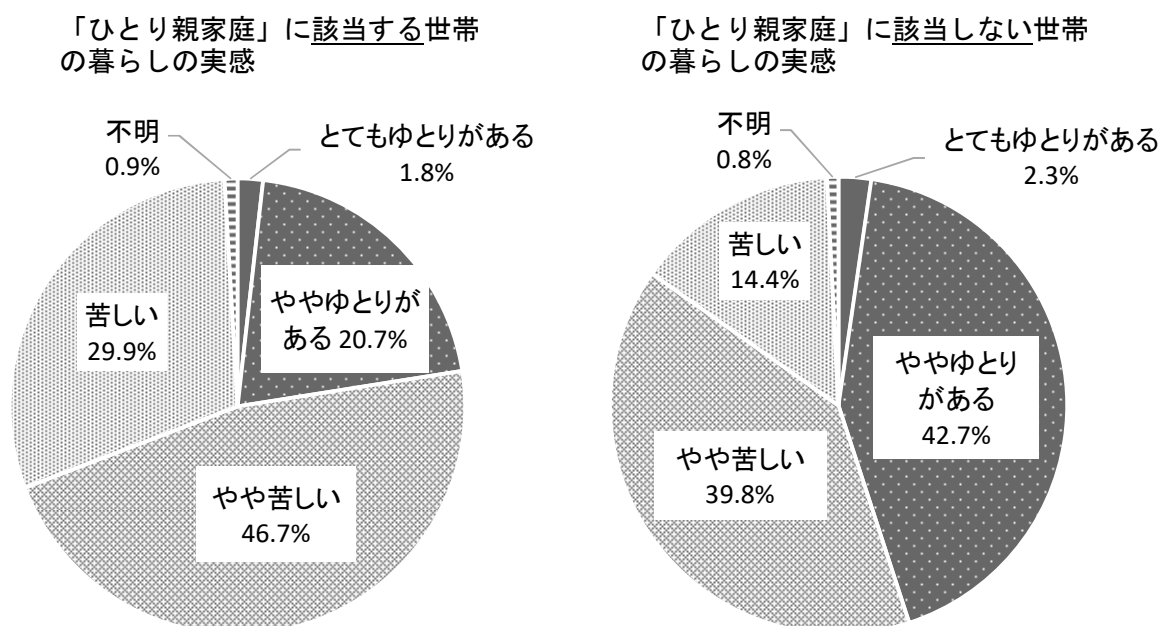
【図表 4-41】 ひとり親家庭の割合（生活状況実態調査）



【図表 4-42】ひとり親家庭の世帯収入の状況（生活状況実態調査）



【図表 4-43】ひとり親家庭の世帯収入の状況（生活状況実態調査）



【図表 4-44】18歳未満の子どもがいるひとり親の世帯数の推移（秋田市「国勢調査」）

	(世帯)		
	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯	1,824	1,597	1,379
父子世帯	153	146	131
合計	1,977	1,743	1,510

※親子以外の世帯員がいる世帯は含まない

施策の方向性

○ひとり親家庭の自立支援の推進

- ◆ ひとり親家庭の暮らしの安定と児童の福祉向上を図るため、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、相談支援、生活支援、就労支援および経済的支援等の適切な取組を推進します。(子ども福祉課等)
- ◆ 民間団体が実施する「こども食堂」について安定的な運営ができるよう支援を検討します。(再掲)

主な取組・事業

※作成中 (以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの)

- **ひとり親家庭自立支援事業 (子ども福祉課)**
就職・転職に役立つ就業支援講習会を開催するとともに、民間で行っている講座を受講した際の受講料を補助する自立支援教育訓練給付金事業を実施する。また、ひとり親家庭の親の就労支援として、安定的に増収が見込める資格取得を支援する高等職業訓練促進費給付金事業を実施する。
- **母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (子ども福祉課)**
母子、父子家庭および寡婦に対し、修学資金・就学支度資金等を貸し付ける。
- **児童扶養手当支給事業 (子ども福祉課)**
ひとり親家庭等で養育されている児童に対して、児童扶養手当の支給を行う。
- **母子生活支援施設への入所保護 (子ども福祉課)**
母子家庭またはそれに準ずる世帯を母子生活支援施設に入所させ、生活支援や養育支援等を行う。
- **ひとり親施策の情報提供 (子ども福祉課)**
ひとり親家庭に関する施策等を集約したパンフレットを作成し、ホームページや関係機関を通じて、情報提供を行う。
- **母子・父子自立支援員による相談の実施 (子ども福祉課)**
母子・父子自立支援員がひとり親家庭の支援に関する総合的窓口として、様々な相談への対応や自立に必要な情報提供を実施する。
-
-

基本施策 4-3 地域における子育て支援の充実

子育て家庭が安心して過ごせる居場所や相談の場を整えるとともに、地域で子育て支援に取り組む活動主体とともに子育てを支える環境を整えます。

1 地域における子育て支援の充実【施策 4-3-1】

現状と課題

- 本市ではこれまで、地域の子育て支援拠点として、子育て交流室（秋田拠点センターアルヴェ 5階）、各市民サービスセンターの子育て交流ひろば、子ども広場（フォンテAKITA 6階）を整備し、親子のふれあいや保護者同士の交流促進を行っているほか、各地区の民生児童委員協議会による『親子のつどい』等の地域の子育て支援活動への支援や、住民相互の援助活動の促進などを行っています。今後も、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を進めていく必要があります。
- 子育てに対する不安感や孤立感を感じている子育て家庭は多く、家庭内における育児負担は女性に偏っているのが現状です。また、ライフスタイルの変化に伴い子育て家庭のニーズも多様化していることから、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めてすべてのこどもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進する必要があります。

【図表 4-45】 こどもをみてもらえる親族・知人（複数選択）（ニーズ調査）

就学前児童の親		
項目名	回答者数	割合(%)
(日常的に)祖父母等の親族	269	33.1
(緊急時もしくは用事の際に)祖父母等の親族	521	64.1
(日常的に)友人・知人	9	1.1
(緊急時もしくは用事の際に)友人・知人	48	5.9
いない	98	12.1
合計(回答母数)	813	
無回答	4	

【図表 4-46】 子育てに関する悩みや不安の解決方法（複数選択）（ニーズ調査）

就学前児童の親		
項目名	回答者数	割合(%)
家族・親族に相談する	660	81.5
友人・知人に相談する	492	60.7
保育所・幼稚園、学校等に相談する	318	39.3
専門の相談機関を調べて相談する	39	4.8
ネットで調べて解決方法を探す	433	53.5
本や雑誌を参考にする	118	14.6
相談したりせず一人で解決する	64	7.9
その他	14	1.7
合計(回答母数)	810	
無回答	7	

施策の方向性

○地域における子育て支援の充実

- ◆ 子育て当事者が、孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、こどもに向き合えるように必要な支援につなげる相談体制の充実を図るほか、地域社会全体での支援を推進するため、各種交流イベントの充実や地域で子育て支援に取り組む活動主体との支援・協力体制を強化します。(子育て相談支援課等)

主な取組・事業

※作成中（以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの）

- **利用者支援事業（基本型）（子育て相談支援課）**
子育て交流室に専門職員を配置して、子育て支援サービス等に関する情報提供や相談対応等の支援を行う。
- **利用者支援事業（こども家庭センター型）（子ども健康課）**
妊娠期からの相談支援事業（秋田市版ネウボラ）
妊娠届出時等に、母子保健コーディネーター（助産師）が妊婦と面談し、個々人の状況に応じた相談や情報の提供を行う。必要時関係機関と連携しながら継続的な支援を行う。
- **地域子育て支援拠点事業（子育て相談支援課ほか）**
子育て交流室（秋田拠点センターアルヴェ5階）や各市民サービスセンターの子育て交流ひろば等において、子育て親子の交流の場を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の支援を行う。
- **ファミリー・サポート・センター事業（再掲）（子育て相談支援課）**
こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人（利用会員）と、当該援助を行うことを希望する人（協力会員）で組織するファミリー・サポート・センターを運営し、地域住民の相互援助活動を促進する。
- **在宅子育てサポート事業（再掲）（子育て相談支援課）**
就学前の児童を在宅で子育てしている保護者に「子育てサポートクーポン券」、第3子以降の児童（小学校就学前、在宅）および当該児童を含めた3人以上の子を養育している保護者に「多子世帯サポートクーポン券」を交付する。
- **地域の子育て支援活動の支援（子育て相談支援課）**
地区民生児童委員協議会等が主催する子育て支援イベントに参画し、協働開催する。
- **子育て支援ネットワーク事業（子育て相談支援課）**
市内7地域の子育て支援団体や保育所、幼稚園等子育ての関係者を委員とする子育て支援ネットワーク連絡会の活動を支援するとともに、各連絡会を対象とする研修会および代表者会議を開催する。
- **父親による主体的な子育ての促進（子育て相談支援課）**
父親による主体的な子育てを促進するため、父親向けのイベントの開催や情報発信を行う。

- **子育てボランティアの活動促進（子育て相談支援課）**
地域子育て支援拠点施設等で活動する子育てボランティアを育成し、その活動促進を図る。

- **子育て短期支援事業（子ども福祉課、子育て相談支援課）**
保護者の疾病等の理由により家庭での養育が一時的に困難になった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行う。

- **公立保育所在宅子育て支援事業（子ども育成課）**
地域の子育て力の向上に貢献するため、保育所から在宅子育て家庭へ育児に関する情報等を発信するとともに、子育て相談や話し相手に応じるなど、地域の子育て家庭に対する支援を行う。

- **こども誰でも通園制度（子ども育成課）**
満3歳未満の未就園児を対象に、保育所等において就労要件を問わず時間単位で保育する。

- **保育所調理師クッキング教室の実施（再掲）（子ども育成課）**
在宅の親子を対象として、保育所調理師を講師とする幼児期の食事に関するクッキング教室を開催し、子育て中の親子が気軽に集い交流する機会を提供する。

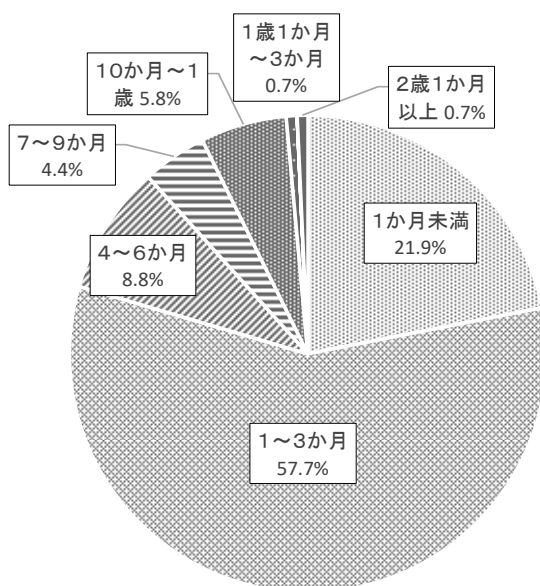
育児休業等の取得が一般化するなど男性の主体的な育児を促進するよう、社会全体で共働き・共育てを推進します。

1 仕事と子育ての両立支援【施策 4-4-1】

現状と課題

- 「ニーズ調査」によると、育児休業を取得した又は取得中の男性（就学前児童の親）は19.8%であり、前回の31年調査時の4.1%から飛躍的に上昇しており、取得期間も1か月以上取得した方が半数以上（56.9%）いました。
- また、「子が病気やけがで教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法（複数回答）」として「父親が休んだ」と回答した割合は59.9%であり、前回の39.8%から20ポイント以上上昇し、「実際にもつつもりの子どもの人数が、理想とする子どもの人数より少ない」理由について、「子育てに対する配偶者の協力が少なく、負担が大きい」と回答した割合は9.0%で前回の14.7%から5.7ポイント減少していることから、女性に偏りがちな育児負担を男女間で分担することで、女性の負担感が軽減されることが、調査結果から示唆されています。
- このように、男性の主体的な育児参画の意識は向上の傾向が見えるものの、前述の「子が病気やけがで教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法」として「母親が休んだ」と回答した割合は88.5%であり、全体としては依然、育児や家事などの負担が女性に偏っている状況に変わりはありません。
- そのため、このような傾向をさらに促進し、家庭内において育児・家事負担が女性に集中している現状を変え、男女が相互に協力するよう共働き・共育てを推進する必要があります。

【図表 4-47】 育児休業からの復帰時期（取得期間・父親）（ニーズ調査）



就学前児童の親

項目名	回答者数	割合 (%)
1か月未満	30	21.9
1~3か月	79	57.7
4~6か月	12	8.8
7~9か月	6	4.4
10か月~1歳	8	5.8
1歳1か月~3か月	1	0.7
1歳4か月~6か月	-	
1歳7か月~9か月	-	
1歳10か月~2歳	-	
2歳1か月以上	1	0.7
合計	137	100.0

【図表 4-48】 家事時間（1日の生活時間の配分）（ニーズ調査）

家事時間(就学前児童の親)

項目名	母親		父親	
	回答者数	割合 (%)	回答者数	割合 (%)
30分~1時間未満	—		113	19.3
1~3時間未満	219	28.6	369	62.9
3~5時間未満	314	40.9	81	13.8
5~7時間未満	152	19.8	13	2.2
7~9時間未満	39	5.1	3	0.5
9~11時間未満	17	2.2	4	0.7
11~13時間未満	7	0.9	-	
13時間以上	19	2.5	4	0.7
合計(回答母数)	767	100.0	587	100.0

【図表 4-49】 家事時間（1日の生活時間の配分）（ニーズ調査）

育児時間(就学前児童の親)

項目名	母親		父親	
	回答者数	割合 (%)	回答者数	割合 (%)
30分~1時間未満	3	0.4	43	6.5
1~3時間未満	136	17.6	369	55.4
3~5時間未満	263	34.0	179	26.9
5~7時間未満	162	21.0	50	7.5
7~9時間未満	71	9.2	9	1.4
9~11時間未満	49	6.3	5	0.8
11~13時間未満	28	3.6	5	0.8
13時間以上	61	7.9	6	0.9
合計(回答母数)	773	100.0	666	100.0

施策の方向性

○共育での推進

- ◆ 国や県などの関係機関と連携しながら、男女が相互に協力しながら子育てをすすめる「共育で」を推進します。
- ◆ 出産、育児、介護等のライフイベントに伴う変化等があっても、多様な働き方が可能となる就労環境の整備を支援し、キャリアの継続および職場への定着を図ります。(企業立地雇用課)
- ◆ 家庭や学校、職場など様々な場において、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを解消し、男女共生意識の醸成を図ります。(生活総務課)

主な取組・事業

※作成中 (以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの)

- **育児休業制度等の周知および啓発 (企業立地雇用課)**
秋田労働局や県と連携しながら、各事業主および勤労者に制度の周知・啓発を行う。
- **なでしこ秋田・働く女性応援事業 (企業立地雇用課)**
女性従業員用のトイレや休憩室、子育てスペース等の整備費を補助する。また、多様な働き方ができるよう女性デジタル人材育成を支援する。
- **男女共生意識の醸成 (生活総務課)**
男女がともに仕事と生活を両立できるよう男女共生講座やパネル展等を開催し、男女共生意識の醸成を図る。また、誰もが個性や能力を発揮できる環境づくりを推進する。
- **父親による主体的な子育ての促進 (再掲) (子育て相談支援課)**
父親による主体的な子育てを促進するため、父親向けのイベントの開催や情報発信を行う。

第5章

教育・保育および地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策

1 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育提供区域について

教育・保育提供区域は、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する教育・保育の量の見込み（必要利用定員数）と提供体制の確保内容・実施時期を設定する単位として、地理的条件や人口等の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、市町村が定めることとなっています。

本市では、平成17（2005）年の市町合併後のまちづくり等について定めた「緑あふれる新県都プラン」以降、市域を「中央・北部・西部・東部・南部・河辺・雄和」の7地域に区分し、各地域の自然条件や交通、日常生活上の交流の範囲等の諸条件を踏まえた「地域別整備方針」が定められています。この地域区分は、地域的な視点が必要な施策を展開する上での基本的な単位となっていることから、教育・保育提供区域は、第3次プランに引き続き、この7区域とします。

○区域割

中央	大町、旭北、旭南、川元、川尻、山王、高陽、保戸野、泉（JR線西側）、千秋、中通、南通、檜山、茨島、八橋
北部	寺内、外旭川、土崎港中央、土崎港東、土崎港西、土崎港南、土崎港北、前記以外の土崎港、将軍野東、将軍野南、前記以外の将軍野、港北、飯島、金足、下新城、上新城
西部	新屋、勝平、浜田、豊岩、下浜、向浜
東部	東通、手形、手形（字）、手形山、泉（JR線東側）、旭川、新藤田、濁川、添川、山内、仁別、広面、柳田、横森、桜、桜ガ丘、桜台、大平台、下北手、太平
南部	牛島東、牛島西、牛島南、卸町、大住、大住南、仁井田、御野場、御所野、四ツ小屋、上北手、山手台、南ヶ丘
河辺	岩見三内、和田、豊島
雄和	川添、種平、戸米川、大正寺

(2) 認定区分について

- 1号認定子ども：満3歳以上の小学校就学前の子どもで、幼稚園等での教育を希望。
- 2号認定子ども：満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の就労等の事由により保育所等での保育を希望。
- 3号認定子ども：満3歳未満の子どもで、保護者の就労等の事由により保育所等での保育を希望。

(3) 児童数の推計について

各年における児童数について、令和6（2024）年3月31日の住民基本台帳人口を基準人口とし、過去3年間の人口データ等を用いてコーホート変化率法¹により計画期間における児童数を以下のとおり推計しています。

【計画期間の推計児童数】（各年4月1日人口） （単位：人）

	令和6年 （基準）	令和7年 （推計）	令和8年 （推計）	令和9年 （推計）	令和10年 （推計）	令和11年 （推計）
0歳	1,403	1,505	1,468	1,432	1,403	1,376
1歳	1,567	1,429	1,535	1,496	1,461	1,431
2歳	1,721	1,566	1,428	1,533	1,494	1,460
3歳	1,768	1,725	1,567	1,432	1,536	1,496
4歳	1,810	1,777	1,733	1,575	1,440	1,544
5歳	1,964	1,808	1,775	1,731	1,572	1,438
6歳	1,991	1,969	1,807	1,778	1,732	1,572
7歳	2,068	1,990	1,966	1,804	1,776	1,729
8歳	2,184	2,066	1,987	1,965	1,801	1,774
9歳	2,292	2,184	2,066	1,986	1,966	1,803
10歳	2,230	2,294	2,184	2,067	1,984	1,968
11歳	2,330	2,223	2,285	2,173	2,058	1,977
合計	23,328	22,536	21,801	20,972	20,223	19,568

¹ コーホート変化率法：各コーホート（同じ年や年度に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(4) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容および実施時期

【市全域】

(単位：人)

市全域		令和7年度					令和8年度						
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		829	4,389		1,299	1,154	586	792	4,196		1,185	1,239	571
確保方策(B)		2,046	268	3,827	1,387	1,338	1,170	2,046	268	3,827	1,387	1,338	1,170
特定教育・保育施設	保育所			1,749	606	592	529			1,749	606	592	529
	認定こども園	1,385	268	2,070	674	628	532	1,385	268	2,070	674	628	532
	幼稚園	270	0					270	0				
特定地域型保育事業	小規模保育事業				65	77	70				65	77	70
	事業所内保育事業				28	27	26				28	27	26
教育・保育施設	幼稚園	391	0					391	0				
企業主導型保育事業(地域枠)		0	0	8	14	14	13	0	0	8	14	14	13
(幼稚園および預かり保育)			(270)						(245)				
過不足(B-A)		947	0	△ 24	88	184	584	1,009	0	144	202	99	599

市全域		令和9年度					令和10年度						
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		739	3,917		1,272	1,208	557	710	3,760		1,240	1,180	547
確保方策(B)		2,046	268	3,827	1,387	1,338	1,170	2,046	268	3,827	1,387	1,338	1,170
特定教育・保育施設	保育所			1,749	606	592	529			1,749	606	592	529
	認定こども園	1,385	268	2,070	674	628	532	1,385	268	2,070	674	628	532
	幼稚園	270	0					270	0				
特定地域型保育事業	小規模保育事業				65	77	70				65	77	70
	事業所内保育事業				28	27	26				28	27	26
教育・保育施設	幼稚園	391	0					391	0				
企業主導型保育事業(地域枠)		0	0	8	14	14	13	0	0	8	14	14	13
(幼稚園および預かり保育)			(210)						(188)				
過不足(B-A)		1,097	0	388	115	130	613	1,148	0	523	147	158	623

市全域		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		699	3,702		1,211	1,155	536
確保方策(B)		2,046	268	3,827	1,387	1,338	1,170
特定教育・保育施設	保育所			1,749	606	592	529
	認定こども園	1,385	268	2,070	674	628	532
	幼稚園	270	0				
特定地域型保育事業	小規模保育事業				65	77	70
	事業所内保育事業				28	27	26
教育・保育施設	幼稚園	391	0				
企業主導型保育事業(地域枠)		0	0	8	14	14	13
(幼稚園および預かり保育)			(179)				
過不足(B-A)		1,168	0	572	176	183	634

【R7】施設数：112
 保育所：44 幼稚園：8
 認定こども園：38
 小規模：13 事業所内：3
 企業主導型：6

※「幼稚園希望」は、2号認定(保育を必要とする者)のうち、幼稚園の利用希望が強い者

※「(幼稚園および預かり保育)」は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)における長時間・通年の預かり保育

※「(幼稚園および預かり保育)」の()内の数字は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)の内数

「幼稚園希望」に係る確保方策について、「認定こども園」の「2号認定」から確保できない場合「(幼稚園および預かり保育)」により確保する

【中央地域】

(単位:人)

中央地域		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		191	1,012		297	274	144	181	962		271	291	141
			103	909					98	864			
確保方策(B)		641	78	1,323	503	477	441	641	78	1,323	503	477	441
特定教育・保育施設	保育所			635	223	214	200			635	223	214	200
	認定こども園	500	78	685	243	223	202	500	78	685	243	223	202
	幼稚園	45	0					45	0				
特定地域型保育事業	小規模保育事業				12	16	15				12	16	15
	事業所内保育事業				19	18	18				19	18	18
教育・保育施設	幼稚園	96	0					96	0				
企業主導型保育事業(地域枠)		0	0	3	6	6	6	0	0	3	6	6	6
(幼稚園および預かり保育)			(25)						(20)				
過不足(B-A)		425	0	414	206	203	297	440	0	459	232	186	300

中央地域		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		164	870		288	284	137	157	832		281	278	135
			89	781					85	747			
確保方策(B)		641	78	1,323	503	477	441	641	78	1,323	503	477	441
特定教育・保育施設	保育所			635	223	214	200			635	223	214	200
	認定こども園	500	78	685	243	223	202	500	78	685	243	223	202
	幼稚園	45	0					45	0				
特定地域型保育事業	小規模保育事業				12	16	15				12	16	15
	事業所内保育事業				19	18	18				19	18	18
教育・保育施設	幼稚園	96	0					96	0				
企業主導型保育事業(地域枠)		0	0	3	6	6	6	0	0	3	6	6	6
(幼稚園および預かり保育)			(11)						(7)				
過不足(B-A)		466	0	542	215	193	304	477	0	576	222	199	306

中央地域		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		154	818		275	272	132
			83	735			
確保方策(B)		641	78	1,323	503	477	441
特定教育・保育施設	保育所			635	223	214	200
	認定こども園	500	78	685	243	223	202
	幼稚園	45	0				
特定地域型保育事業	小規模保育事業				12	16	15
	事業所内保育事業				19	18	18
教育・保育施設	幼稚園	96	0				
企業主導型保育事業(地域枠)		0	0	3	6	6	6
(幼稚園および預かり保育)			(5)				
過不足(B-A)		482	0	588	228	205	309

【R7】施設数:40
 保育所:17 幼稚園:2
 認定こども園:13
 小規模:3 事業所内:2
 企業主導型:3

- ※「幼稚園希望」は、2号認定(保育を必要とする者)のうち、幼稚園の利用希望が強い者
- ※「(幼稚園および預かり保育)」は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)における長時間・通年の預かり保育
- ※「(幼稚園および預かり保育)」の()内の数字は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)の内数
- ※「幼稚園希望」に係る確保方策について、「認定こども園」の「2号認定」から確保できない場合「(幼稚園および預かり保育)」により確保する

【北部地域】

(単位:人)

北部地域		令和7年度					令和8年度						
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		212	1,118		312	301	152	198	1,047		302	317	148
確保方策(B)		380	94	702	248	242	219	380	94	702	248	242	219
特定教育・保育施設	保育所			128	38	37	29			128	38	37	29
	認定こども園	260	94	574	191	186	172	260	94	574	191	186	172
	幼稚園	120	0					120	0				
特定地域型保育事業	小規模保育事業				19	19	18				19	19	18
	事業所内保育事業												
教育・保育施設	幼稚園												
企業主導型保育事業(地域枠)													
(幼稚園および預かり保育)			(63)						(53)				
過不足(B-A)		105	0	△ 259	△ 64	△ 59	67	129	0	△ 198	△ 54	△ 75	71

北部地域		令和9年度					令和10年度						
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		189	998		318	310	143	178	944		311	302	142
確保方策(B)		380	94	702	248	242	219	380	94	702	248	242	219
特定教育・保育施設	保育所			128	38	37	29			128	38	37	29
	認定こども園	260	94	574	191	186	172	260	94	574	191	186	172
	幼稚園	120	0					120	0				
特定地域型保育事業	小規模保育事業				19	19	18				19	19	18
	事業所内保育事業												
教育・保育施設	幼稚園												
企業主導型保育事業(地域枠)													
(幼稚園および預かり保育)			(46)						(38)				
過不足(B-A)		145	0	△ 156	△ 70	△ 68	76	164	0	△ 110	△ 63	△ 60	77

北部地域		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		179	945		303	295	137
確保方策(B)		380	94	702	248	242	219
特定教育・保育施設	保育所			128	38	37	29
	認定こども園	260	94	574	191	186	172
	幼稚園	120	0				
特定地域型保育事業	小規模保育事業				19	19	18
	事業所内保育事業						
教育・保育施設	幼稚園						
企業主導型保育事業(地域枠)							
(幼稚園および預かり保育)			(38)				
過不足(B-A)		163	0	△ 111	△ 55	△ 53	82

【R7】施設数:20
 保育所:4 幼稚園:2
 認定こども園:11
 小規模:3

- ※「幼稚園希望」は、2号認定(保育を必要とする者)のうち、幼稚園の利用希望が強い者
- ※「(幼稚園および預かり保育)」は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)における長時間・通年の預かり保育
- ※「(幼稚園および預かり保育)」の()内の数字は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)の内数
- ※「幼稚園希望」に係る確保方策について、「認定こども園」の「2号認定」から確保できない場合「(幼稚園および預かり保育)」により確保する

【西部地域】

(単位：人)

西部地域	令和7年度						令和8年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み(A)	96	507		147	138	61	93	492		150	142	60	
		19	488					18	474				
確保方策(B)	129	7	415	133	126	112	129	7	415	133	126	112	
特定教育・保育施設	保育所			219	84	81	76			219	84	81	76
	認定こども園	129	7	191	34	29	21	129	7	191	34	29	21
	幼稚園												
特定地域型保育事業	小規模保育事業				3	4	5				3	4	5
	事業所内保育事業				9	9	8				9	9	8
教育・保育施設	幼稚園												
企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	5	3	3	2	0	0	5	3	3	2	
(幼稚園および預かり保育)		(12)						(11)					
過不足(B-A)	21	0	△ 73	△ 14	△ 12	51	25	0	△ 59	△ 17	△ 16	52	

西部地域	令和9年度						令和10年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み(A)	92	489		154	138	59	88	469		150	135	57	
		18	471					17	452				
確保方策(B)	129	7	415	133	126	112	129	7	415	133	126	112	
特定教育・保育施設	保育所			219	84	81	76			219	84	81	76
	認定こども園	129	7	191	34	29	21	129	7	191	34	29	21
	幼稚園												
特定地域型保育事業	小規模保育事業				3	4	5				3	4	5
	事業所内保育事業				9	9	8				9	9	8
教育・保育施設	幼稚園												
企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	5	3	3	2	0	0	5	3	3	2	
(幼稚園および預かり保育)		(11)						(10)					
過不足(B-A)	26	0	△ 56	△ 21	△ 12	53	31	0	△ 37	△ 17	△ 9	55	

西部地域	令和11年度						
	1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み(A)	89	472		147	131	56	
		17	455				
確保方策(B)	129	7	415	133	126	112	
特定教育・保育施設	保育所			219	84	81	76
	認定こども園	129	7	191	34	29	21
	幼稚園						
特定地域型保育事業	小規模保育事業				3	4	5
	事業所内保育事業				9	9	8
教育・保育施設	幼稚園						
企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	5	3	3	2	
(幼稚園および預かり保育)		(10)					
過不足(B-A)	30	0	△ 40	△ 14	△ 5	56	

【R7】施設数：11
 保育所：5 認定こども園：3
 小規模：1 事業所内：1
 企業主導型：1

※「幼稚園希望」は、2号認定(保育を必要とする者)のうち、幼稚園の利用希望が強い者

※「(幼稚園および預かり保育)」は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)における長時間・通年の預かり保育

※「(幼稚園および預かり保育)」の()内の数字は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)の内数

「幼稚園希望」に係る確保方策について、「認定こども園」の「2号認定」から確保できない場合「(幼稚園および預かり保育)」により確保する

【東部地域】

(単位:人)

東部地域		令和7年度					令和8年度						
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		164	869		270	221	116	157	833		230	249	113
確保方策(B)		608	45	504	221	213	177	608	45	504	221	213	177
特定教育・保育施設	保育所			339	137	135	120			339	137	135	120
	認定こども園	223	45	165	60	46	31	223	45	165	60	46	31
	幼稚園	90	0					90	0				
特定地域型保育事業	小規模保育事業				19	27	21				19	27	21
	事業所内保育事業												
教育・保育施設	幼稚園	295	0					295	0				
企業主導型保育事業(地域枠)					5	5	5				5	5	5
(幼稚園および預かり保育)			(143)						(135)				
過不足(B-A)		301	0	△ 177	△ 49	△ 8	61	316	0	△ 149	△ 9	△ 36	64

東部地域		令和9年度					令和10年度						
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		147	777		259	244	111	140	740		253	238	108
確保方策(B)		608	45	504	221	213	177	608	45	504	221	213	177
特定教育・保育施設	保育所			339	137	135	120			339	137	135	120
	認定こども園	223	45	165	60	46	31	223	45	165	60	46	31
	幼稚園	90	0					90	0				
特定地域型保育事業	小規模保育事業				19	27	21				19	27	21
	事業所内保育事業												
教育・保育施設	幼稚園	295	0					295	0				
企業主導型保育事業(地域枠)					5	5	5				5	5	5
(幼稚園および預かり保育)			(123)						(115)				
過不足(B-A)		338	0	△ 105	△ 38	△ 31	66	353	0	△ 76	△ 32	△ 25	69

東部地域		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		137	723		247	233	107
確保方策(B)		608	45	504	221	213	177
特定教育・保育施設	保育所			339	137	135	120
	認定こども園	223	45	165	60	46	31
	幼稚園	90	0				
特定地域型保育事業	小規模保育事業				19	27	21
	事業所内保育事業						
教育・保育施設	幼稚園	295	0				
企業主導型保育事業(地域枠)					5	5	5
(幼稚園および預かり保育)			(111)				
過不足(B-A)		360	0	△ 63	△ 26	△ 20	70

【R7】施設数:23
 保育所:10 幼稚園:3
 認定こども園:4
 小規模:4
 企業主導型:2

- ※「幼稚園希望」は、2号認定(保育を必要とする者)のうち、幼稚園の利用希望が強い者
- ※「(幼稚園および預かり保育)」は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)における長時間・通年の預かり保育
- ※「(幼稚園および預かり保育)」の()内の数字は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)の内数
- ※「幼稚園希望」に係る確保方策について、「認定こども園」の「2号認定」から確保できない場合「(幼稚園および預かり保育)」により確保する

【南部地域】

(単位：人)

南部地域		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		145	768		243	187	98	143	758		197	207	95
			68	700					67	691			
確保方策(B)		273	44	690	237	235	193	273	44	690	237	235	193
特定教育・保育施設	保育所			235	79	80	76			235	79	80	76
	認定こども園	273	44	455	146	144	106	273	44	455	146	144	106
	幼稚園												
特定地域型保育事業	小規模保育事業				12	11	11				12	11	11
	事業所内保育事業												
教育・保育施設	幼稚園												
企業主導型保育事業(地域枠)													
(幼稚園および預かり保育)			(24)						(23)				
過不足(B-A)		104	0	△10	△6	48	95	107	0	△1	40	28	98

南部地域		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		128	679		217	201	93	127	671		211	196	91
			60	619					59	612			
確保方策(B)		273	44	690	237	235	193	273	44	690	237	235	193
特定教育・保育施設	保育所			235	79	80	76			235	79	80	76
	認定こども園	273	44	455	146	144	106	273	44	455	146	144	106
	幼稚園												
特定地域型保育事業	小規模保育事業				12	11	11				12	11	11
	事業所内保育事業												
教育・保育施設	幼稚園												
企業主導型保育事業(地域枠)													
(幼稚園および預かり保育)			(16)						(15)				
過不足(B-A)		129	0	71	20	34	100	131	0	78	26	39	102

南部地域		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		120	637		206	193	90
			56	581			
確保方策(B)		273	44	690	237	235	193
特定教育・保育施設	保育所			235	79	80	76
	認定こども園	273	44	455	146	144	106
	幼稚園						
特定地域型保育事業	小規模保育事業				12	11	11
	事業所内保育事業						
教育・保育施設	幼稚園						
企業主導型保育事業(地域枠)							
(幼稚園および預かり保育)			(12)				
過不足(B-A)		141	0	109	31	42	103

【R7】施設数：13
 保育所：4
 認定こども園：7
 小規模：2

- ※「幼稚園希望」は、2号認定(保育を必要とする者)のうち、幼稚園の利用希望が強い者
- ※「(幼稚園および預かり保育)」は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)における長時間・通年の預かり保育
- ※「(幼稚園および預かり保育)」の()内の数字は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)の内数
- ※「幼稚園希望」に係る確保方策について、「認定こども園」の「2号認定」から確保できない場合「(幼稚園および預かり保育)」により確保する

【河辺地域】

(単位:人)

河辺地域	令和7年度						令和8年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み(A)	15	81		22	24	11	14	74		27	24	10	
		2	79					2	72				
確保方策(B)	15	0	118	28	27	16	15	0	118	28	27	16	
特定教育・保育施設	保育所			118	28	27	16			118	28	27	16
	認定こども園												
	幼稚園	15	0					15	0				
特定地域型保育事業	小規模保育事業												
	事業所内保育事業												
教育・保育施設	幼稚園												
企業主導型保育事業(地域枠)													
(幼稚園および預かり保育)		(2)						(2)					
過不足(B-A)	△ 2	0	39	6	3	5	△ 1	0	46	1	3	6	

河辺地域	令和9年度						令和10年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み(A)	15	81		27	23	10	15	77		26	23	10	
		2	79					2	75				
確保方策(B)	15	0	118	28	27	16	15	0	118	28	27	16	
特定教育・保育施設	保育所			118	28	27	16			118	28	27	16
	認定こども園												
	幼稚園	15	0					15	0				
特定地域型保育事業	小規模保育事業												
	事業所内保育事業												
教育・保育施設	幼稚園												
企業主導型保育事業(地域枠)													
(幼稚園および預かり保育)		(2)						(2)					
過不足(B-A)	△ 2	0	39	1	4	6	△ 2	0	43	2	4	6	

河辺地域	令和11年度						
	1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み(A)	15	80		25	23	10	
		2	78				
確保方策(B)	15	0	118	28	27	16	
特定教育・保育施設	保育所			118	28	27	16
	認定こども園						
	幼稚園	15	0				
特定地域型保育事業	小規模保育事業						
	事業所内保育事業						
教育・保育施設	幼稚園						
企業主導型保育事業(地域枠)							
(幼稚園および預かり保育)		(2)					
過不足(B-A)	△ 2	0	40	3	4	6	

【R7】施設数:3
 保育所:2 幼稚園:1

- ※「幼稚園希望」は、2号認定(保育を必要とする者)のうち、幼稚園の利用希望が強い者
- ※「(幼稚園および預かり保育)」は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)における長時間・通年の預かり保育
- ※「(幼稚園および預かり保育)」の()内の数字は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)の内数
- ※「幼稚園希望」に係る確保方策について、「認定こども園」の「2号認定」から確保できない場合「(幼稚園および預かり保育)」により確保する

【雄和地域】

(単位：人)

雄和地域	令和7年度						令和8年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み(A)	6	34		8	9	4	6	30		8	9	4	
		1	33					1	29				
確保方策(B)	0	0	75	17	18	12	0	0	75	17	18	12	
特定教育・保育施設	保育所			75	17	18	12			75	17	18	12
	認定こども園												
	幼稚園												
特定地域型保育事業	小規模保育事業												
	事業所内保育事業												
教育・保育施設	幼稚園												
企業主導型保育事業(地域枠)													
(幼稚園および預かり保育)		(1)						(1)					
過不足(B-A)	△ 7	0	42	9	9	8	△ 7	0	46	9	9	8	

雄和地域	令和9年度						令和10年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み(A)	4	23		9	8	4	5	27		8	8	4	
		1	22					1	26				
確保方策(B)	0	0	75	17	18	12	0	0	75	17	18	12	
特定教育・保育施設	保育所			75	17	18	12			75	17	18	12
	認定こども園												
	幼稚園												
特定地域型保育事業	小規模保育事業												
	事業所内保育事業												
教育・保育施設	幼稚園												
企業主導型保育事業(地域枠)													
(幼稚園および預かり保育)		(1)						(1)					
過不足(B-A)	△ 5	0	53	8	10	8	△ 6	0	49	9	10	8	

雄和地域	令和11年度						
	1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み(A)	5	27		8	8	4	
		1	26				
確保方策(B)	0	0	75	17	18	12	
特定教育・保育施設	保育所			75	17	18	12
	認定こども園						
	幼稚園						
特定地域型保育事業	小規模保育事業						
	事業所内保育事業						
教育・保育施設	幼稚園						
企業主導型保育事業(地域枠)							
(幼稚園および預かり保育)		(1)					
過不足(B-A)	△ 6	0	49	9	10	8	

【R7】施設数：2
保育所：2

- ※「幼稚園希望」は、2号認定(保育を必要とする者)のうち、幼稚園の利用希望が強い者
- ※「(幼稚園および預かり保育)」は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)における長時間・通年の預かり保育
- ※「(幼稚園および預かり保育)」の()内の数字は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)の内数
- ※「幼稚園希望」に係る確保方策について、「認定こども園」の「2号認定」から確保できない場合「(幼稚園および預かり保育)」により確保する

2 地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域について

地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、各事業において、現在、広域で提供体制を確保している状況にあることを踏まえ、市内全域を提供区域とします。

ただし、延長保育事業については、教育・保育提供区域と同様の7区域とします。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容および実施時期

①利用者支援事業

ア 基本型（担当課：子育て相談支援課）

子育て家庭が集まりやすい施設に専門職員を配置して、子育て支援サービス等に関する情報提供や相談対応等の支援を行います。

単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
実施箇所数 (箇所)	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

※子育て相談支援課が、各地域の地域子育て支援拠点事業等と連携を図り実施体制を確保します。

イ こども家庭センター型（担当課：子ども健康課、子育て相談支援課）

母子保健・児童福祉部門の連携・協働を一層深めて相談支援体制の強化を図り、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象として、児童虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない支援を行います。

単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
実施箇所数 (箇所)	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

※母子保健（子ども健康課）と児童福祉（子育て相談支援課）が連携を図り実施体制を確保します。

ウ 地域子育て相談機関（担当課：子育て相談支援課）

地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、情報提供や助言など必要な支援を行います。

単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
実施箇所数 (箇所)	量の見込み	8	8	8	8	8
	確保方策	8	8	8	8	8

※子育て相談支援課が、各地域の相談機関と連携を図り実施体制を確保します。

②延長保育事業（担当課：子ども育成課）

保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長して保育を行います。

単位等	量の見込みと確保方策		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
利用者数 (人)	市全域	量の見込み	3,750	3,637	3,526	3,419	3,357
		確保方策	3,750	3,637	3,526	3,419	3,357
	中央	量の見込み	882	853	814	790	774
		確保方策	882	853	814	790	774
	北部	量の見込み	953	921	900	867	857
		確保方策	953	921	900	867	857
	西部	量の見込み	423	417	414	400	397
		確保方策	423	417	414	400	397
	東部	量の見込み	744	721	704	681	666
		確保方策	744	721	704	681	666
	南部	量の見込み	649	630	600	589	570
		確保方策	649	630	600	589	570
	河辺	量の見込み	71	69	71	68	69
		確保方策	71	69	71	68	69
	雄和	量の見込み	28	26	23	24	24
		確保方策	28	26	23	24	24

※現在の実施施設数で、ニーズ調査に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

③放課後児童健全育成事業（担当課：子ども福祉課）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対して、安全・安心な生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

単位等	量の見込みと確保方策		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
利用児童数 (人)	量の見込み	1年生	948	943	982	1,009	981
		2年生	600	642	624	648	676
		3年生	410	427	447	433	456
		4年生	274	281	287	299	293
		5年生	102	105	105	106	113
		6年生	144	160	161	161	165
		合計	2,478	2,558	2,606	2,656	2,684
	確保方策		2,718	2,790	2,862	2,934	3,006

※ニーズ調査および利用実績の上昇傾向を考慮した量の見込みに対し、新規クラブ創設等により、提供体制を確保します。

④子育て短期支援事業（担当課：子育て相談支援課、子ども福祉課）

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行います。なお、ショートステイについては、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合および経済的な理由により緊急一時的に保護することが必要な場合等に、親子等の保護も行います。

	単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
ショートステイ	延べ利用者数 (人日)	量の見込み	225	219	213	207	202
		確保方策	225	219	213	207	202
トワイライト	延べ利用者数 (人日)	量の見込み	589	569	544	522	499
		確保方策	589	569	544	522	499

※現在の実施設数で、利用実績に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑤乳児家庭全戸訪問事業（担当課：子ども健康課）

安心して子育てができるよう、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に対して訪問指導を行います。

単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
対象者数 (人)	量の見込み	1,505	1,468	1,432	1,403	1,376
	確保方策	1,505	1,468	1,432	1,403	1,376

※0歳児推計人口を量の見込みとし、全戸訪問に対応する提供体制の確保が可能です。

⑥養育支援訪問事業（担当課：子育て相談支援課）

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
対象者数 (人)	量の見込み	1,505	1,468	1,432	1,403	1,376
	確保方策	1,505	1,468	1,432	1,403	1,376

※現在の実施体制で、利用実績に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑦地域子育て支援拠点事業（担当課：子育て相談支援課ほか）

乳幼児およびその保護者が相互に交流する場を提供し、子育てについての相談や情報提供、助言その他の援助を行います。

単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
延べ利用人数 (人日)	量の見込み	187,392	181,752	176,160	170,856	167,736
	確保方策	264,781	264,781	264,781	264,781	264,781

※子育て交流室、子ども広場（フォンテ AKITA 6階）、各市民サービスセンターの子育て交流ひろばの9箇所で、ニーズ調査に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑧一時預かり事業（担当課：子ども育成課）

家庭において保育を受けることが困難になったこどもを、認定こども園、幼稚園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行います。

単位等	量の見込みと確保方策		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
延べ利用人数 (人日)	量の見込み	1号認定	13,555	12,955	12,095	11,610	11,431
		2号認定	83,269	79,584	74,299	71,320	70,222
		合計	96,824	92,539	86,394	82,930	81,653
	確保方策		96,824	92,539	86,394	82,930	81,653
延べ利用人数 (人日)	量の見込み		2,635	2,606	2,646	2,598	2,542
	確保方策		2,635	2,606	2,646	2,598	2,542

※現在の実施施設数で、ニーズ調査に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑨病児保育事業（担当課：子ども育成課）

病院や保育所等に付設された専用スペース等において、病児等を一時的に保育します。

単位等	量の見込みと確保方策		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
延べ利用人数 (人日)	量の見込み		2,676	2,593	2,509	2,429	2,385
	確保方策		10,824	10,824	10,824	10,824	10,824

※現在の実施施設数で、ニーズ調査に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑩ファミリー・サポート・センター事業（担当課：子育て相談支援課）

乳幼児や小学生等のこどものいる子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する調整等を行います。

単位等	量の見込みと確保方策		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
延べ利用人数 (人日)	未就学児 (緊急対応)	量の見込み	72	70	68	66	64
		確保方策	72	72	72	72	72
	未就学児 (緊急対応以外)	量の見込み	1,672	1,620	1,570	1,521	1,474
		確保方策	2,230	2,230	2,230	2,230	2,230
	就学児	量の見込み	880	853	827	801	776
		確保方策	1,173	1,173	1,173	1,173	1,173

※協力会員の増加を図りながら、利用実績等に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑪妊婦健康診査（担当課：子ども健康課）

妊婦に対する健康診査を実施し、健康の保持および増進を図ります。

単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
延べ受診回数 (人回)	量の見込み	20,552	20,048	19,642	19,264	18,886
	確保方策	20,552	20,048	19,642	19,264	18,886

※現在の実施体制で、妊婦1人につき14回（40週以降を除く受診回数）の健診を想定した量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑫子育て世帯訪問支援事業（担当課：子育て相談支援課）

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等の居宅を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
延べ人数 (人日)	量の見込み	167	167	167	167	167
	確保方策	167	167	167	167	167

※現在の実施体制で、想定した量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑬児童育成支援拠点事業（担当課：子ども福祉課）

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
対象者数（人）	量の見込み	13	13	13	13	13
	確保方策	13	13	13	13	13

※想定した量の見込みに対する提供体制の確保に努めます。

⑭親子関係形成支援事業（担当課：子育て相談支援課）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談および助言を実施するなど、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
対象者数（人）	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5

※現在の実施体制で、想定した量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑮妊婦等包括相談支援事業（担当課：子ども健康課）

子ども家庭センターにおいて、妊娠届出時等に妊産婦と面談し、妊娠期から子育て期にわたるまでの継続的な支援を行います。

単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
実施合計回数 (回)	量の見込み	2,971	2,898	2,840	2,785	2,730
	確保方策 (子ども家庭センター)	2,971	2,898	2,840	2,785	2,730

※現在の実施体制で、想定した量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑯産後ケア事業（担当課：子ども健康課）

出産後1年を経過しない母子に対して、短期入所または通所により心身のケアや育児のサポート等を行います。

単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
延べ人数 (人日)	量の見込み	603	588	574	562	551
	確保方策	603	588	574	562	551

※現在の実施体制で、想定した量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑰子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業（担当課：子育て相談支援課）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、職員やネットワーク構成員の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図ります。

⑱実費徴収に伴う補足給付事業（担当課：子ども育成課）

新制度未移行幼稚園の入園児童のうち、年収360万円未満相当の世帯の子どもおよび所得に関わらず第3子以降の子どもを対象に、保護者が負担する副食費を助成します。（「幼稚園副食費補足給付事業」として実施）

⑲多様な主体の参入促進事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）

（担当課：子ども育成課）

特別な支援を要する子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用を助成します。（「私立保育所等障がい児保育事業」として実施）

(3) 地域子ども・子育て支援事業（令和8年度以降は乳児等のための支援給付）の量の見込みと提供体制の確保の内容および実施時期

乳児等通園支援事業（担当課：子ども育成課）

満3歳未満の未就園児を対象に、保育所等において就労要件を問わず時間単位で保育します。

単位等	量の見込みと確保方策		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
定員数 (人日)	0歳児	量の見込み	34	33	32	31	31
		確保方策	34	33	32	31	31
定員数 (人日)	1歳児	量の見込み	19	20	19	19	19
		確保方策	19	20	19	19	19
定員数 (人日)	2歳児	量の見込み	18	16	17	17	16
		確保方策	18	16	17	17	16

※令和7年度は地域子ども・子育て支援事業として実施、令和8年度以降は乳児等のための支援給付として実施します。

